官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四五）　四
○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四六）　七
○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二四七）　九
○港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四八）　一〇
○港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（二四九）　一〇
○北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に関する政令（二五〇）　一〇
○航空法施行令の一部を改正する政令（二五一）　一〇
○栄養士法施行令の一部を改正する政令（二五二）　一〇
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（二五三）　一〇

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約（五）　一

〔府　令〕
○発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府六九）　四

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁・総務七）　一三

〔省　令〕
○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働七四）　三三
○港湾法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八一）　三九

〔法規的告示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（国税庁一七）　三三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働一九三）　三三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同一九四）　三三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器の一部を改正する件（同一九五）　三三
○準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部を改正する告示（国土交通五〇九）　三三

〔その他告示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の効力発生に関する件（外務二六五）　三六

〔官庁報告〕
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　三六
介護福祉士試験委員の公告（同）　三六
令和七年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四五号）（総務省）

1　個人番号カードの交付を受けようとする者の指定する者に個人番号カードを交付する場合における当該指定された者の本人確認の措置については、次のいずれかに掲げる措置とすることとした。（第一三条第七項第二号関係）

㈠　当該指定された者から、第一三条第七項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものの提示を受けること。

㈡　㈠に掲げる措置に準ずるものとして主務省令で定める措置

2　その他所要の規定の整備を行うものとした。

3　この政令は、公布の日から施行するものとした。

◇金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二四六号）（金融庁）

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月一日とすることとした。

◇金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二四七号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　公開買付制度の見直しに関する規定の整備

㈠　公開買付制度の対象となる取引範囲の見直し

(1)　公開買付けによらずに行うことができる株券等の買付け等について、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が

株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為のために行う株券等の買付け等及び公開買付けが行われる場合において当該公開買付けに係る株券等の発行者が発行する株券等について行う株券等の買付け等であって当該買付け等に係る買付け等の価格が当該公開買付けに係る買付け等の価格を下回る等の要件を満たすものを加えることとする等の規定の整備を行うこととした。（第七条第一項、第一二条関係）

(2)　買付け等を行う株券等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ない場合は、当該買付け等により増加する株券等所有割合が一、〇〇〇分の五未満である場合（当該買付け等を行う日前六月間に買付け等（公開買付けによる買付け等及び適用除外買付け等を除く。）を行っている場合を除く。）とすることとした。（第七条第三項関係）

㈡　形式的特別関係者の範囲の見直し

形式的特別関係者の範囲から、買付者の親族並びに買付者が特別資本関係を有する法人等及び買付者に対して特別資本関係を有する法人等の役員を除外することとした。（第九条関係）

㈢　公開買付手続の柔軟化

(1)　公開買付けに係る買付け等の価格の引き下げを行うことができる対象者の行為として、剰余金の配当又は金銭の分配を加えることとする等の規定の整備を行うこととした。（第一三条第一項関係）

(2)　公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除を行うことができる事情が生じた場合で、金融庁長官の承認を得たときは、当該承認に係る期間、公開買付期間を延長することができることとした。当該承認の権限について金融庁長官から財務局長等への委任に関する規定の整備を行うこととした。（第一三条第二項、第四〇条関係）

2　大量保有報告制度の見直しに関する規定の整備

㈠　現金による決済が予定されているデリバティブ取引に関する規定の整備

現金による決済が予定されているデリバティブ取引に係る権利を有する者が保有者に該当することとなるための目的を、デリバティブ取引の相手方から株券等を取得する目的、発行者に対してデリバティブ取引に係る権利を有することを示して重要提案行為等を行う目的、デリバティブ取引の相手方が保有する議決権の行使に影響を及ぼす目的とすることとした。（第一四条の六関係）

㈡　企業と投資家の対話の促進に向けた規定の整備等

(1)　共同保有者に該当しないための要件である「個別の権利の行使ごとの合意」は、発行者の株主総会又は投資主総会ごとにする合意であって、合意の対象とする当該発行者の株主総会又は投資主総会の議案を他の議案と明確に区別できるよう特定し、かつ、当該議案に対する賛否を定めて、当該議案について共同して議決権を行使することを内容とするものとすることとした。（第一四条の六の三関係）

(2)　重要提案行為等に該当することとなる提案事項として、支配人等の選任又は解任及び支店等の設置、変更又は廃止を削り、特定の者の役員への選任を加える等の規定の整備を行うこととした。（第一四条の八の二関係）

㈢　みなし共同保有者の範囲の見直し

共同保有者とみなされる関係から、夫婦の関係を除外することとした。（第一四条の七関係）

㈣　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　その他関係政令の整理（第二条及び第三条関係）

金融商品取引法第一九七条の二第二項が新設されたことに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令について、所要の規定の整理を行うこととした。（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一五条、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令第五条、特定複合観光施設区域整備法施行令第七条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行することとした。

◇港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二四八号）（国土交通省）

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月二二日とすることとした。

◇港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二四九号）（国土交通省）

一　港湾法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣が港湾法第五二条第一項の規定による港湾工事又は同法第五二条の二第一項の規定による高度港湾工事を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち国土交通大臣が代行に当たって港湾管理者に通知すべきもの等について定めることとした。（第一六条の二、第一六条の三、第一六条の五及び第一六条の六関係）

2　国土交通大臣が港湾法第五二条の二第一項の規定による高度港湾工事を行うことができる港湾施設は、水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（駐車場及びヘリポートを除く。）とすることとした。（第一六条の四関係）

二　沖縄振興特別措置法施行令の一部改正関係

国土交通大臣が沖縄振興特別措置法第一〇〇条第一項の規定による港湾工事を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち国土交通大臣が代行に当たって港湾管理者に通知すべきもの等について定めることとした。（第三五条第三項及び第四項関係）

三　施行期日

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月二二日）から施行することとした。

◇北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に関する政令（政令第二五〇号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第一項の規定による港湾工事を行う場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち国土交通大臣が代行に当たって港湾管理者に通知すべきもの等について定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月二二日）から施行することとした。

◇航空法施行令の一部を改正する政令（政令第二五一号）（国土交通省）

1　佐賀空港から出発する自衛隊等の航空機に係る飛行計画の通報等に係る国土交通大臣の権限を防衛大臣に委任することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和七年七月九日から施行することとした。

◇栄養士法施行令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（厚生労働省）

1　栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定の申請、内容変更の承認の申請、前年度卒業者の員数及び学生又は生徒の現在員数の届出、名称等の変更の届出並びに廃止等の届出に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和七年一月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第二五三号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

受給権者の所得により二〇歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金の支給を停止する場合の所得基準額を改定することとした。（第一条関係）

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正関係
　受給資格者の所得により障害児福祉手当等の支給を制限する場合の所得基準額を改定することとした。（第二条関係）
三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係
　受給権者の所得により特定障害者に対する特別障害給付金の支給を制限する場合の所得基準額を改定することとした。（第三条関係）
四　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係
　受給資格者の所得により障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金を支給する場合の所得基準額を改定することとした。（第四条関係）
五　施行期日等
1　必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）
2　この政令は、一部の規定を除き、令和七年一〇月一日から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約（条約第五号）
（外務省）
　この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国政府とウクライナ政府との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。
1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税について、ウクライナにおいては個人所得税及び企業の利得に対する租税について適用する。（第一条及び第二条関係）
2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）
3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得に対してのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）
4　配当に対しては、源泉地国において、親会社が子会社から受け取る配当の場合には五パーセントを超えない税率により、その他の配当の場合には一五パーセントを超えない税率により、それぞれ課税することができる。利子に対しては、源泉地国において、政府等が取得する利子の場合には課税が免除され、金融機関が取得する利子等の場合には五パーセントを超えない税率により、その他の利子の場合には一〇パーセントを超えない税率により、それぞれ課税することができる。使用料に対しては、源泉地国において、五パーセントを超えない税率により課税することができる。（第一〇条～第一二条関係）
5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）
6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）
7　一方の締約国の居住者が取得する退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務について支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生等が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一七条～第一九条関係）
8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二〇条関係）
9　日本国の居住者が納付するウクライナの租税の額は、日本の租税の額から控除する。ウクライナの居住者が納付する日本国の租税の額は、ウクライナの租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二一条及び第二二条関係）
10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、当該納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二三条関係）
11　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二四条関係）
12　両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。（第二五条関係）
13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二六条関係）
14　第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には、条約の特典は与えられない。（第二七条関係）
15　この条約は、各締約国がこの条約の効力発生に必要とされる国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二八条及び第二九条関係）

政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中「から、」を「から」に、「次に掲げる書類その他」を「法第十六条の二第一項の申請に関する当該交付申請者の意思を確認することができるものとして」に、「受けなければ」を「受け、並びに次に掲げる措置をとらなければ」に改め、同項第一号中「個人識別事項（」を「当該指定された者から、個人識別事項（」に改め、「定めるもの」の下に「の提示を受けること。」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　次のいずれかに掲げる措置

イ　当該指定された者から、前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるものの提示を受けること。

ロ　イに掲げる措置に準ずるものとして主務省令で定める措置

第十三条第七項第三号中「当該交付申請者の個人識別事項が記載され、」を「当該指定された者から、当該交付申請者の個人識別事項が記載され、」に改め、「もの）」の下に「の提示を受けること。」を加える。

第四十三条第二項の表第十七条第一項の項中「第十八条の二第三項」を「第十八条の五第三項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十六号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十七号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第一項及び第七項第一号、第二十七条の五第三号（同法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第一項第一号及び第四号、第二十七条の二十三第三項第三号、第五項第三号及び第六項並びに第二十七条の二十六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の十二の三第四号ロ中「第十二条第七号」を「第十二条第八号」に改める。

第七条を削る。

第六条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七号及び第八号に掲げる株券等の買付け等にあつては、同項第二号に規定する特定市場外買付け等を除く。

第六条の二第一項第四号を削り、同項第三号中「当該受益証券を」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「当該受益証券を」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者（第十一号、第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において「第一種金融商品取引業者」という。）又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が行う株券等の買付け等であつて、株券等の売付け等（法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。次条第五項第三号、第十二条第八号及び第十四条の三の二第三項において同じ。）の取次ぎに準ずる行為として内閣府令で定める行為のために行うもの

第六条の二第一項第八号及び第九号を削り、同項第七号中「に係る特定買付け等」を「の買付け等」に、「当該特定買付け等」を「当該株券等の買付け等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「特定買付け等を」を「株券等の買付け等を」に、「三分の一」を「百分の三十」に、「含む。）に」を「含む。次項第二号において同じ。）に」に、「当該特定買付け等（」を「買付け等（」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「特定買付け等」を「株券等の買付け等」に、「にある」を「を有する」に改め、同号を同項第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

五　発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

第六条の二第一項第十一号及び第十二号を削り、同項第十三号中「第九条第一項」を「第九条第二項第一号」に、「金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）」を「第一種金融商品取引業者」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三　公開買付けが行われる場合において当該公開買付けに係る株券等の発行者が発行する株券等について行う買付け等であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ　当該公開買付けによる買付け等を行う者と同一の者が行うものであること。

ロ　当該買付け等に係る買付け等の価格（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下ロ及び次条第三項において同じ。）が当該公開買付けに係る買付け等の価格を下回ること。

ハ　当該買付け等に係る株券等の受渡しその他の決済が当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済と同時に行われること。

ニ　当該買付け等に係る契約の締結までに、当該買付け等を行う者が、当該買付け等の相手方に対し、当該公開買付けの内容を記載した書面を交付し、又は当該内容を記録した電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十七条の十二第二項第四号、第三十六条の三及び第三十六条の四において同じ。）を提供したこと。

ホ　当該公開買付けに係る公開買付開始公告（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告をいう。以下この節において同じ。）及び公開買付届出書（同項に規定する公開買付届出書をいう。へにおいて同じ。）において法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付していないこと。

ヘ　当該公開買付けに係る公開買付届出書（その訂正届出書を含む。）においてニに規定する契約があること及びその内容を明らかにしていること。

十四　担保権の実行による株券等の買付け等

第六条の二第一項第十六号中「第八条第五項第三号」を「次条第五項第三号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五　事業の全部又は一部の譲受けによる株券等の買付け等

第六条の二第四項を削り、同条第三項中「第二十七条の二第一項第一号」を「第二十七条の二第一項第二号」に改め、「著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして」及び「次条第七項第一号に規定する場合における買付け等を除く。）」を削り、「第三号」を「第六号」に、「第十号から第十五号まで」を「第九号から第十七号まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第二十七条の二第一項第一号」を「第二十七条の二第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三　投資一任契約（法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四　株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五　株券等の売買に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

六　その他内閣府令で定める場合

3　法第二十七条の二第一項第一号に規定する買付け等を行う株券等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ない場合として政令で定める場合は、当該株券等の買付け等により増加する当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（同号に規定する株券等所有割合をいう。次条第五項第三号及び第十四条第一項第二号イにおいて同じ。）が千分の五未満である場合（当該株券等の買付け等を行う者が当該株券等の買付け等を行う日前六月間において当該株券等の発行者が発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等及び法第二十七条の二第一項ただし書に規定する適用除外買付け等を除く。）を行つている場合を除く。）とする。

4　法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める割合は、三分の二とする。

第六条の二を第七条とする。

第八条第一項中「（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同条第三項中「（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）は」を「は、当該株券等の種類及び内容に応じ」に改め、同条第五項第三号中「（法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第九条第一項中「次に掲げる者」を「その者が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の数の百分の二十以上の数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。第三項から第五項までにおいて同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この項から第三項までにおいて「特別資本関係」という。）を有する場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本関係を有することとなる場合を除く。）における当該法人等」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「役員」の下に「（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。）」を加え、同項第二号中「及びその役員」を削り、同項第三号中「並びに当該法人等の役員」を削り、同条第三項中「（その親族を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「議決権の」及び「以上の」の下に「数の」を加え、同条第四項及び第五項中「議決権の」及び「超える」の下に「数の」を加え、同条第六項中「第一項第二号」を「第一項」に改める。

第十条第一号中「金融商品取引業者」を「第一種金融商品取引業者」に改める。

第十二条第四号中「第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号」を「第七条第一項第二号から第六号まで」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「第六条の二第一項第十五号」を「第七条第一項第十六号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第七条第一項第十三号に掲げる買付け等をする場合

第十三条第一項に次の二号を加える。

三　剰余金の配当又は金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条第一項に規定する金銭の分配をいう。）

四　当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済を行う日より前の日を基準日（会社法第百二十四条第一項に規定する基準日若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第二項に規定する基準日又は外国の法令におけるこれらに相当する日をいう。）として前三号に掲げる行為を行う旨の決定

第十三条第二項第二号に次のように加える。

ハ　第十四条第一項各号に掲げる事情が生じた場合において、内閣府令で定めるところにより、買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長しても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして金融庁長官の承認を受けたとき　当該承認に係る期間

第十四条第一項中「第二十七条の十一第一項」を「第二十七条の十一第一項ただし書」に、「政令で定めるもの」を「政令で定める事情」に改め、同条第二項中「第二十七条の十一第一項」を「第二十七条の十一第一項ただし書」に改める。

第十四条の三の三第三項中「買付け等の価格（法第二十七条の二十二の二第二項」を「買付け等の価格（同条第二項」に、「以下この節において同じ。）は」を「）は、当該上場株券等の種類及び内容に応じ」に改める。

第十四条の三の五第一号中「金融商品取引業者」を「第一種金融商品取引業者」に改める。

第十四条の三の八第三号を削る。

第十四条の三の十一第一項の表第二十七条の十二の項中欄中「第二十七条の二十一第一項及び第二項」を「第二十七条の二十一第一項第二号及び第二項第二号」に改め、同項下欄中「第二十七条の二十一第一項」を「第二十七条の二十一第一項第二号」に改める。

第十四条の六の見出し中「準ずる者」を「準ずる者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二十七条の二十三第三項第三号に規定する政令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一　株券等に係るデリバティブ取引の相手方から当該株券等の発行者が発行する株券等を取得する目的

二　株券等の発行者に対して当該発行者が発行する株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有することを示して法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行う目的

三　株券等に係るデリバティブ取引の相手方が保有する議決権（当該株券等の発行者が発行する株券等に係るものに限る。）の行使に影響を及ぼす目的

第十四条の六の二の次に次の一条を加える。

（個別の権利行使ごとの合意）

第十四条の六の三　法第二十七条の二十三第五項第三号に規定する政令で定める合意は、株券等の保有者が当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者との間で当該発行者の株主総会又は投資主総会ごとにする合意であつて、合意の対象とする当該発行者の株主総会又は投資主総会の議案を他の議案と明確に区別できるよう特定し、かつ、当該議案に対する賛否を定めて、当該保有者及び他の保有者が当該議案について共同して議決権を行使することを内容とするものとする。

第十四条の七第一項第一号を削り、同項第二号中「議決権の」及び「超える」の下に「数の」を加え、「含む。以下この条」を「含む。次項」に、「者（以下この条」を「者（次号及び同項」に、「会社（以下この条」を「会社（同号及び同項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「議決権の」及び「超える」の下に「数の」を加え、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項第二号及び前二項」を「第一項第一号及び前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条の八の二第一項中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　代表取締役若しくは代表執行役の選定若しくは解職又は執行役員の選任若しくは解任（次号に該当するものを除く。）

第十四条の八の二第一項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　特定の者の役員への選任

第十四条の八の二第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条の十二第二項第四号中「（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十条第一項第四号中「第四条の二の四第三項」の下に「並びに第十三条第二項第二号ハ」を加える。

第四十五条第二号中「第百九十七条の二第一号」を「第百九十七条の二第一項第一号」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第百九十七条の二第十三号」を「第百九十七条の二第一項第十三号」に改める。

一　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十五条第二項第十一号

二　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）第五条第十一号

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第三条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十三号及び第二項第十三号中「第百九十七条の二」を「第百九十七条の二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法施行令第十四条、第十四条の三の八及び第十四条の三の十一第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（公開買付けに関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（附則第五条において「新金融商品取引法施行令」という。）第七条第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（附則第四条において「新金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項に規定する株券等の同項に規定する買付け等について適用し、施行日前に行った改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（次条及び附則第四条において「旧金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項に規定する株券等の同項に規定する買付け等については、なお従前の例による。

第三条　施行日前に行った旧金融商品取引法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告に係る金融商品取引法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けに関する第一条の規定による改正前の金融商品取引法施行令（次条において「旧金融商品取引法施行令」という。）第三章第一節の規定の適用については、なお従前の例による。

（大量保有報告書に関する経過措置）

第四条　株券等（金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の保有者（旧金融商品取引法第二十七条の二十三第三項に規定する保有者をいう。以下この条において同じ。）であって、当該株券等の発行者（金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する発行者をいう。）が発行する株券等の他の保有者とこの政令の施行の際現に旧金融商品取引法施行令第十四条の七第一項第一号に掲げる関係又は同条第二項の規定によりみなして適用される同条第一項第二号から第四号までに掲げる関係にある者は、この政令の施行により当該他の保有者が新金融商品取引法第二十七条の二十三第六項の規定により同条第五項に規定する共同保有者とみなされる者に該当しないこととなることに伴う金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書又は同法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更について、同法第二十七条の二十五第一項に規定する変更報告書及び同法第二十七条の二十六第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出を要しない。

第五条　施行日前に次の各号に掲げる規定により当該各号に定める書類を提出しなければならないこととなった場合における当該書類の提出については、新金融商品取引法施行令第十四条の八の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　金融商品取引法第二十七条の二十三第一項　同項に規定する大量保有報告書

二　金融商品取引法第二十七条の二十五第一項　同項に規定する変更報告書

三　金融商品取引法第二十七条の二十六第一項　同項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書

四　金融商品取引法第二十七条の二十六第二項　同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書

五　金融商品取引法第二十七条の二十六第四項　同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書

六　金融商品取引法第二十七条の二十六第五項　同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書

（罰則に関する経過措置）

第六条　施行日前にした行為並びに附則第二条、第三条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
国土交通大臣　中野　洋昌

港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十八号

港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
国土交通大臣　中野　洋昌

港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百四十九号

港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第三項並びに第五十二条の二第一項及び第三項から第五項まで並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条　港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一章の前に次の目次を付する。

目次

第一章　国際戦略港湾等（第一条―第一条の三）
第二章　港湾計画（第一条の四）
第三章　港務局の債務（第一条の五）
第四章　港湾施設の建設等に係る資金の貸付け
　第一節　特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け（第二条―第八条）
　第二節　特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け（第九条―第九条の三）
　第三節　埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け（第十条―第十二条）

第五章　港湾区域内の工事等の許可及び臨港地区内における行為の届出等（第十三条―第十五条の四）
第六章　港湾環境整備負担金の負担の基準（第十五条の五）
第七章　国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例（第十五条の六）
第八章　入港料を徴収されない船舶（第十六条）
第九章　国土交通大臣がする港湾工事等
　第一節　港湾管理者の権限及び高度港湾工事の代行（第十六条の二―第十六条の六）
　第二節　直轄工事によつて生じた港湾施設の管理の委託（第十七条―第十七条の九）
第十章　緊急確保航路（第十七条の十）
第十一章　港湾区域の定めのない港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為（第十八条）
第十二章　港湾の施設に関する技術上の基準（第十九条―第二十条）
第十三章　雑則（第二十一条・第二十二条）
附則

第一章の章名を次のように改める。

第一章　国際戦略港湾等

第二章及び第三章の章名を削る。

第一条の三の次に次の章名を付する。

第二章　港湾計画

第一条の四の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第三章　港務局の債務

第一条の五を次のように改める。

第一条の五　法第十条第二項の政令で定める債務は、借入金に係る債務であつて、その借入期間が一年を超えるものとする。

第一条の五の次に次の章名及び節名を付する。

第四章　港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第一節　特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第八条の次に次の節名を付する。

第二節　特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け

第九条の三の次に次の節名を付する。

第三節　埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第十二条の次に次の章名を付する。

第五章　港湾区域内の工事等の許可及び臨港地区内における行為の届出等

第十五条の四の次に次の章名を付する。

第六章　港湾環境整備負担金の負担の基準

第十五条の五の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第七章　国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例

第十五条の六の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第八章　入港料を徴収されない船舶

第十六条の見出しを削り、同条中「第四十四条の二第一項但書」を「第四十四条の二第一項ただし書」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同条の次に次の章名、一節及び節名を加える。

第九章　国土交通大臣がする港湾工事等

第一節　港湾管理者の権限及び高度港湾工事の代行

（直轄工事に係る港湾管理者の権限の代行）

第十六条の二　法第五十二条第三項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一　法第三十七条第一項の許可を与え、法第六十条の二第一項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は法第五十六条の四第一項の規定により当該許可を取り消し、その効力を停止し、当該条件を変更し、若しくは新たな条件を付すること。

二　法第三十七条第一項の規定に違反した者に対し法第五十六条の四第一項の規定により必要な措置をとることを命じ、又は同条第二項の規定により当該措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくはその委任した者に行わせること。

三　法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により協議に応ずること。

四　法第四十三条の二の規定により港湾工事の施行及び費用の負担について協議すること。

五　法第五十六条の五第一項（法第三十七条第一項の許可に係る部分に限る。）の規定により必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせること。

2　国土交通大臣は、前項各号に掲げる権限を港湾管理者に代わつて行おうとするときは、権限の代行に係る港湾の名称及び区域、代行する権限並びに権限の代行の開始の日を官報により公示しなければならない。権限の代行の全部又は一部を終了しようとするときも、権限の代行の開始の場合に準じてその旨を公示するものとする。

3　国土交通大臣は、第一項第一号から第四号までに掲げる権限を港湾管理者に代わつて行つたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

第十六条の三　法第五十二条第三項の規定により前条第一項第一号又は第三号に掲げる港湾管理者の権限を国土交通大臣が代わつて行う場合における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）	第二十二条第五項	ついて港湾管理者	ついて港湾管理者若しくは国土交通大臣
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）	第四十八条第二項	港湾管理者	港湾管理者又は国土交通大臣
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）	第十二条第三項	港湾管理者	港湾管理者若しくは国土交通大臣

２　法第五十二条第三項の規定により前条第一項第二号に掲げる港湾管理者の権限を国土交通大臣が代わつて行う場合における法第五十六条の四の規定の適用については、同条第一項中「同号イ」とあるのは、「同号イ又はハ（第三十七条第一項に係る部分に限る。）」とする。

（高度港湾工事の代行に係る港湾施設）

第十六条の四　法第五十二条の二第一項の政令で定める港湾施設は、水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設（駐車場及びヘリポートを除く。）とする。

（高度港湾工事に係る港湾管理者の権限の代行）

第十六条の五　法第五十二条の二第三項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わつて行う権限は、第十六条の二第一項各号に掲げるものとする。

２　第十六条の二第二項及び第三項並びに第十六条の三の規定は、国土交通大臣が法第五十二条の二第三項の規定により港湾管理者の権限を代わつて行う場合について準用する。

（高度港湾工事の代行に係る公示）

第十六条の六　法第五十二条の二第四項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

一　高度港湾工事の代行に係る港湾の名称

二　高度港湾工事の代行に係る港湾の区域

三　高度港湾工事の代行の開始の日

２　法第五十二条の二第五項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

一　高度港湾工事の代行の全部又は一部を完了した港湾の名称

二　高度港湾工事の代行の全部又は一部を完了した港湾の区域

三　高度港湾工事の代行の全部又は一部を完了した日

第二節　直轄工事によつて生じた港湾施設の管理の委託

第十七条の九の次に次の章名を付する。

第十章　緊急確保航路

第十七条の十の見出しを削り、同条中「別表第五」を「別表第四」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第十一章　港湾区域の定めのない港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為

第十八条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第十二章　港湾の施設に関する技術上の基準

第十九条の見出しを「（技術基準対象施設）」に改める。

第二十条の次に次の章名を付する。

第十三章　雑則

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（法第五十五条の七第一項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金の償還方法の特例）」を付する。

附則第十一項を附則第十二項とする。

附則第十項第三号中「附則第八項第一号」を「附則第九項第一号」に改め、同項を附則第十一項とし、附則中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第四項中「第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、同項の前に見出しとして「（法附則第三項から第五項までの国の貸付金の償還期間等）」を付し、附則第二項の次に次の一項を加える。

（国内産業の開発上特に重要な港湾）

３　法附則第二項の政令で定める国内産業の開発上特に重要な港湾は、次の表のとおりとする。

都道府県	
神奈川	横須賀
京都	舞鶴
広島	呉
福岡	苅田
長崎	佐世保

別表第四を削り、別表第五を別表第四とする。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第二条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出し中「特例」の下に「及び港湾管理者の権限の代行」を加え、同条に次の二項を加える。

３　法第百条第五項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わって行う権限は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十六条の二第一項各号に掲げるものとする。

４　港湾法施行令第十六条の二第二項及び第三項並びに第十六条の三の規定は、国土交通大臣が法第百条第五項の規定により港湾管理者の権限を代わって行う場合について準用する。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月二十二日）から施行する。

（広域臨海環境整備センター法施行令の一部改正）

２　広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

（地価税法施行令の一部改正）

３　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第九号中「附則第八項」を「附則第九項」に、「附則第九項」を「附則第十項」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十号

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に関する政令

内閣は、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

1　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（次項において「法」という。）第三条第三項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わって行う権限は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十六条の二第一項各号に掲げるものとする。

2　港湾法施行令第十六条の二第二項及び第三項並びに第十六条の三の規定は、国土交通大臣が法第三条第三項の規定により港湾管理者の権限を代わって行う場合について準用する。

附　則

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月二十二日）から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

航空法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十一号

航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第三項（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

別表山形空港に係る項空港等の欄中「八尾空港」を、「八尾空港
佐賀空港」に改める。

附　則

この政令は、令和七年七月九日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

栄養士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十二号

栄養士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

第十条第一号中「第十二条第一項」を「第十二条」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第十三条中「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、」を削り、同条を第十二条とする。

第十四条中「、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、」を削り、同条を第十三条とする。

第十五条中「、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して」を削り、同条を第十四条とする。

第十六条第一項中「第十条又は第十一条」を「第九条又は第十条」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条中「、第八条第二項」を「並びに第八条第二項」に改め、「、第九条前段（第十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十三条から第十五条まで」を削り、同条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第十条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の項中「、第八条第二項」を「並びに第八条第二項」に改め、「、第九条前段（第十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十三条から第十五条まで」を削る。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十三号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の三第一項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第二十条（同法第二十六条の五及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第九条並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第十五条第一項及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第一項中「三百七十万四千円」を「三百七十六万千円」に改め、同条第二項中「四百七十二万千円」を「四百七十九万四千円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「三百六十万四千円」を「三百六十六万千円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三百七十万四千円」を「三百七十六万千円」に改め、同条第二項中「四百七十二万千円」を「四百七十九万四千円」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第四条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「四百七十二万千円」を「四百七十九万四千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の四の規定は、令和七年十月以後の月分の国民年金法第三十六条の三第一項の規定による障害基礎年金の支給の停止について適用し、同年九月以前の月分の当該障害基礎年金の支給の停止については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第七条（同令第十二条第一項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第四条において準用する場合を含む。）の規定は、令和七年八月以後の月分の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十条の規定による障害児福祉手当の支給の制限及び同法第二十六条の五において準用する同法第二十条の規定による特別障害者手当の支給の制限並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の当該障害児福祉手当、当該特別障害者手当及び当該福祉手当の支給の制限については、なお従前の例による。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第二条の規定は、令和七年十月以後の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定による特別障害給付金の支給の制限について適用し、同年九月以前の月分の当該特別障害給付金の支給の制限については、なお従前の例による。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第八条の規定は、令和七年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第十五条第一項の規定による障害年金生活者支援給付金及び同法第二十条第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該障害年金生活者支援給付金及び当該遺族年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

条約第五号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約

日本国政府及びウクライナ政府は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2　この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3　この条約は、第七条3、第九条2、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十六条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条　対象となる租税

1　この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国においては、

(i)　所得税
(ii)　法人税
(iii)　復興特別所得税
(iv)　地方法人税
(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　ウクライナにおいては、

(i)　個人所得税

(ii)　企業の利得に対する租税

（以下「ウクライナの租税」という。）

4　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領海の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「ウクライナ」とは、地理的意味で用いる場合には、ウクライナの全ての領域（内水、領海及びこれらの上空を含む。）並びに領海の外側に位置する水域（海底及びその下を含む。）であって、ウクライナが自国の効力を有する国内法及び国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使するものをいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はウクライナをいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。

(i)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　ウクライナにおいては、ウクライナ財務省又は権限を与えられたその代理者

(j)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(k)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(l)　一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。

(i)　専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるもの

(ii)　専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。

2　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十三条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所、設立場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2　1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によって当該事案を解決する。

3　1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条　恒久的施設

1　この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a)　事業の管理の場所

(b)　支店

(c)　事務所

(d)　工場

(e)　作業場

(f)　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

3　建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動については、これらの現場、工事又は活動が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。

4　1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a)　企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。

(b)　企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(c)　企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。

(d)　企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e)　企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(f)　(a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5　4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a)　この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b)　当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6　1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であって、事業を行う一定の場所（5の規定が適用されることとなるものを除く。）を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。

(a)　当該企業の名において締結される契約

(b)　当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(c)　当該企業による役務の提供のための契約

7　6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8　一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9　この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条　不動産所得

1　一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3　1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4　1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条　事業利得

1　一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によって当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　この条及び第二十一条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3　一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によって調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4　他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条　国際海上運送及び国際航空運送

1　一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　この条の規定の適用上、企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得を含む。ただし、次の(a)に規定する賃貸又は次の(b)に規定する使用、保管若しくは賃貸が、当該企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。

(a)　裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得

(b)　物品又は商品の運送のために使用されるコンテナー（コンテナーの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸から取得する利得

3　第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ウクライナの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であってウクライナにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

4　1から3までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条　関連企業

1　次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b)　同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2　一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条　配当

1　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。

(a)　当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

(i)　当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権

(ii)　当該配当を支払う法人がウクライナの居住者である場合には、当該法人の資本

(b)　その他の全ての場合には、当該配当の額の十五パーセント

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十五パーセントを超えないものとする。

4　2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5　この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

6　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条　利子

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。

(a)　次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当する場合には、当該利子の額の五パーセント

(i)　当該利子の受益者が銀行、保険会社又は証券会社である場合

(ii)　当該利子の受益者が公認の年金基金であり、かつ、当該利子が第三条１(l)(i)又は(ii)に規定する活動によって取得される場合

(iii)　当該利子が当該他方の締約国の居住者によって行われる信用供与による設備若しくは物品の販売又は役務の提供の一環として生ずる債権に関して支払われる場合

(b)　その他の全ての場合には、当該利子の額の十パーセント

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって次の(a)又は(b)の規定に該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関である場合

(b)　当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有され、又はこれらによって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合

4　この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得であって当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

5　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6　利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

7　利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条　使用料

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。

3　この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5　使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6　使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条　譲渡収益

1　一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3　船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4　一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものによって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5　1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条　給与所得

1　次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b)　当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c)　当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一員として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務（他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。）について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条　役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条　芸能人及び運動家

1　第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条　退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条　政府職員

1　(a)　一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約国の国民

(ii)　専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2　(a)　1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3　一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条　その他の所得

1　一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3　1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条　二重課税の除去

1　日本国においては、二重課税は、次の方法によって除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってウクライナにおいて租税を課することができる所得をウクライナ内において取得する場合には、当該所得について納付されるウクライナの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2　ウクライナにおいては、二重課税は、次の方法によって除去される。

(a)　ウクライナの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、ウクライナは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対するウクライナの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたウクライナの租税の額のうち、日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

(b)　ウクライナの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従ってウクライナにおいて租税が免除される場合においても、ウクライナは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たり、その免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十二条　無差別待遇

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4　一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によって直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5　この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十三条　相互協議手続

1　一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4　両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。）ができる。

5　(a)　一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従って当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b)　当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から二年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

第二十四条　情報の交換

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

4　一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十五条　租税の徴収における支援

1　両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。

2　この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a)　日本国においては、

(i)　第二条３(a)(i)から(iv)までに掲げる租税

(ii)　復興特別法人税

(iii)　消費税

(iv)　地方消費税

(v)　相続税

(vi)　贈与税

(b)　ウクライナにおいては、

(i)　第二条３(b)に掲げる租税

(ii)　付加価値税

(iii)　使用税

(iv)　環境税

(v)　財産税

(vi)　物品税

(vii)　一括税

(c)　その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの

(d)　(a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3　一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この３の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4　一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。

5　３及び４の規定にかかわらず、３又は４に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下において租税債権であるとの理由によって適用される時効の対象とされず、また、その理由によって適用される優先権を与えられない。３又は４に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

6　３又は４に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば当該他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該一方の締約国が当該租税債権の徴収についてとった措置について当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7　一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8　一方の締約国の権限のある当局が３又は４の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a)　３の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b)　４の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9　この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)　他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d)　当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十六条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条　特典を受ける権利

1　(a)　(i)　一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(ii)　当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この１の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

(b)　(a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動から生じ、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

(c)　一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかった理由（例えば、損失の存在）を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

2　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十八条　効力発生

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　ウクライナにおいては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われる額

(ii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度

3　2の規定にかかわらず、第二十四条及び第二十五条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

4　千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書（以下「旧条約」という。）は、2及び3の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とウクライナとの間において適用されなくなる。

5　この条約の効力発生の時において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であっていずれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

6　旧条約は、1から5までの規定に従って適用される最後の日に日本国とウクライナとの間において終了する。

第二十九条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　ウクライナにおいては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる額

(ii)　その他の租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
松田邦紀

ウクライナ政府のために
マルチェンコ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国政府及びウクライナ政府は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第一条2の規定に関し、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みにより当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

2　条約の規定にかかわらず、ウクライナの居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が日本国内において生じ、かつ、日本国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、日本国において、日本国の法令に従って租税を課することができる。

3　条約第二十三条5の規定に関し、

(a)(i)　一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、条約第二十三条1及び2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によって事案を解決するための手続（以下この3において「相互協議手続」という。）を停止した場合には、同条5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(ii)　事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、条約第二十三条5(b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

(iii)　事案によって直接に影響を受ける者が条約第二十三条5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

(b)(i)　仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(aa)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によって構成される。

(bb)　各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあってはならない。

(cc)　仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行ってはならない。

(ii)　両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立って、条約第二十四条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

(iii)　条約第二十三条及び第二十四条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員（仲裁人一人について三人までに限る。）並びに仲裁人の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、条約第二十四条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

(c)(i)　仲裁決定は、最終的なものとする。

(ii)　仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、条約第二十三条5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（(b)(ii)及び(iii)並びに(f)の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(iii)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(d)(i)　事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(ii)　事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。

(e)　条約第二十三条及びこの3の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(i)又は(ii)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。

(i)　両締約国の権限のある当局が、条約第二十三条2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii)　当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

(iii)　当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(f)　各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(g)　条約第二十三条5及びこの3の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　松田邦紀
ウクライナ政府のために
　マルチェンコ

総務大臣　村上誠一郎
外務大臣　岩屋　毅
財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

（右条約の英文）

CONVENTION BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF UKRAINE FOR THE ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME AND THE PREVENTION OF TAX EVASION AND AVOIDANCE

The Government of Japan and the Government of Ukraine,

Desiring to further develop their economic relationship and to enhance their co-operation in tax matters,

Intending to conclude a Convention for the elimination of double taxation with respect to taxes on income without creating opportunities for non-taxation or reduced taxation through tax evasion or avoidance (including through treaty-shopping arrangements aimed at obtaining reliefs provided in this Convention for the indirect benefit of residents of third States),

Have agreed as follows:

ARTICLE 1
PERSONS COVERED

1. This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

2. For the purposes of this Convention, income derived by or through an entity or arrangement that is treated as wholly or partly fiscally transparent under the tax law of either Contracting State shall be considered to be income of a resident of a Contracting State but only to the extent that the income is treated, for purposes of taxation by that Contracting State, as the income of a resident of that Contracting State.

3. This Convention shall not affect the taxation, by a Contracting State, of its residents except with respect to the benefits granted under paragraph 3 of Article 7, paragraph 2 of Article 9 and Articles 18, 19, 21, 22, 23 and 26.

ARTICLE 2
TAXES COVERED

1. This Convention shall apply to taxes on income imposed on behalf of a Contracting State or of its political subdivisions or local authorities, irrespective of the manner in which they are levied.

2. There shall be regarded as taxes on income all taxes imposed on total income or on elements of income, including taxes on gains from the alienation of any property, taxes on the total amounts of wages or salaries paid by enterprises, as well as taxes on capital appreciation.

3. The existing taxes to which this Convention shall apply are:

(a) in Japan:

(i) the income tax;

(ii) the corporation tax;

(iii) the special income tax for reconstruction;

(iv) the local corporation tax; and

(v) the local inhabitant taxes

(hereinafter referred to as “Japanese tax”);

(b) in Ukraine:

(i) the individual income tax; and

(ii) the tax on profits of enterprises

(hereinafter referred to as “Ukrainian tax”).

4. This Convention shall apply also to any identical or substantially similar taxes that are imposed after the date of signature of the Convention in addition to, or in place of, the existing taxes. The competent authorities of the Contracting States shall notify each other of any significant changes that have been made in their taxation laws.

ARTICLE 3
GENERAL DEFINITIONS

1. For the purposes of this Convention, unless the context otherwise requires:

(a) the term “Japan”, when used in a geographical sense, means all the territory of Japan, including its territorial sea, in which the laws relating to Japanese tax are in force, and all the area beyond its territorial sea, including the seabed and subsoil thereof, over which Japan has sovereign rights in accordance with international law and in which the laws relating to Japanese tax are in force;

(b) the term “Ukraine”, when used in a geographical sense, means all the territory of Ukraine, including internal waters and territorial sea of Ukraine and the airspace above them, as well as the maritime zones beyond the territorial sea including the seabed and subsoil, over which Ukraine exercises sovereign rights or jurisdiction in accordance with its national laws in force and international law;

(c) the terms “a Contracting State” and “the other Contracting State” mean Japan or Ukraine, as the context requires;

(d) the term “person” includes an individual, a company and any other body of persons;

(e) the term “company” means any body corporate or any entity that is treated as a body corporate for tax purposes;

(f) the term “enterprise” applies to the carrying on of any business;

(g) the terms “enterprise of a Contracting State” and “enterprise of the other Contracting State” mean respectively an enterprise carried on by a resident of a Contracting State and an enterprise carried on by a resident of the other Contracting State;

(h) the term “international traffic” means any transport by a ship or aircraft except when the ship or aircraft is operated solely between places in a Contracting State and the enterprise that operates the ship or aircraft is not an enterprise of that Contracting State;

(i) the term “competent authority” means:

(i) in Japan, the Minister of Finance or his authorised representative;

(ii) in Ukraine, the Ministry of Finance of Ukraine or its authorised representative;

(j) the term “national”, in relation to a Contracting State, means:

(i) any individual possessing the nationality of that Contracting State; and

(ii) any legal person, partnership or association deriving its status as such from the laws in force in that Contracting State;

(k) the term “business” includes the performance of professional services and of other activities of an independent character;

(l) the term “recognised pension fund” of a Contracting State means an entity or arrangement established under the law of that Contracting State that is treated as a separate person under the taxation laws of that Contracting State and:

(i) that is established and operated exclusively or almost exclusively to administer or provide retirement benefits and ancillary or incidental benefits or other similar remuneration to individuals and that is regulated as such by that Contracting State or one of its political subdivisions or local authorities; or

(ii) that is established and operated exclusively or almost exclusively to invest funds for the benefit of other recognised pension funds of that Contracting State.

Where an entity or arrangement established under the law of a Contracting State would constitute a recognised pension fund under clause (i) or (ii) if it were treated as a separate person under the taxation laws of that Contracting State, it shall be considered, for the purposes of the Convention, as a separate person treated as such under the taxation laws of that Contracting State and all the assets and income of the entity or arrangement shall be treated as assets held and income derived by that separate person and not by another person.

2. As regards the application of this Convention at any time by a Contracting State, any term not defined therein shall, unless the context otherwise requires or the competent authorities agree to a different meaning pursuant to the provisions of Article 23, have the meaning that it has at that time under the law of that Contracting State for the purposes of the taxes to which the Convention applies, any meaning under the applicable tax laws of that Contracting State prevailing over a meaning given to the term under other laws of that Contracting State.

ARTICLE 4
RESIDENT

1. For the purposes of this Convention, the term “resident of a Contracting State” means any person who, under the laws of that Contracting State, is liable to tax therein by reason of his domicile, residence, place of head or main office, place of management, place of incorporation or any other criterion of a similar nature, and also includes that Contracting State and any political subdivision or local authority thereof as well as a recognised pension fund of that Contracting State. This term, however, does not include any person who is liable to tax in that Contracting State in respect only of income from sources in that Contracting State.

2. Where by reason of the provisions of paragraph 1 an individual is a resident of both Contracting States, then his status shall be determined as follows:

(a) he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State in which he has a permanent home available to him; if he has a permanent home available to him in both Contracting States, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State with which his personal and economic relations are closer (centre of vital interests);

(b) if the Contracting State in which he has his centre of vital interests cannot be determined, or if he has not a permanent home available to him in either Contracting State, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State in which he has an habitual abode;

(c) if he has an habitual abode in both Contracting States or in neither of them, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State of which he is a national;

(d) if he is a national of both Contracting States or of neither of them, the competent authorities of the Contracting States shall settle the question by mutual agreement.

3. Where by reason of the provisions of paragraph 1 a person other than an individual is a resident of both Contracting States, the competent authorities of the Contracting States shall endeavour to determine by mutual agreement the Contracting State of which such person shall be deemed to be a resident for the purposes of this Convention, having regard to its place of head or main office, its place of effective management, the place where it is incorporated or otherwise constituted and any other relevant factors. In the absence of such agreement, such person shall not be entitled to any relief or exemption from tax provided by the Convention.

ARTICLE 5
PERMANENT ESTABLISHMENT

1. For the purposes of this Convention, the term “permanent establishment” means a fixed place of business through which the business of an enterprise is wholly or partly carried on.

2. The term “permanent establishment” includes especially:

(a) a place of management;

(b) a branch;

(c) an office;

(d) a factory;

(e) a workshop, and

(f) a mine, an oil or gas well, a quarry or any other place of extraction of natural resources.

3. A building site, a construction, assembly or installation project or supervisory activities in connection therewith constitute a permanent establishment only if such site, project or activities last more than twelve months.

4. Notwithstanding the preceding provisions of this Article, the term “permanent establishment” shall be deemed not to include:

(a) the use of facilities solely for the purpose of storage or display of goods or merchandise belonging to the enterprise;

(b) the maintenance of a stock of goods or merchandise belonging to the enterprise solely for the purpose of storage or display;

(c) the maintenance of a stock of goods or merchandise belonging to the enterprise solely for the purpose of processing by another enterprise;

(d) the maintenance of a fixed place of business solely for the purpose of purchasing goods or merchandise or of collecting information, for the enterprise;

(e) the maintenance of a fixed place of business solely for the purpose of carrying on, for the enterprise, any activity not listed in subparagraphs (a) to (d), provided that this activity has a preparatory or auxiliary character;

(f) the maintenance of a fixed place of business solely for any combination of activities mentioned in subparagraphs (a) to (e), provided that the overall activity of the fixed place of business resulting from this combination is of a preparatory or auxiliary character.

5. Paragraph 4 shall not apply to a fixed place of business that is used or maintained by an enterprise if the same enterprise or a closely related enterprise carries on business activities at the same place or at another place in the same Contracting State and:

(a) that place or other place constitutes a permanent establishment for the enterprise or the closely related enterprise under the provisions of this Article, or

(b) the overall activity resulting from the combination of the activities carried on by the two enterprises at the same place, or by the same enterprise or closely related enterprises at the two places, is not of a preparatory or auxiliary character,

provided that the business activities carried on by the two enterprises at the same place, or by the same enterprise or closely related enterprises at the two places, constitute complementary functions that are part of a cohesive business operation.

6. Notwithstanding the provisions of paragraphs 1 and 2 but subject to the provisions of paragraph 7, where a person is acting in a Contracting State on behalf of an enterprise and, in doing so, habitually concludes contracts, or habitually plays the principal role leading to the conclusion of contracts that are routinely concluded without material modification by the enterprise, and these contracts are:

(a) in the name of the enterprise, or

(b) for the transfer of the ownership of, or for the granting of the right to use, property owned by that enterprise or that the enterprise has the right to use, or

(c) for the provision of services by that enterprise,

that enterprise shall be deemed to have a permanent establishment in that Contracting State in respect of any activities which that person undertakes for the enterprise, unless the activities of such person are limited to those mentioned in paragraph 4 which, if exercised through a fixed place of business (other than a fixed place of business to which paragraph 5 would apply), would not make this fixed place of business a permanent establishment under the provisions of paragraph 4.

7. Paragraph 6 shall not apply where the person acting in a Contracting State on behalf of an enterprise of the other Contracting State carries on business in the first-mentioned Contracting State as an independent agent and acts for the enterprise in the ordinary course of that business. Where, however, a person acts exclusively or almost exclusively on behalf of one or more enterprises to which it is closely related, that person shall not be considered to be an independent agent within the meaning of this paragraph with respect to any such enterprise.

8. The fact that a company which is a resident of a Contracting State controls or is controlled by a company which is a resident of the other Contracting State, or which carries on business in that other Contracting State (whether through a permanent establishment or otherwise), shall not of itself constitute either company a permanent establishment of the other.

9. For the purposes of this Article, a person or enterprise is closely related to an enterprise if, based on all the relevant facts and circumstances, one has control of the other or both are under the control of the same persons or enterprises. In any case, a person or enterprise shall be considered to be closely related to an enterprise if one possesses directly or indirectly more than 50 per cent of the beneficial interest in the other (or, in the case of a company, more than 50 per cent of the aggregate vote and value of the company's shares or of the beneficial equity interest in the company) or if another person or enterprise possesses directly or indirectly more than 50 per cent of the beneficial interest (or, in the case of a company, more than 50 per cent of the aggregate vote and value of the company's shares or of the beneficial equity interest in the company) in the person and the enterprise or in the two enterprises.

ARTICLE 6
INCOME FROM IMMOVABLE PROPERTY

1. Income derived by a resident of a Contracting State from immovable property (including income from agriculture or forestry) situated in the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. The term “immovable property” shall have the meaning which it has under the law of the Contracting State in which the property in question is situated. The term shall in any case include property accessory to immovable property, livestock and equipment used in agriculture and forestry, rights to which the provisions of general law respecting landed property apply, usufruct of immovable property and rights to variable or fixed payments as consideration for the working of, or the right to work, mineral deposits, sources and other natural resources; ships and aircraft shall not be regarded as immovable property.

3. The provisions of paragraph 1 shall apply to income derived from the direct use, letting, or use in any other form of immovable property.

4. The provisions of paragraphs 1 and 3 shall also apply to the income from immovable property of an enterprise.

ARTICLE 7
BUSINESS PROFITS

1. Profits of an enterprise of a Contracting State shall be taxable only in that Contracting State unless the enterprise carries on business in the other Contracting State through a permanent establishment situated therein. If the enterprise carries on business as aforesaid, the profits that are attributable to the permanent establishment in accordance with the provisions of paragraph 2 may be taxed in that other Contracting State.

2. For the purposes of this Article and Article 21, the profits that are attributable in each Contracting State to the permanent establishment referred to in paragraph 1 are the profits it might be expected to make, in particular in its dealings with other parts of the enterprise, if it were a separate and independent enterprise engaged in the same or similar activities under the same or similar conditions, taking into account the functions performed, assets used and risks assumed by the enterprise through the permanent establishment and through the other parts of the enterprise.

3. Where, in accordance with paragraph 2, a Contracting State adjusts the profits that are attributable to a permanent establishment of an enterprise of one of the Contracting States and taxes accordingly profits of the enterprise that have been charged to tax in the other Contracting State, that other Contracting State shall, to the extent necessary to eliminate double taxation on these profits, make an appropriate adjustment to the amount of the tax charged therein on those profits. In determining such adjustment, the competent authorities of the Contracting States shall if necessary consult each other.

4. Where profits include items of income which are dealt with separately in other Articles of this Convention, then the provisions of those Articles shall not be affected by the provisions of this Article.

ARTICLE 8
INTERNATIONAL SHIPPING AND AIR TRANSPORT

1. Profits of an enterprise of a Contracting State from the operation of ships or aircraft in international traffic shall be taxable only in that Contracting State.

2. For the purposes of this Article, profits of an enterprise from the operation of ships or aircraft in international traffic shall include:

(a) profits from the rental on a bareboat basis of ships or aircraft; and

(b) profits from the use, maintenance or rental of containers (including trailers and related equipment for the transport of containers) used for the transport of goods or merchandise,

where such rental or such use, maintenance or rental, as the case may be, is incidental to the operation of ships or aircraft in international traffic carried on by that enterprise.

3. Notwithstanding the provisions of Article 2, an enterprise of a Contracting State shall be exempt in respect of its carrying on the operation of ships or aircraft in international traffic from, in the case of an enterprise of Ukraine, the enterprise tax of Japan and, in the case of an enterprise of Japan, any tax similar to the enterprise tax of Japan which is imposed after the date of signature of this Convention in Ukraine.

4. The provisions of paragraphs 1, 2 and 3 shall also apply to profits from the participation in a pool, a joint business or an international operating agency.

ARTICLE 9
ASSOCIATED ENTERPRISES

1. Where

(a) an enterprise of a Contracting State participates directly or indirectly in the management, control or capital of an enterprise of the other Contracting State, or

(b) the same persons participate directly or indirectly in the management, control or capital of an enterprise of a Contracting State and an enterprise of the other Contracting State,

and in either case conditions are made or imposed between the two enterprises in their commercial or financial relations which differ from those which would be made between independent enterprises, then any profits which would, but for those conditions, have accrued to one of the enterprises, but, by reason of those conditions, have not so accrued, may be included in the profits of that enterprise and taxed accordingly.

2. Where a Contracting State includes in the profits of an enterprise of that Contracting State - and taxes accordingly - profits on which an enterprise of the other Contracting State has been charged to tax in that other Contracting State and the profits so included are profits which would have accrued to the enterprise of the first-mentioned Contracting State if the conditions made between the two enterprises had been those which would have been made between independent enterprises, then that other Contracting State shall make an appropriate adjustment to the amount of the tax charged therein on those profits. In determining such adjustment, due regard shall be had to the other provisions of this Convention and the competent authorities of the Contracting States shall if necessary consult each other.

ARTICLE 10
DIVIDENDS

1. Dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the dividends is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed:

(a) 5 per cent of the gross amount of the dividends if the beneficial owner is a company which has owned directly or indirectly, throughout a six month period that includes the date on which entitlement to the dividends is determined (for the purpose of computing that period, no account shall be taken of changes of ownership that would directly result from a corporate reorganisation, such as a merger or divisive reorganisation, of the company that is the beneficial owner of the dividends or that pays the dividends), at least 25 per cent of:

(i) in the case where the company paying the dividends is a resident of Japan, the voting power of that company;

(ii) in the case where the company paying the dividends is a resident of Ukraine, the capital of that company;

(b) 15 per cent of the gross amount of the dividends in all other cases.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, where dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State are deductible in computing the taxable income of that company in that Contracting State, such dividends may be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the dividends is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 15 per cent of the gross amount of the dividends.

4. The provisions of paragraphs 2 and 3 shall not affect the taxation of the company in respect of the profits out of which the dividends are paid.

5. The term “dividends” as used in this Article means income from shares or other rights, not being debt-claims, participating in profits, as well as income from other rights which is subjected to the same taxation treatment as income from shares by the laws of the Contracting State of which the company making the distribution is a resident.

6. The provisions of paragraphs 1, 2 and 3 shall not apply if the beneficial owner of the dividends, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State of which the company paying the dividends is a resident through a permanent establishment situated therein and the holding in respect of which the dividends are paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

7. Where a company which is a resident of a Contracting State derives profits or income from the other Contracting State, that other Contracting State may not impose any tax on the dividends paid by the company, except insofar as such dividends are paid to a resident of that other Contracting State or insofar as the holding in respect of which the dividends are paid is effectively connected with a permanent establishment situated in that other Contracting State, nor subject the company’s undistributed profits to a tax on the company’s undistributed profits, even if the dividends paid or the undistributed profits consist wholly or partly of profits or income arising in such other Contracting State.

ARTICLE 11
INTEREST

1. Interest arising in a Contracting State and paid to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, interest arising in a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the interest is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed:

(a) 5 per cent of the gross amount of the interest if:

(i) the beneficial owner of the interest is a bank, an insurance company or a securities dealer;

(ii) the beneficial owner of the interest is a recognised pension fund, provided that such interest is derived from the activities referred to in clause (i) or (ii) of subparagraph (l) of paragraph 1 of Article 3; or

(iii) the interest is paid with respect to debt-claims arising as a part of the sale of equipment or merchandise, or the provision of services, on credit by a resident of that other Contracting State;

(b) 10 per cent of the gross amount of the interest in all other cases.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, interest arising in a Contracting State shall be taxable only in the other Contracting State if:

(a) the interest is beneficially owned by that other Contracting State, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of that other Contracting State or any institution wholly owned by that other Contracting State or a political subdivision or local authority thereof; or

(b) the interest is beneficially owned by a resident of that other Contracting State with respect to debt-claims guaranteed, insured or indirectly financed by that other Contracting State, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of that other Contracting State or any institution wholly owned by that other Contracting State or a political subdivision or local authority thereof.

4. The term “interest” as used in this Article means income from debt-claims of every kind, whether or not secured by mortgage and whether or not carrying a right to participate in the debtor’s profits, and in particular, income from government securities and income from bonds or debentures, including premiums and prizes attaching to such securities, bonds or debentures as well as other income that is subjected to the same taxation treatment as income from money lent by the laws of the Contracting State in which the income arises. Income dealt with in Article 10 and penalty charges for late payment shall not be regarded as interest for the purposes of this Article.

5. The provisions of paragraphs 1, 2 and 3 shall not apply if the beneficial owner of the interest, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State in which the interest arises through a permanent establishment situated therein and the debt-claim in respect of which the interest is paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

6. Interest shall be deemed to arise in a Contracting State when the payer is a resident of that Contracting State. Where, however, the person paying the interest, whether he is a resident of a Contracting State or not, has in a Contracting State a permanent establishment in connection with which the indebtedness on which the interest is paid was incurred, and such interest is borne by such permanent establishment, then such interest shall be deemed to arise in the Contracting State in which the permanent establishment is situated.

7. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the interest, having regard to the debt-claim for which it is paid, exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the payments shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Convention.

ARTICLE 12
ROYALTIES

1. Royalties arising in a Contracting State and paid to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, royalties arising in a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the royalties is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 5 per cent of the gross amount of the royalties.

3. The term “royalties” as used in this Article means payments of any kind received as a consideration for the use of, or the right to use, any copyright of literary, artistic or scientific work including cinematograph films, or any patent, trade mark, design or model, plan, or secret formula or process, or for information concerning industrial, commercial or scientific experience.

4. The provisions of paragraphs 1 and 2 shall not apply if the beneficial owner of the royalties, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State in which the royalties arise through a permanent establishment situated therein and the right or property in respect of which the royalties are paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

5. Royalties shall be deemed to arise in a Contracting State when the payer is a resident of that Contracting State. Where, however, the person paying the royalties, whether he is a resident of a Contracting State or not, has in a Contracting State a permanent establishment in connection with which the liability to pay the royalties was incurred, and such royalties are borne by such permanent establishment, then such royalties shall be deemed to arise in the Contracting State in which the permanent establishment is situated.

6. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the royalties, having regard to the use, right or information for which they are paid, exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the payments shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Convention.

ARTICLE 13
CAPITAL GAINS

1. Gains derived by a resident of a Contracting State from the alienation of immovable property referred to in Article 6 and situated in the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. Gains from the alienation of any property, other than immovable property referred to in Article 6, forming part of the business property of a permanent establishment which an enterprise of a Contracting State has in the other Contracting State, including such gains from the alienation of such a permanent establishment (alone or with the whole enterprise), may be taxed in that other Contracting State.

3. Gains that an enterprise of a Contracting State that operates ships or aircraft in international traffic derives from the alienation of such ships or aircraft, or of any property, other than immovable property referred to in Article 6, pertaining to the operation of such ships or aircraft, shall be taxable only in that Contracting State.

4. Gains derived by a resident of a Contracting State from the alienation of shares of a company or comparable interests, such as interests in a partnership or trust, may be taxed in the other Contracting State if, at any time during the 365 days preceding the alienation, these shares or comparable interests derived at least 50 per cent of their value directly or indirectly from immovable property, as defined in Article 6, situated in that other Contracting State.

5. Gains from the alienation of any property, other than that referred to in paragraphs 1, 2, 3 and 4, shall be taxable only in the Contracting State of which the alienator is a resident.

ARTICLE 14
INCOME FROM EMPLOYMENT

1. Subject to the provisions of Articles 15, 17 and 18, salaries, wages and other similar remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment shall be taxable only in that Contracting State unless the employment is exercised in the other Contracting State. If the employment is so exercised, such remuneration as is derived therefrom may be taxed in that other Contracting State.

2. Notwithstanding the provisions of paragraph 1, remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment exercised in the other Contracting State shall be taxable only in the first-mentioned Contracting State if:

(a) the recipient is present in the other Contracting State for a period or periods not exceeding in the aggregate 183 days in any twelve month period commencing or ending in the taxable year concerned, and

(b) the remuneration is paid by, or on behalf of, an employer who is not a resident of the other Contracting State, and

(c) the remuneration is not borne by a permanent establishment which the employer has in the other Contracting State.

3. Notwithstanding the preceding provisions of this Article, remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment, as a member of the regular complement of a ship or aircraft, that is exercised aboard a ship or aircraft operated in international traffic, other than aboard a ship or aircraft operated solely within the other Contracting State, shall be taxable only in the first-mentioned Contracting State.

ARTICLE 15
DIRECTORS' FEES

Directors' fees and other similar payments derived by a resident of a Contracting State in his capacity as a member of the board of directors, or of a similar organ, of a company which is a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

ARTICLE 16
ENTERTAINERS AND SPORTSPERSONS

1. Notwithstanding the provisions of Article 14, income derived by a resident of a Contracting State as an entertainer, such as a theatre, motion picture, radio or television artiste, or a musician, or as a sportsperson, from that resident's personal activities as such exercised in the other Contracting State, may be taxed in that other Contracting State.

2. Where income in respect of personal activities exercised by an entertainer or a sportsperson acting as such accrues not to the entertainer or sportsperson but to another person, that income may, notwithstanding the provisions of Article 14, be taxed in the Contracting State in which the activities of the entertainer or sportsperson are exercised.

ARTICLE 17
PENSIONS

Subject to the provisions of paragraph 2 of Article 18, pensions and other similar remuneration beneficially owned by a resident of a Contracting State shall be taxable only in that Contracting State.

ARTICLE 18
GOVERNMENT SERVICE

1. (a) Salaries, wages and other similar remuneration paid by a Contracting State or a political subdivision or local authority thereof to an individual in respect of services rendered to that Contracting State or political subdivision or local authority shall be taxable only in that Contracting State.

(b) However, such salaries, wages and other similar remuneration shall be taxable only in the other Contracting State if the services are rendered in that other Contracting State and the individual is a resident of that other Contracting State who:

(i) is a national of that other Contracting State; or

(ii) did not become a resident of that other Contracting State solely for the purpose of rendering the services.

2. (a) Notwithstanding the provisions of paragraph 1, pensions and other similar remuneration paid by, or out of funds which are created by or to which contributions are made by, a Contracting State or a political subdivision or local authority thereof to an individual in respect of services rendered to that Contracting State or political subdivision or local authority shall be taxable only in that Contracting State.

(b) However, such pensions and other similar remuneration shall be taxable only in the other Contracting State if the individual is a resident of, and a national of, that other Contracting State.

3. The provisions of Articles 14, 15, 16 and 17 shall apply to salaries, wages, pensions, and other similar remuneration in respect of services rendered in connection with a business carried on by a Contracting State or a political subdivision or local authority thereof.

ARTICLE 19
STUDENTS

Payments which a student or business apprentice who is or was immediately before visiting a Contracting State a resident of the other Contracting State and who is present in the first-mentioned Contracting State solely for the purpose of his education or training receives for the purpose of his maintenance, education or training shall not be taxed in that Contracting State, provided that such payments arise from sources outside that Contracting State. In the case of a business apprentice, the exemption provided by this Article shall apply only for a period not exceeding one year from the date on which he first begins his training in that Contracting State.

ARTICLE 20
OTHER INCOME

1. Items of income beneficially owned by a resident of a Contracting State, wherever arising, not dealt with in the foregoing Articles of this Convention shall be taxable only in that Contracting State.

2. The provisions of paragraph 1 shall not apply to income, other than income from immovable property as defined in paragraph 2 of Article 6, if the beneficial owner of such income, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State through a permanent establishment situated therein and the right or property in respect of which the income is paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

3. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the income referred to in paragraph 1 exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the income shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Convention.

ARTICLE 21
ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION

1. In Japan, double taxation shall be eliminated as follows:

Subject to the provisions of the laws of Japan regarding the allowance as a credit against Japanese tax of tax payable in any country other than Japan, where a resident of Japan derives income from Ukraine which may be taxed in Ukraine in accordance with the provisions of this Convention, the amount of Ukrainian tax payable in respect of that income shall be allowed as a credit against the Japanese tax imposed on that resident. The amount of credit, however, shall not exceed the amount of the Japanese tax which is appropriate to that income.

2. In Ukraine, double taxation shall be eliminated as follows:

(a) Where a resident of Ukraine derives income which, in accordance with the provisions of this Convention, may be taxed in Japan, Ukraine shall allow as a deduction from the Ukrainian tax on the income of that resident, an amount equal to the Japanese tax paid in Japan. Such deduction shall not, however, exceed that part of the Ukrainian tax, as computed before the deduction is given, which is attributable to the income which may be taxed in Japan.

(b) Where in accordance with any provision of the Convention income derived by a resident of Ukraine is exempt from tax in Ukraine, Ukraine may nevertheless, in calculating the amount of tax on the remaining income of such resident, take into account the exempted income.

ARTICLE 22
NON-DISCRIMINATION

1. Nationals of a Contracting State shall not be subjected in the other Contracting State to any taxation or any requirement connected therewith, which is other or more burdensome than the taxation and connected requirements to which nationals of that other Contracting State in the same circumstances, in particular with respect to residence, are or may be subjected. The provisions of this paragraph shall, notwithstanding the provisions of Article 1, also apply to persons who are not residents of one or both of the Contracting States.

2. The taxation on a permanent establishment which an enterprise of a Contracting State has in the other Contracting State shall not be less favourably levied in that other Contracting State than the taxation levied on enterprises of that other Contracting State carrying on the same activities. The provisions of this paragraph shall not be construed as obliging a Contracting State to grant to residents of the other Contracting State any personal allowances, reliefs and reductions for taxation purposes on account of civil status or family responsibilities which it grants to its own residents.

3. Except where the provisions of paragraph 1 of Article 9, paragraph 7 of Article 11, paragraph 6 of Article 12 or paragraph 3 of Article 20 apply, interest, royalties and other disbursements paid by an enterprise of a Contracting State to a resident of the other Contracting State shall, for the purpose of determining the taxable profits of such enterprise, be deductible under the same conditions as if they had been paid to a resident of the first-mentioned Contracting State.

4. Enterprises of a Contracting State, the capital of which is wholly or partly owned or controlled, directly or indirectly, by one or more residents of the other Contracting State, shall not be subjected in the first-mentioned Contracting State to any taxation or any requirement connected therewith which is other or more burdensome than the taxation and connected requirements to which other similar enterprises of the first-mentioned Contracting State are or may be subjected.

5. The provisions of this Article shall, notwithstanding the provisions of Article 2, apply to taxes of every kind and description imposed on behalf of a Contracting State or of its political subdivisions or local authorities.

ARTICLE 23
MUTUAL AGREEMENT PROCEDURE

1. Where a person considers that the actions of one or both of the Contracting States result or will result for him in taxation not in accordance with the provisions of this Convention, he may, irrespective of the remedies provided by the domestic law of those Contracting States, present his case to the competent authority of either Contracting State. The case must be presented within three years from the first notification of the action resulting in taxation not in accordance with the provisions of the Convention.

2. The competent authority shall endeavour, if the objection appears to it to be justified and if it is not itself able to arrive at a satisfactory solution, to resolve the case by mutual agreement with the competent authority of the other Contracting State, with a view to the avoidance of taxation which is not in accordance with the provisions of this Convention. Any agreement reached shall be implemented notwithstanding any time limits in the domestic law of the Contracting States.

3. The competent authorities of the Contracting States shall endeavour to resolve by mutual agreement any difficulties or doubts arising as to the interpretation or application of this Convention. They may also consult together for the elimination of double taxation in cases not provided for in the Convention.

4. The competent authorities of the Contracting States may communicate with each other directly, including through a joint commission consisting of themselves or their representatives, for the purpose of reaching an agreement in the sense of the preceding paragraphs of this Article.

5. Where,

(a) under paragraph 1, a person has presented a case to the competent authority of a Contracting State on the basis that the actions of one or both of the Contracting States have resulted for that person in taxation not in accordance with the provisions of this Convention, and

(b) the competent authorities are unable to reach an agreement to resolve that case pursuant to paragraph 2 within two years from the date when all the information required by the competent authorities in order to address the case has been provided to both competent authorities,

any unresolved issues arising from the case shall be submitted to arbitration if the person so requests in writing. These unresolved issues shall not, however, be submitted to arbitration if a decision on these issues has already been rendered by a court or administrative tribunal of either Contracting State. Unless a person directly affected by the case does not accept the mutual agreement that implements the arbitration decision, that decision shall be binding on both Contracting States and shall be implemented notwithstanding any time limits in the domestic laws of these Contracting States. The competent authorities of the Contracting States shall by mutual agreement settle the mode of application of this paragraph.

ARTICLE 24
EXCHANGE OF INFORMATION

1. The competent authorities of the Contracting States shall exchange such information as is foreseeably relevant for carrying out the provisions of this Convention or to the administration or enforcement of the domestic laws concerning taxes of every kind and description imposed on behalf of the Contracting States, or of their political subdivisions or local authorities, insofar as the taxation thereunder is not contrary to the Convention. The exchange of information is not restricted by Articles 1 and 2.

2. Any information received under paragraph 1 by a Contracting State shall be treated as secret in the same manner as information obtained under the domestic laws of that Contracting State and shall be disclosed only to persons or authorities (including courts and administrative bodies) concerned with the assessment or collection of, the enforcement or prosecution in respect of, the determination of appeals in relation to the taxes referred to in paragraph 1, or the oversight of the above. Such persons or authorities shall use the information only for such purposes. They may disclose the information in public court proceedings or in judicial decisions. Notwithstanding the foregoing, information received by a Contracting State may be used for other purposes when such information may be used for such other purposes under the laws of both Contracting States and the competent authority of the Contracting State supplying the information authorises such use.

3. In no case shall the provisions of paragraphs 1 and 2 be construed so as to impose on a Contracting State the obligation:

(a) to carry out administrative measures at variance with the laws and administrative practice of that or of the other Contracting State;

(b) to supply information which is not obtainable under the laws or in the normal course of the administration of that or of the other Contracting State;

(c) to supply information which would disclose any trade, business, industrial, commercial or professional secret or trade process, or information the disclosure of which would be contrary to public policy (ordre public).

4. If information is requested by a Contracting State in accordance with this Article, the other Contracting State shall use its information gathering measures to obtain the requested information, even though that other Contracting State may not need such information for its own tax purposes. The obligation contained in the preceding sentence is subject to the limitations of paragraph 3 but in no case shall such limitations be construed to permit a Contracting State to decline to supply information solely because it has no domestic interest in such information.

5. In no case shall the provisions of paragraph 3 be construed to permit a Contracting State to decline to supply information solely because the information is held by a bank, other financial institution, nominee or person acting in an agency or a fiduciary capacity or because it relates to ownership interests in a person.

ARTICLE 25
ASSISTANCE IN THE COLLECTION OF TAXES

1. The Contracting States shall lend assistance to each other in the collection of revenue claims. This assistance is not restricted by Articles 1 and 2. The competent authorities of the Contracting States may by mutual agreement settle the mode of application of this Article.

2. The term “revenue claim” as used in this Article means an amount owed in respect of the following taxes, insofar as the taxation thereunder is not contrary to this Convention or any other instrument to which the Contracting States are parties, as well as interest, administrative penalties and costs of collection or conservancy related to such amount:

(a) in Japan:

(i) the taxes referred to in clauses (i) to (iv) of subparagraph (a) of paragraph 3 of Article 2;

(ii) the special corporation tax for reconstruction;

(iii) the consumption tax;

(iv) the local consumption tax;

(v) the inheritance tax; and

(vi) the gift tax;

(b) in Ukraine:

(i) the taxes referred to in subparagraph (b) of paragraph 3 of Article 2;

(ii) the value added tax;

(iii) the rental payment;

(iv) the environment tax;

(v) the property tax;

(vi) the excise tax; and

(vii) the single tax;

(c) any other tax as may be agreed upon from time to time between the Governments of the Contracting States through an exchange of diplomatic notes; and

(d) any identical or substantially similar taxes that are imposed after the date of signature of the Convention in addition to, or in place of, the taxes referred to in subparagraph (a), (b) or (c).

3. When a revenue claim of a Contracting State is enforceable under the laws of that Contracting State and is owed by a person who, at that time, cannot, under the laws of that Contracting State, prevent its collection, that revenue claim shall, at the request of the competent authority of that Contracting State, be accepted for purposes of collection by the competent authority of the other Contracting State. That revenue claim shall be collected by that other Contracting State in accordance with the provisions of its laws applicable to the enforcement and collection of its own taxes as if the revenue claim were a revenue claim of that other Contracting State that met the conditions allowing that other Contracting State to make a request under this paragraph.

4. When a revenue claim of a Contracting State is a claim in respect of which that Contracting State may, under its law, take measures of conservancy with a view to ensure its collection, that revenue claim shall, at the request of the competent authority of that Contracting State, be accepted for purposes of taking measures of conservancy by the competent authority of the other Contracting State. That other Contracting State shall take measures of conservancy in respect of that revenue claim in accordance with the provisions of its laws as if the revenue claim were a revenue claim of that other Contracting State even if, at the time when such measures are applied, the revenue claim is not enforceable in the first-mentioned Contracting State or is owed by a person who has a right to prevent its collection.

5. Notwithstanding the provisions of paragraphs 3 and 4, a revenue claim accepted by the competent authority of a Contracting State for purposes of paragraph 3 or 4 shall not, in that Contracting State, be subject to the time limits or accorded any priority applicable to a revenue claim under the laws of that Contracting State by reason of its nature as such. In addition, a revenue claim accepted by the competent authority of a Contracting State for the purposes of paragraph 3 or 4 shall not, in that Contracting State, have any priority applicable to that revenue claim under the laws of the other Contracting State.

6. Acts carried out by a Contracting State in the collection of a revenue claim accepted by the competent authority of that Contracting State for purposes of paragraph 3 or 4 which if they were carried out by the other Contracting State would have the effect of suspending or interrupting the time limits applicable to the revenue claim in accordance with the laws of that other Contracting State shall have such effect under the laws of that other Contracting State. The competent authority of the first-mentioned Contracting State shall inform the competent authority of the other Contracting State of the acts which the first-mentioned Contracting State has carried out in the collection of the revenue claim.

7. Proceedings with respect to the existence, validity or the amount of a revenue claim of a Contracting State shall not be brought before the courts or administrative bodies of the other Contracting State.

8. Where, at any time after a request has been made by the competent authority of a Contracting State under paragraph 3 or 4 and before the other Contracting State has collected and remitted the relevant revenue claim to the first-mentioned Contracting State, the relevant revenue claim ceases to be

(a) in the case of a request under paragraph 3, a revenue claim of the first-mentioned Contracting State that is enforceable under the laws of that Contracting State and is owed by a person who, at that time, cannot, under the laws of that Contracting State, prevent its collection, or

(b) in the case of a request under paragraph 4, a revenue claim of the first-mentioned Contracting State in respect of which that Contracting State may, under its laws, take measures of conservancy with a view to ensure its collection

the competent authority of the first-mentioned Contracting State shall promptly notify the competent authority of the other Contracting State of that fact and, at the option of the competent authority of that other Contracting State, the competent authority of the first-mentioned Contracting State shall either suspend or withdraw its request.

9. In no case shall the provisions of this Article be construed so as to impose on a Contracting State the obligation:

(a) to carry out administrative measures at variance with the laws and administrative practice of that or of the other Contracting State;

(b) to carry out measures which would be contrary to public policy (ordre public);

(c) to provide assistance if the other Contracting State has not pursued all reasonable measures of collection or conservancy, as the case may be, available under its laws or administrative practice;

(d) to provide assistance in those cases where the administrative burden for that Contracting State is clearly disproportionate to the benefit to be derived by the other Contracting State.

ARTICLE 26
MEMBERS OF DIPLOMATIC MISSIONS AND CONSULAR POSTS

Nothing in this Convention shall affect the fiscal privileges of members of diplomatic missions or consular posts under the general rules of international law or under the provisions of special agreements.

ARTICLE 27
ENTITLEMENT TO BENEFITS

1. (a) Where

(i) an enterprise of a Contracting State derives income from the other Contracting State and the first-mentioned Contracting State treats such income as attributable to a permanent establishment of the enterprise situated in a third jurisdiction, and

(ii) the profits attributable to that permanent establishment are exempt from tax in the first-mentioned Contracting State,

the benefits under this Convention shall not apply to any item of income on which the tax in the third jurisdiction is less than 60 per cent of the tax that would be imposed in the first-mentioned Contracting State on that item of income if that permanent establishment were situated in the first-mentioned Contracting State. In such a case, any income to which the provisions of this paragraph apply shall remain taxable according to the domestic law of the other Contracting State, notwithstanding any other provisions of the Convention.

(b) The provisions of subparagraph (a) shall not apply if the income derived from the other Contracting State described in that subparagraph emanates from, or is incidental to, the active conduct of a business carried on through the permanent establishment (other than the business of making, managing or simply holding investments for the enterprise's own account, unless these activities are banking, insurance or securities activities carried on by a bank, insurance enterprise or registered securities dealer, respectively).

(c) If the benefits under the Convention are denied pursuant to the provisions of subparagraph (a) with respect to an item of income derived by a resident of a Contracting State, the competent authority of the other Contracting State may, nevertheless, grant these benefits with respect to that item of income if, in response to a request by such resident, such competent authority determines that granting such benefits is justified in light of the reasons such resident did not satisfy the requirements of subparagraphs (a) and (b) (such as the existence of losses). The competent authority of the Contracting State to which a request has been made under the preceding sentence by a resident of the other Contracting State shall consult with the competent authority of that other Contracting State before either granting or denying the request.

2. Notwithstanding the other provisions of this Convention, a benefit under the Convention shall not be granted in respect of an item of income if it is reasonable to conclude, having regard to all relevant facts and circumstances, that obtaining that benefit was one of the principal purposes of any arrangement or transaction that resulted directly or indirectly in that benefit, unless it is established that granting that benefit in these circumstances would be in accordance with the object and purpose of the relevant provisions of the Convention.

ARTICLE 28
ENTRY INTO FORCE

1. Each of the Contracting States shall send in writing through diplomatic channels to the other Contracting State the notification confirming that its internal procedures necessary for the entry into force of this Convention have been completed. The Convention shall enter into force on the thirtieth day after the date of receipt of the latter notification.

2. This Convention shall have effect:

(a) in Japan:

(i) with respect to taxes levied on the basis of a taxable year, for taxes for any taxable years beginning on or after 1 January in the calendar year next following that in which the Convention enters into force;

(ii) with respect to taxes levied not on the basis of a taxable year, for taxes levied on or after 1 January in the calendar year next following that in which the Convention enters into force;

(b) in Ukraine:

(i) with respect to taxes withheld at source, for amounts paid on or after 1 January in the calendar year next following that in which the Convention enters into force;

(ii) with respect to other taxes, for any taxable year beginning on or after 1 January in the calendar year next following that in which the Convention enters into force.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, the provisions of Articles 24 and 25 shall have effect from the date of entry into force of this Convention without regard to the date on which the taxes are levied or the taxable year to which the taxes relate.

4. The Convention between the Government of Japan and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Avoidance of Double Taxation with respect to Taxes on Income, with Protocol, signed at Tokyo on 18 January, 1986 (hereinafter referred to as "the prior Convention") shall between Japan and Ukraine cease to be applicable from the date upon which this Convention applies in respect of the taxes to which this Convention applies in accordance with the provisions of paragraphs 2 and 3.

5. Notwithstanding the entry into force of this Convention, an individual who is a resident of either Contracting State and entitled to the benefits of Article 17 of the prior Convention at the time of the entry into force of this Convention shall continue to be entitled to such benefits until such time as the individual would have ceased to be entitled to such benefits if the prior Convention had remained in force.

6. The prior Convention shall between Japan and Ukraine terminate on the last date on which it applies in accordance with the provisions of the preceding paragraphs of this Article.

ARTICLE 29
TERMINATION

This Convention shall remain in force until terminated by a Contracting State. Either Contracting State may terminate the Convention by giving notice of termination through diplomatic channels to the other Contracting State at least six months before the end of any calendar year beginning after expiry of five years from the date of entry into force of the Convention. In such event, the Convention shall cease to have effect:

(a) in Japan:

(i) with respect to taxes levied on the basis of a taxable year, for taxes for any taxable years beginning on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given;

(ii) with respect to taxes levied not on the basis of a taxable year, for taxes levied on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given;

(b) in Ukraine:

(i) with respect to taxes withheld at source, for amounts paid on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given;

(ii) with respect to other taxes, for any taxable year beginning on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Convention.

DONE in duplicate at Tokyo this nineteenth day of February, 2024, in the Japanese, Ukrainian and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For the Government of Japan:
K. Matsu

For the Government of Ukraine:
Marchenko

PROTOCOL

At the signing of the Convention between the Government of Japan and the Government of Ukraine for the Elimination of Double Taxation with respect to Taxes on Income and the Prevention of Tax Evasion and Avoidance (hereinafter referred to as "the Convention"), the Government of Japan and the Government of Ukraine have agreed upon the following provisions which shall form an integral part of the Convention.

1. With reference to paragraph 2 of Article 1 of the Convention:

The term "fiscally transparent" means situations where, under the tax law of a Contracting State, income or part thereof of an entity or arrangement is taxed not at the level of the entity or arrangement but at the level of the persons who have an interest in that entity or arrangement as if that income or part thereof were directly derived by such persons at the time when that income or part thereof is realised whether or not that income or part thereof is distributed by that entity or arrangement to such persons.

2. Notwithstanding any provisions of the Convention, any income derived by a resident of Ukraine in respect of contributions made pursuant to a silent partnership (Tokumei Kumiai) contract or another similar contract may be taxed in Japan according to the laws of Japan, provided that such income arises in Japan and is deductible in computing the taxable income of the payer in Japan.

3. With reference to paragraph 5 of Article 23 of the Convention:

(a) (i) Where the competent authority of a Contracting State has suspended the procedure for resolving a case by mutual agreement pursuant to paragraphs 1 and 2 of Article 23 of the Convention (hereinafter in this paragraph referred to as the "mutual agreement procedure") with respect to a case because a case with respect to one or more of the same issues is pending before a court or administrative tribunal, the period provided in subparagraph (b) of paragraph 5 of that Article shall stop running until the case pending before the court or administrative tribunal has been suspended or withdrawn.

(ii) Where a person who presented a case and the competent authority of a Contracting State have agreed to suspend the mutual agreement procedure, the period provided in subparagraph (b) of paragraph 5 of Article 23 of the Convention shall stop running until the suspension has been lifted.

(iii) Where the competent authorities of the Contracting States agree that a person directly affected by the case has failed to provide in a timely manner any additional material information requested by either competent authority after the start of the period provided in subparagraph (b) of paragraph 5 of Article 23 of the Convention, that period shall be extended for an amount of time equal to the period beginning on the date by which the information was requested and ending on the date on which that information was provided.

(b) (i) The following rules shall govern the appointment of arbitrators:

(aa) An arbitration panel shall consist of three individual arbitrators with expertise or experience in international tax matters.

(bb) Each of the competent authorities of the Contracting States shall appoint one arbitrator. The two arbitrators so appointed shall appoint the third arbitrator who shall serve as Chair of the arbitration panel. The Chair shall not be a national or resident of either Contracting State.

(cc) Each arbitrator must be impartial and independent of the competent authorities, tax administrations, and ministries of finance of the Contracting States and of all persons directly affected by the case (as well as their advisors) at the time of accepting an appointment, maintain his or her impartiality and independence throughout the arbitration proceedings, and avoid any conduct for a reasonable period of time thereafter which may damage the appearance of impartiality and independence of the arbitrators with respect to the arbitration proceedings.

(ii) The competent authorities of the Contracting States shall ensure that arbitrators and their staff agree in writing, prior to their acting in the arbitration proceedings, to treat any information relating to the arbitration proceedings consistently with the confidentiality and non-disclosure obligations provided for in paragraph 2 of Article 24 of the Convention and the applicable laws of the Contracting States.

(iii) Solely for the purposes of the application of the provisions of Articles 23 and 24 of the Convention and of the domestic laws of the Contracting States related to the exchange of information, confidentiality, and administrative assistance, arbitrators and a maximum of three staff per arbitrator (and prospective arbitrators solely to the extent necessary to verify their ability to fulfil the requirements of arbitrators) shall be considered to be persons or authorities to whom information may be disclosed. Information received by the arbitration panel or prospective arbitrators and information that the competent authorities of the Contracting States receive from the arbitration panel shall be considered information that is exchanged under the provisions of paragraph 1 of Article 24 of the Convention.

(c) (i) An arbitration decision shall be final.

(ii) The arbitration decision shall not be binding on both Contracting States, if a final decision of the courts of one of the Contracting States holds that the arbitration decision is invalid. In such a case, the request for arbitration under paragraph 5 of Article 23 of the Convention shall be considered not to have been made, and the arbitration proceedings shall be considered not to have taken place (except for the purposes of clauses (ii) and (iii) of subparagraph (b), and subparagraph (f)). In such a case, a new request for arbitration may be made unless the competent authorities of the Contracting States agree that such a new request should not be permitted.

(iii) An arbitration decision shall have no precedential value.

(d) (i) If a person directly affected by the case does not accept the mutual agreement that implements the arbitration decision, the case shall not be eligible for any further consideration by the competent authorities of the Contracting States.

(ii) The mutual agreement that implements the arbitration decision on the case shall be considered not to be accepted by a person directly affected by the case if any person directly affected by the case does not, within 60 days after the date on which notification of the mutual agreement is sent to the person, withdraw all issues resolved in the mutual agreement implementing the arbitration decision from consideration by any court or administrative tribunal or otherwise terminate any pending court or administrative proceedings with respect to such issues in a manner consistent with that mutual agreement.

(e) For the purposes of Article 23 of the Convention and this paragraph, the arbitration proceedings, as well as, in the case of clauses (i) and (ii), the mutual agreement procedure, with respect to a case shall terminate if, at any time after the request for arbitration has been made and before the arbitration panel has delivered its decision to the competent authorities of the Contracting States:

(i) the competent authorities of the Contracting States reach a mutual agreement to resolve the case pursuant to paragraph 2 of Article 23 of the Convention;

(ii) the person who presented the case withdraws the request for arbitration or the request for the mutual agreement procedure; or

(iii) a decision concerning the unresolved issues arising from the case is rendered by a court or administrative tribunal of one of the Contracting States.

(f) Each of the competent authorities of the Contracting States shall bear its own expenses and those of its appointed arbitrator. Unless otherwise agreed by the competent authorities of the Contracting States, the cost of the Chair of the arbitration panel and other expenses associated with the conduct of the arbitration proceedings shall be borne by the competent authorities of the Contracting States in equal shares.

(g) The provisions of paragraph 5 of Article 23 of the Convention and this paragraph shall not apply to cases falling within paragraph 3 of Article 4 of the Convention.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Tokyo this nineteenth day of February, 2024, in the Japanese, Ukrainian and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For the Government of Japan:
K. Matsu

For the Government of Ukraine:
Marchenko

府　令

○内閣府令第六十九号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の一部の施行及び金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百四十七号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定に基づき、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（株券等に含めない有価証券） **第二条**　令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。 ［一～三　略］ 四　株券等信託受益証券で、受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が前三号に掲げる有価証券であるもの 五　［略］ （有償の譲受けに類するもの） **第二条の二**　令第六条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該社債券の発行者以外の者が発行者である株券等により償還される権利（当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該株券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。） 二　株券等を所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式又は出資の有償の取得であって、当該取得の後における当該取得を行った者（その者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）を含む。）が有する当該法人等の議決権の数が当該法人等の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超えることとなる場合における当該取得（専ら当該株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権の行使について当該法人等に対して指図を行うことを目的として行うものに限る。）	（株券等に含めない有価証券） **第二条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　株券等信託受益証券で、受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第八条第三項第六号及び第九条の六第六号において同じ。）が前三号に掲げる有価証券であるもの 五　［同上］ （有償の譲受けに類するもの） **第二条の二**　令第六条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該社債券の発行者以外の者が発行者である株券等により償還される権利（当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該株券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。）とする。 ［号を加える。］ ［号を加える。］

（株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為）

第二条の二の三　令第七条第一項第一号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　顧客から株券等（単元未満株式（会社法第百八十九条第一項に規定する単元未満株式をいう。次号において同じ。）に限る。）の買付け等（当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有（令第七条第二項各号に掲げる場合を含む。以下同じ。）に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この条及び第二条の五第二項第一号において同じ。）とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。次号において同じ。）の株券等所有割合を合計した割合が百分の三十を超えることとなる場合及び当該株券等の買付け等の前における当該合計した割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等を除く。）を取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。次号及び第三条の二第四項において同じ。）における当該株券等と同一の銘柄の株券等の売買価格（当該買付け等を買付け以外により行う場合にあっては、当該買付け以外の買付け等と同種の取引における対価）を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行い、その後遅滞なく当該株券等の売付け等を行うこと。

二　顧客から株券等（単元未満株式を除く。）の買付け等（当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合を合計した割合が百分の三十を超えることとなる場合及び当該株券等の買付け等の前における当該合計した割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等を除く。）を取引所金融商品市場における当該株券等と同一の銘柄の株券等の売買価格（当該買付け等を買付け以外により行う場合にあっては、当該買付け以外の買付け等と同種の取引における対価）を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行い、その後直ちに当該株券等の売付け等を行うこと。

（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

第二条の三　令第七条第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合（当該株券等の買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であって、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）以外の場合とする。

［一～三　略］

四　令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　［略］

2　［略］

（関係法人等）

第二条の四　令第七条第一項第八号に規定する親法人等その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　親法人等（令第七条第一項第七号に規定する親法人等をいう。次号及び第四号において同じ。）

［条を加える。］

（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

第二条の三　令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権（令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合（当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であって、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）以外の場合とする。

［一～三　同上］

四　令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　［同上］

2　［同上］

（関係法人等）

第二条の四　令第六条の二第一項第六号に規定する親法人等その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　親法人等（令第六条の二第一項第五号に規定する親法人等をいう。次号及び第四号において同じ。）

二　親法人等が他の法人等に対して特別支配関係（令第七条第一項第七号に規定する特別支配関係をいう。以下この項において同じ。）を有する場合における当該他の法人等

［三～六　略］

七　当該株券等の買付け等を行う者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

［八・九　略］

十　次に掲げる者であって、当該株券等の買付け等を行う者との間で共同して当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意しているもの

イ　当該株券等の買付け等を行う者の親族（配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。以下この号において同じ。）

ロ　当該株券等の買付け等を行う者が個人である場合において、当該株券等の買付け等を行う者（その者の親族を含む。）が法人等に対して特別支配関係を有するときにおける当該法人等

ハ　個人（その親族を含む。）が当該株券等の買付け等を行う者に対して特別支配関係を有する場合における当該個人

２　令第七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める者は、当該株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者（当該株券等の買付け等が、前条第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であって、その者が当該株券等の発行者である場合を除く。）以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

第二条の五　令第七条第一項第九号に規定する株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等の所有者が二十五名未満である場合とする。

２　令第七条第一項第九号に規定する全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であって、当該株券等の買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき　当該株券等の買付け等の対象となる株券等に係る買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該株券等の買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

イ　当該株券等の買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。第五条第三項第一号において同じ。）の決議が行われていること。

ロ　買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であって、当該株券等の買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該株券等の買付け等の対象となる株券等に係る買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該株券等の買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出された場合

二　親法人等が他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この項において同じ。）に対して特別支配関係（令第六条の二第一項第五号に規定する特別支配関係をいう。以下この項において同じ。）を有する場合における当該他の法人等

［三～六　同上］

七　特定買付け等を行う者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

［八・九　同上］

［号を加える。］

２　令第六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める者は、特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者（当該特定買付け等が、前条第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であって、その者が当該株券等の発行者である場合を除く。）以外の者とする。

（株券等の所有者が少数である場合）

第二条の五　令第六条の二第一項第七号に規定する株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等の所有者が二十五名未満である場合とする。

２　令第六条の二第一項第七号に規定する全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその者の特別関係者（同項第二号に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であって、当該特定買付け等の対象とならない株券等（以下この号において「買付け等対象外株券等」という。）があるとき　当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされている場合

イ　特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会（会社法第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。第五条第三項において同じ。）の決議が行われていること。

ロ　買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であって、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等の全ての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等の全ての所有者から提出された場合

３　株券等の所有者（以下この条において「所有者」という。）は、前項第一号本文及び同号ロ又は同項第二号の規定による書面の提出に代えて、同項の規定により書面に記載する事項（以下この項において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　所有者の使用に係る電子計算機と株券等の買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて株券等の買付け等を行う者の閲覧に供し、当該株券等の買付け等を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第八項第二号及び第三十三条の三第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

４　前項各号に掲げる方法は、株券等の買付け等を行う者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

５　第三項の「電子情報処理組織」とは、所有者の使用に係る電子計算機と、株券等の買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（適用除外となる買付け等）

第二条の六　令第七条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　株券等の発行者の役員（令第七条第一項第十一号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第一項第十号において同じ。）の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行うときは、金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第三条第二項第二号及び第七条第一項第十号において同じ。）に委託して行う場合に限る。）であって、当該株券等の買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二　株券等の発行者の役員又は従業員が信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。以下この号及び第七条第一項第一号において同じ。）を営む者と信託財産を当該発行者の株券等に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等の買付け等の指図を行う場合であって、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

３　株券等の所有者（以下この条において「所有者」という。）は、前項第一号本文及び同号ロ又は同項第二号の規定による書面の提出に代えて、前項の規定により書面に記載する事項（以下この項において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（第一号ロにおいて「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一　［同上］

イ　所有者の使用に係る電子計算機と特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて特定買付け等を行う者の閲覧に供し、当該特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五条第七項第二号及び第三十三条の三第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

４　前項各号に掲げる方法は、所有者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

５　第三項の「電子情報処理組織」とは、所有者の使用に係る電子計算機と、特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（適用除外となる買付け等）

第二条の六　令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第一項第十号において同じ。）の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行うときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行う場合に限る。）であって、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二　株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券等に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券等の買付け等の指図を行う場合であって、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

（株券等の所有に準ずるもの）

第二条の七　令第七条第二項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第二条の二第一号に規定する社債券の取得をしている場合

二　株券等を所有する法人等の株式又は出資の有償の取得をしている場合であって、第二条の二第二号に該当するとき（当該法人等が株券等の買付け等を行う者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）である場合を除く。）。

三　株券等の発行者との間で当該発行者が新たに発行する株券等の取得について合意している場合

（特別関係者で除外される者等）

第三条　［略］

2　法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　その者（イにおいて「小規模所有者」という。）の所有に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては同条第三項及び第四項に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）が、次のイ又はロに掲げる株券等の区分に従い当該イ又はロに定める数以下である者

イ　内国法人の発行する株券等　総株主等の議決権の数の千分の一に相当する数（株券等の買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決権の数の千分の九に相当する数を超える場合にあっては、総株主等の議決権の数の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。）

ロ　外国の者の発行する株券等　総株主等の議決権の数の百分の一に相当する数

二　株券等の買付け等を行う者（以下この号において「株券等買付者」という。）が金融商品取引業者等若しくは外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この号において同じ。）を行う者であって投資運用業として株券等の買付け等を行う場合（当該株券等買付者が次に掲げる措置の全てを講じている場合に限る。）又は株券等買付者が信託会社等（法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。）若しくは外国信託業者（信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者をいう。）であって信託財産として所有するために株券等の買付け等を行う場合（当該株券等買付者が次に掲げる措置の全てを講じている場合に限る。）における当該株券等買付者に

［条を加える。］

（特別関係者で除外される者等）

第三条　［同上］

2　法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては同条第三項及び第四項に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一　内国法人の発行する株券等　総株主等の議決権の千分の一に相当する数（買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決権の千分の九に相当する数を超える場合にあっては、総株主等の議決権の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。）

二　外国の者の発行する株券等　総株主等の議決権の百分の一に相当する数

対して特別資本関係（令第九条第一項に規定する特別資本関係をいう。以下この号において同じ。）を有する者（同条第三項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により特別資本関係を有するものとみなされる者を含む。以下この号において同じ。）

イ　当該株券等買付者又は当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者その他の者と顧客又は受益者の利益が相反するおそれのある行為を適切な方法により特定し、当該行為が顧客又は受益者の利益を害しないことを確保するための措置を講じるとともに、当該措置に関する方針を策定し、公表すること。

ロ　当該株券等買付者の所有に係る株券等に係る議決権の行使に関する方針を策定し、公表すること。

ハ　イ及びロに掲げる措置の内容並びに次に掲げる事項を記載した書類を関東財務局長に提出すること。

(1)　当該株券等買付者及び当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2)　当該株券等買付者が行う株券等の買付け等の目的、当該株券等の買付け等に係る株券等の発行者の名称、当該株券等の買付け等を行う株券等の種類、当該株券等の買付け等の方法、当該株券等の買付け等を行う時期又は期間その他の当該株券等の買付け等の内容

(3)　当該株券等買付者が当該株券等の買付け等により取得する株券等を当該株券等買付者に対して特別資本関係を有する者に譲渡しない旨の誓約

3　前項第二号ハの書類には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　定款又はこれに準ずる書面

二　前項第二号イ及びロに掲げる措置を講じていることを証する書面

4　令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七条の二第七項第一号に規定する関係にあった者とする。

（電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等）

第三条の二　令第七条第五項第二号イに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。

2　令第七条第五項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあっては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあっては数量及び売買成立日時とする。

3　令第七条第五項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、数量とする。

4　令第七条第五項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、次に掲げる価格のいずれかとする。

一　取引所金融商品市場において直近に公表された当該取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の価格（当該価格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。以下この号及び第四号において「直近公表価格」という。）から直近公表価格に

［項を加える。］

3　令第六条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七条の二第七項第一号に規定する関係にあった者とする。

（電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等）

第三条の二　令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。

2　令第六条の二第二項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあっては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあっては数量及び売買成立日時とする。

3　令第六条の二第二項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める事項は、数量とする。

4　令第六条の二第二項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める価格は、次に掲げる価格のいずれかとする。

一　取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この項及び第四条の二第二項第一号において同じ。）において直近に公表された当該取引所金融商品市場における当該売買に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の価格（当該価格の決定方

百分の七を乗じた額（当該額が五円未満となる場合にあっては、五円。以下この号において同じ。）を減じて得た額以上、直近公表価格に百分の七を乗じた額を直近公表価格に加えて得た額以下の範囲内の価格

［二～四　略］

［条を削る。］

［条を削る。］

（氏名の記載）

第四条　［略］

法が競売買の方法であるものに限る。以下この号及び第四号において「直近公表価格」という。）から直近公表価格に百分の七を乗じた額（当該額が五円未満となる場合にあっては、五円。以下この号において同じ。）を減じて得た額以上、直近公表価格に百分の七を乗じた額を直近公表価格に加えて得た額以下の範囲内の価格

［二～四　同上］

（株券等の所有に準ずるもの）

第四条　令第七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、第二条の二に規定する社債券を取得している場合とする。

（株券等の取得に係る割合等の計算）

第四条の二　令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一　取得を行う者（以下この項において「大量取得者」という。）が当該取得により新たに所有することとなる株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数

二　株券等の発行者の総株主等の議決権の数に大量取得者及びその特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。次項第二号及び第三項において同じ。）の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数

2　令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一　特定売買等（法第二十七条の二第一項第三号に規定する特定売買等をいう。）による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（以下この号において「市場外等買付け等」という。）を行う者（次号において「市場外等買付者」という。）が市場外等買付け等により新たに所有することとなる当該株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数

二　株券等の発行者の総株主等の議決権の数に市場外等買付者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数

3　令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一　法第二十七条の二第一項第五号に規定する株券等の買付け等を行う者（次号において「買付者」という。）及びその特別関係者が同項第五号に規定する株券等の買付け等により新たに所有することとなる当該株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数

二　株券等の発行者の総株主等の議決権の数に買付者及びその特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数

（氏名の記載）

第四条の三　［同上］

（買付け等の通知書の記載事項等）

第五条　［略］

２　［略］

３　令第八条第五項第三号に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

［一・二　略］

三　当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことについて関東財務局長の承認を受けた当該株券等

４　［略］

５　公開買付者（公開買付けによる株券等の買付け等を行おうとする者を含む。）が第三項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該公開買付けの内容

二　当該公開買付けに関して当該承認を受けようとする株券等の種類及びその内容

三　当該公開買付けに関して当該承認を必要とする理由

６　［略］

７　令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第十一項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

［一・二　略］

８・９　［略］

10　第八項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

11　第七項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第八項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの

二　［略］

12　第七項第一号の規定による承諾を得、又は同項第二号の規定による告知をした公開買付者は、当該応募株主等から電磁的方法又は電話その他の方法により当該通知書を交付するよう請求があったときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該応募株主等が当該請求をした後に同項第一号の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（株券等の所有割合の計算）

第六条　法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一　株券等の買付け等を行う者にあっては、その者の所有に係る当該株券等（次条第一項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除する方法

二　［略］

（買付け等の通知書の記載事項等）

第五条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

４　［同上］

［項を加える。］

５　［同上］

６　令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第十項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

［一・二　同上］

７・８　［同上］

９　第七項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10　第六項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第七項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの

二　［同上］

11　第六項第一号の規定による承諾を得、又は同項第二号の規定による告知をした公開買付者は、当該応募株主等から電磁的方法又は電話その他の方法により当該通知書を交付するよう請求があったときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該応募株主等が当該請求をした後に同項第一号の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（株券等の所有割合の計算）

第六条　［同上］

一　株券等の買付け等を行う者にあっては、その者の所有に係る当該株券等（次条第一項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除する方法

二　［同上］

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）

第七条　法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一　信託業を営む者が信託財産として所有する株券等（その者が令第七条第二項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

［二～九　略］

十　発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第二項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

十一　［略］

十二　外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理業者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第百二十七条の四第二項第二号、第百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であって、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七条第二項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。）

十三　株券等の買付け等を行う者又はその特別関係者（以下この号において「買付者等」という。）の所有（令第七条第二項各号に掲げる場合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等（第三条第二項各号に掲げる者を除く。）の所有（令第七条第二項各号に掲げる場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）

2　［略］

（議決権の数の計算等）

第八条　法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　株式（次号に掲げるものを除く。）　当該株式に係る議決権の数

二　［略］

2　前項第二号の規定により議決権の数を計算する場合において、交付される株券等の数が株券等の買付け等の日後のいずれか一の日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該株券等の買付け等を行おうとする日前二日間のいずれかの日に交付されたものとみなして計算した数とする。

［3～5　略］

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）

第七条　［同上］

一　信託業を営む者が信託財産として所有する株券等（その者が令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

［二～九　同上］

十　発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

十一　［同上］

十二　外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債等振替法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理業者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号、第百二十七条の四第二項第二号、第百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であって、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（令第七条第一項第二号及び第三号に規定する権限を有しないものに限る。）

十三　株券等の買付け等を行う者又はその特別関係者（以下この号において「買付者等」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等の所有（同項に定める場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）

2　［同上］

（議決権の数の計算等）

第八条　法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　株式（次号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）　当該株式に係る議決権の数

二　［同上］

2　前項第二号により議決権の数を計算する場合において、交付される株券等の数が買付け等又は新規発行取得（法第二十七条の二第一項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この項において同じ。）の日後のいずれか一の日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該買付け等又は新規発行取得を行おうとする日前二日間のいずれかの日に交付されたものとみなして計算した数とする。

［3～5　同上］

（株券等の数）

第九条の六　法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

［一～五の二　略］

六　株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

［イ～ホ　略］

ヘ　投資証券等　当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト　［略］

七　株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

［イ～ホ　略］

ヘ　投資証券等　当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

ト　［略］

（公開買付届出書の添付書類）

第十三条　法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

［一～十二　略］

十三　第二号様式記載上の注意⑽ｃに規定する第三者について第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の⑴の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載された書面（当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。）

２　［略］

（日曜日等）

第十四条　法第二十七条の三第二項ただし書及び法第二十七条の十三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

［一・二　略］

（有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の記載の特例）

第十七条　法第二十七条の四第三項に規定する記載及び添付を省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合における次に掲げるものとする。

一　第二号様式のうち「第１　公開買付要項」の「10　買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況」の⑴から⑸までの記載事項

二　［略］

（株券等の数）

第九条の六　［同上］

［一～五の二　同上］

六　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　投資証券等　当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資証券等の投資口の数

ト　［同上］

七　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　投資証券等　当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資証券等の投資口の数

ト　［同上］

（公開買付届出書の添付書類）

第十三条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　第二号様式記載上の注意⑸ｄに規定する第三者について第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の⑴の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載された書面（当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。）

２　［同上］

（日曜日その他の日）

第十四条　法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

［一・二　同上］

（有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の記載の特例）

第十七条　［同上］

一　第二号様式のうち「第１　公開買付要項」の「9　買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況」の⑴から⑸までの記載事項

二　［同上］

（買付条件等の変更の公告の掲載事項）

第十九条　法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格を下限とする方法とする。

一　株式若しくは投資口の分割又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為　法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、１÷（当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数）の算式により算定した率を乗じて得た価格

二　株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。）に対する新投資口予約権の割当て又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為　法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、１÷｛１＋（これらの割当てにより一株に対して割り当てる株式の数（新株予約権の割当ての場合にあっては、株式に換算した数）又は一口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数）｝の算式により算定した率を乗じて得た価格

三　剰余金の配当若しくは金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条第一項に規定する金銭の分配をいう。）又はこれらの行為に係る令第十三条第一項第四号に掲げる行為　法第二十七条の六第二項の規定により変更される前の買付け等の価格から、当該配当又は分配により一株又は一口に対して割り当てられる配当財産の価額又は金銭の額を控除した価格

２　公開買付者が令第十三条第二項第二号ハに規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該公開買付けの内容

二　令第十三条第二項第二号ハに規定する事情

三　当該公開買付けに関して当該承認を受けようとする期間

四　当該公開買付けに関して当該承認を必要とする理由

３　［略］

（公表の方法）

第二十条　法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の八第八項及び第十一項、法二十七条の十第五項及び第六項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

［一～三　略］

（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

第二十二条　法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条において同じ。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合

二　令第十四条第一項第四号に規定する許可等を得られたことにより訂正届出書を提出する場合（当該許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されていない場合に限る。）

三　買付け等の期間を延長しないことについて関東財務局長の承認を受けた場合

（買付条件等の変更の公告の掲載事項）

第十九条　法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一　株式又は投資口の分割

１÷（当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数）

二　株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。）に対する新投資口予約権の割当て

１÷｛１＋（これらの割当てにより一株に対して割り当てる株式の数（新株予約権の割当ての場合にあっては、株式に換算した数）又は一投資口に対して割り当てる新投資口予約権を投資口に換算した数）｝

［号を加える。］

［項を加える。］

２　［同上］

（公表の方法）

第二十条　法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の八第八項及び第十一項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

［一～三　同上］

（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

第二十二条　法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条において同じ。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

2　公開買付者が前項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該公開買付けの内容

二　当該訂正届出書の内容

三　当該公開買付けに関して当該承認を必要とする理由

3　［略］

（公開買付説明書の作成等）

第二十四条　法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　第二号様式記載上の注意(10)cに規定する第三者に係る事業内容の概要の的確かつ簡明な説明（当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合を除く。）

［２・３　略］

4　法第二十七条の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、公開買付届出書について令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されるファイルに記録されている事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものその他の投資者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項（第七項において「閲覧方法」という。）とする。

5　法第二十七条の九第三項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

6　法第二十七条の九第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　公開買付届出書（その訂正届出書を含む。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合

二　令第十四条第一項第四号に規定する許可等を得られたことにより訂正届出書を提出する場合（当該許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されていない場合に限る。）

三　第二十二条第一項第三号に規定する承認を受けた場合

7　法第二十七条の九第二項の規定により公開買付届出書を参照すべき旨を記載した公開買付説明書を同条第四項の規定により訂正する場合には、当該公開買付届出書の訂正届出書を提出した旨及び当該訂正届出書に係る閲覧方法を当該訂正する公開買付説明書に記載しなければならない。

8　法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

［項を加える。］

2　［同上］

（公開買付説明書の作成等）

第二十四条　［同上］

［一～三　同上］

四　第二号様式記載上の注意(5)dに規定する第三者に係る事業内容の概要の的確かつ簡明な説明（当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合を除く。）

［２・３　同上］

［項を加える。］

4　法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

［項を加える。］

［項を加える。］

5　法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

（対象者の意見表明等）

第二十五条　法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

六　当該発行者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組を行っている場合には、その内容

七　［略］

［２～４　略］

（撤回条件から除外される場合）

第二十六条　令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

［一～六　略］

七　令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項　当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の株券等の発行者の総株主等の議決権の数に公開買付者及びその特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいい、第三条第二項各号に掲げる者を除く。）の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

［八～十二　略］

［２・３　略］

４　令第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権を行使することができる事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を対象者の業務執行を決定する機関が行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合であって、当該機関が当該決定を維持する旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をしたこと。

二　対象者の業務執行を決定する機関が対象者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（当該取組として行う事項が当該事項に係る第一項各号に掲げる基準に該当するものを除く。）を行う旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をしたこと。

（対象者の意見表明等）

第二十五条　［同上］

［一～五　同上］

六　当該発行者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを行っている場合には、その内容

七　［同上］

［２～４　同上］

（撤回条件から除外される場合）

第二十六条　［同上］

［一～六　同上］

七　令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項　当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

［八～十二　同上］

［２・３　同上］

４　令第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権を行使することができる事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を対象者の業務執行を決定する機関が行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合であって、当該機関が当該決定を維持する旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をした場合とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

三　当該公開買付けにより株券等の買付け等を行うことが他の法令（外国の法令を含む。）に違反することとなること。

四　当該公開買付けによる株券等の買付け等の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと（公開買付者の特別関係者によって行われた場合を除く。）。

五　法第百九十二条第一項の規定に基づき当該公開買付けによる株券等の買付け等の禁止又は停止の申立てがなされたこと。

六　前各号に掲げる事情に準ずる事情であって、公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定した事情が生じたこと。

七　公開買付けの撤回等（法第二十七条の十一第一項に規定する公開買付けの撤回等をいう。以下この条及び次条第三号において同じ。）を行うことについて関東財務局長の承認を受けたこと。

5　公開買付者が前項第七号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該公開買付けの内容

二　当該公開買付けの撤回等を行う日及びその理由

（公開買付けの撤回等の公告の掲載事項）

第二十七条　法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　公開買付けの撤回等を行う旨及びその理由

［四・五　略］

（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）

第三十三条の二　［略］

2　公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の九第三項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3　［略］

4　法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があった者（同条第六項の規定による請求があった場合を除く。）に対しては、第二十四条第八項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［項を加える。］

（公開買付けの撤回等の公告の掲載事項）

第二十七条　［同上］

［一・二　同上］

三　公開買付けの撤回等（法第二十七条の十一第一項に規定する公開買付けの撤回等をいう。）を行う旨及びその理由

［四・五　同上］

（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）

第三十三条の二　［同上］

2　公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の九第二項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3　［同上］

4　法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があった者（同条第六項の規定による請求があった場合を除く。）に対しては、第二十四条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

＿＿＿＿殿

年　月　日

公開買付者(1)氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿

［１～４　略］

（記載上の注意）

(1)　［略］

(2)　公開買付けの状況

株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券又は同条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債（第二号様式の記載上の注意(4)のｂ及び第六号様式の記載上の注意(5)のｂにおいて「旧新株引受権証券等」という。）が含まれる場合には、区分して記載すること。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること。

［(3)～(5)　略］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の氏名又は名称】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】(3)　名称

（所在地）

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

＿＿＿＿殿

年　月　日

公開買付者(1)氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿

［１～４　同左］

（記載上の注意）

(1)　［同左］

(2)　［同左］

株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券又は同条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債（第二号様式の記載上の注意(4)及び第六号様式の記載上の注意(5)のｂにおいて「旧新株引受権証券等」という。）が含まれる場合には、区分して記載すること。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること。

［(3)～(5)　同左］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の氏名又は名称】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】(3)　名称

（所在地）

第１【公開買付要項】

［１・２　略］

３【買付け等の概要】(5)

公開買付けの目的	
買付け等の期間	年　月　日から　　年　月　日まで（　営業日）
買付け等の価格	
買付予定数の下限	（株）
買付予定数の上限	（株）
対象者の意見	

４【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】(6)

(2)【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

①【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】(7)

②【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】(8)

③【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】(9)

④【公開買付け後の経営方針】(10)

(3)【公開買付けの公正性を担保するための措置】(11)

(4)【公開買付け後の組織再編等の方針】(12)

(5)【上場廃止等となる見込み及びその事由】(13)

(6)【公開買付けに係る重要な合意】(14)

(7)【その他公開買付けに関する重要な事項】(15)

５【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(16)

(1)【買付け等の期間等】

①【買付け等の期間】

［表略］

［②・③　略］

(2)【買付け等の価格】

株券	
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券（　）	
株券等預託証券（　）	

(3)　［略］

第１　［同左］

［１・２　同左］

［加える。］

３【買付け等の目的】(5)

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

４【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6)

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

［同左］

［②・③　同左］

(2)　［同左］

株券	
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券（　）	
株券等預託証券（　）	
算定の基礎	
算定の経緯	

(3)　［同左］

６【買付け等を行った後における株券等所有割合】(17)
［表略］
７【株券等の取得に関する許可等】(18)
［(1)～(3)　略］
８【応募及び契約の解除の方法】(19)
［(1)～(4)　略］
９【買付け等に要する資金】(20)
［(1)～(3)　略］
10【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】(21)
［(1)～(7)　略］
11【決済の方法】(22)
［(1)～(4)　略］
12【その他買付け等の条件及び方法】(23)
［(1)～(7)　略］
第２【公開買付者の状況】(24)
１【会社の場合】
(1)【会社の概要】(25)
［①～⑤　略］
(2)【経理の状況】(26)
［①～③　略］
(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(27)
①【公開買付者が提出した書類】(28)
［イ～ハ　略］
②　［略］
２　［略］
３【個人の場合】
(1)　［略］
(2)【職歴】(29)
(3)【破産手続開始の決定の有無】(30)
第３【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】
１【株券等の所有状況】(31)
(1)　［略］
(2)【公開買付者による株券等の所有状況】　（　年　月　日現在）

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
［略］			

５【買付け等を行った後における株券等所有割合】(7)
［同左］
６【株券等の取得に関する許可等】(8)
［(1)～(3)　同左］
７【応募及び契約の解除の方法】(9)
［(1)～(4)　同左］
８【買付け等に要する資金】(10)
［(1)～(3)　同左］
９【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】(11)
［(1)～(7)　同左］
10【決済の方法】(12)
［(1)～(4)　同左］
11【その他買付け等の条件及び方法】(13)
［(1)～(7)　同左］
第２【公開買付者の状況】(14)
１　［同左］
(1)【会社の概要】(15)
［①～⑤　同左］
(2)【経理の状況】(16)
［①～③　同左］
(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(17)
①【公開買付者が提出した書類】(18)
［イ～ハ　同左］
②　［同左］
２　［同左］
３　［同左］
(1)　［同左］
(2)【職歴】(19)
(3)【破産手続開始の決定の有無】(20)
第３［同左］
１【株券等の所有状況】(21)
(1)　［同左］
(2)　［同左］　（　年　月　日現在）

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
［同左］			

⑶【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】　（　年　月　日現在）

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
［略］			

⑷【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

①　［略］

②【所有株券等の数】　（　年　月　日現在）

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
［略］			

２【株券等の取引状況】(32)

⑴　［略］

３【当該株券等に関して締結されている重要な契約】(33)

４【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】(34)

５【大量保有報告書等の提出状況】(35)

第４【公開買付者と対象者との取引等】

１【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】(36)

２【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】(37)

第５【対象者の状況】(38)

１【最近３年間の損益状況等】(39)

［⑴・⑵　略］

２【株価の状況】(40)

［表略］

３【株主の状況】(41)

［⑴・⑵　略］

４【継続開示会社たる対象者に関する事項】(42)

⑴【対象者が提出した書類】(43)

［①～④　略］

⑵　［略］

５【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】(44)

６【その他】(45)

（記載上の注意）

⑴　［略］

⑶　［同左］　（　年　月　日現在）

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
［同左］			

⑷　［同左］

①　［同左］

②　［同左］　（　年　月　日現在）

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
［同左］			

２【株券等の取引状況】(22)

⑴　［同左］

３【当該株券等に関して締結されている重要な契約】(23)

４【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】(24)

［加える。］

第４　［同左］

１【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】(25)

２【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】(26)

第５【対象者の状況】(27)

１【最近３年間の損益状況等】(28)

［⑴・⑵　同左］

２【株価の状況】(29)

［同左］

３【株主の状況】(30)

［⑴・⑵　同左］

４【継続開示会社たる対象者に関する事項】(31)

⑴【対象者が提出した書類】(32)

［①～④　同左］

⑵　［同左］

５【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】(33)

６【その他】(34)

（記載上の注意）

⑴　［同左］

⑵　代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

⑶　［略］

⑷　買付け等をする株券等の種類

ａ　議決権のない株式（令第６条第１項に規定する議決権のない株式をいう。）であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのある株式に係る株券が買付け等をする株券等に含まれる場合には、その旨を注記すること。

ｂ　買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。

ｃ　買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合（法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいい、その者に特別関係者（同条第１項第１号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したもの。⑸において同じ。）の合計が３分の２以上となる場合であって、第５条第３項各号に掲げる株券等があるときは、その旨を注記すること。

⑸　買付け等の概要

ａ　「公開買付けの目的」欄には、「完全子会社化」、「非公開化」又は「連結子会社化」等の公開買付けの目的を簡潔に記載すること。

ｂ　「買付け等の期間」欄には、公開買付期間を記載すること。ただし、法第27条の10第３項の規定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。

同項の規定により当該公開買付期間が延長される可能性がある場合には、例えば「法第27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は○年○月○日までとなります。」等欄外に注記すること。

ｃ　「買付け等の価格」欄には、株券等の種類ごとの買付け等の価格を記載すること。有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。

ｄ　「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第４項第１号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における当該記載された数（以下「買付予定数の下限」という。）を記載すること。

また、当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。

⑵　［同左］

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

⑶　［同左］

⑷　［同左］

買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。

⑸　買付け等の目的

買付け等の目的について具体的に記載すること。

たとえば、

ａ　支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。

ｂ　純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。

ｃ　買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。

ｄ　株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第２　公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「１　会社の場合」の「⑵　経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。⑰及び㉛において同じ。）に該当する者である場合には、「第２　公開買付

e　「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第４項第２号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限（以下「買付予定数の上限」という。）を記載すること。

また、当該買付予定数の上限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。

f　「対象者の意見」欄には、対象者の公開買付けに関する意見の内容を簡潔に記載すること。ただし、届出日においてこれが分からない場合には、その旨を記載し、これが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

⑹　公開買付けの目的の概要

a　公開買付者の属性、公開買付者が届出日において所有する株券等の数、公開買付けの目的及び法第27条の13第４項第１号若しくは第２号に掲げる条件を付す理由又は付さない理由を記載すること。

b　公開買付けが、ＭＢＯ（対象者の役員又は当該役員の依頼に基づき当該役員と利益を共通にする者により行われる買収をいう。⑾において同じ。）に該当し、又はその一環として行われる場合には、その旨を記載すること。

c　対象者が公開買付者又はその特別関係者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項に規定する子会社をいう。）又は関連会社（同条第５項に規定する関連会社をいう。）である場合には、その旨を記載すること。

d　スクイーズアウト手続（株式併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式等売渡請求又は株式交換等により公開買付者が単独で又は他の者と共同して対象者が発行する株券等の全部を取得し、又は保有するための手続をいう。以下同じ。）、令第７条第１項第13号に掲げる株券等の買付け等、対象者が新たに発行する株券等の取得、対象者による自己の株式の取得その他の公開買付けの目的を達成するために公開買付けと並行して又は関連して行われる取引（以下「公開買付関連取引」という。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その旨を記載すること。

e　⑭のａに定める合意をしている場合には、その旨、当該合意の相手方の氏名又は名称及び当該相手方が届出日において所有する株券等の数（その一部についてのみ公開買付けに応募する旨の合意である場合には、当該応募する株券等の数を含む。）を記載すること。

⑺　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

a　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程について具体的に記載すること。例えば、公開買付者の事業内容及び対象者の事業内容又は財政状態、経営成績若しくはキャッシュ・フローの状況を踏まえ、これらを改善する観点から公開買付けの実施を検討した場合には、当該検討の内容について具体的に記載すること。

b　届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行った場合には、当該協議・交渉の内容について具体的に記載すること。届出日以後に買付条件等を変更した場合であって、対象者との間で当該変更に関する協議・交渉を行ったときも、同様とする。

者の状況」の「１　会社の場合」に掲げる事項のうち「⑴　会社の概要」と同一の事項に代えて、「⑶　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。

e　買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。

［加える。］

［加える。］

届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行わなかった場合には、その旨及びその理由を記載すること。

届出日までに対象者の株主等（株券等を所有（令第７条第２項各号に掲げる場合を含む。）する者をいう。以下同じ。）との間で公開買付けの応募又は公開買付関連取引に関する協議・交渉を行った場合には、当該協議・交渉の内容について記載すること。

⑻　買付け等の価格の算定の経緯及び基礎　　［加える。］

買付け等の価格を決定するに至った過程及び根拠を具体的に記載し、当該価格が届出日における時価と異なる場合や公開買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。

株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。

⑼　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由　　［加える。］

a　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由について記載すること。ただし、届出日においてこれらが分からない場合には、その旨を記載し、これらが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

b　対象者の公開買付けに関する意見の内容について変更（軽微な変更を除く。）があったことを知った場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。当該意見の根拠及び理由のうち投資判断に重要な影響を及ぼす事項について変更があったことを知った場合も、同様とする。

⑽　公開買付け後の経営方針　　［加える。］

a　公開買付け後の対象者の経営方針について記載すること。対象者の組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を記載すること。純投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載すること。

b　公開買付け後に対象者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。

c　株券等を取得した後、第三者に譲渡することを予定している場合には、当該第三者について「第２　公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「１　会社の場合」の「⑵　経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的、届出日において所有する当該株券等の数及び譲渡の価格その他の取引条件を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。⑵及び⑷において同じ。）に該当する者である場合には、「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」に掲げる事項のうち「⑴　会社の概要」と同一の事項に代えて、「⑶　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。

d　法第27条の13第４項第２号に掲げる条件を付している場合には、公開買付け後に公開買付者以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合には、その理由について記載すること。

⑾　公開買付けの公正性を担保するための措置　［加える。］

a　公開買付者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかった場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において対象者が実施した措置の有無及び内容が分からない場合には、その旨を記載すること。

b　公開買付者が買付け等の価格の算定に当たり参考とするために第三者(⑾において「算定機関」という。)から対象者の株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの(⑾において「算定書等」という。)を取得した場合には、次に掲げる事項を記載すること。

(a)　算定機関の氏名又は名称

(b)　算定機関の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項（例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該算定機関から算定書等を取得した理由）

(c)　算定書等の内容（例えば、具体的な算定方法、当該算定方法を採用した理由及び各算定方法の算定結果の数値又は範囲）

c　対象者が実施した措置については、第四号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

d　公開買付者から独立した株主等が所有する株券等の過半数が公開買付けに応募されないときには応募株券等の全部の買付け等をしないこととするために法第27条の13第４項第１号に掲げる条件を付した場合には、その旨及び公開買付者から独立した株主等が所有する株券等の算出方法を記載すること。

e　公開買付者以外の者による対抗提案（公開買付けその他これに準じる対象者の株券等の取得に係る提案をいう。)を行おうとする者との接触を制限する旨の合意又はこれに類する合意を対象者との間でしている場合には、その旨、当該合意の内容及び当該合意が公開買付けの公正性に与える影響を記載すること。

f　ＭＢＯを行う対象者の役員又はＭＢＯにおいて公開買付者と利益を共通にする取締役が対象者における公開買付けに関する意見に係る審議又は決定に関与していたこと、その他公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載すること。

g　法第27条の13第４項第２号に掲げる条件を付している場合であって、一定数以上の議決権を有する対象者の株主が当該条件を付した公開買付けに反対する場合の公開買付者における対応方針を定めているときは、株主の意思確認の方法及び当該対応方針の内容を記載すること。

⑿　公開買付け後の組織再編等の方針　［加える。］

公開買付け後にスクイーズアウト手続を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容（一定の条件が充足された場合に限り、スクイーズアウト手続を行い、又は行うことを対象者に要請する場合には、当該条件の内容を含む。)を記載すること。また、当該スクイーズアウト手続のために公開買付者又はその特別関係者による株券等の移動を予定している場合には、その内容を記載すること。

⑬　上場廃止等となる見込み及びその事由

公開買付けによる買付け等の結果、対象者の株券等について上場の廃止又は登録の取消しが生じるおそれがある場合には、その旨及び上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事由を記載すること。また、上場の廃止又は登録の取消しを回避するための措置を予定している場合には、当該措置の内容について具体的に記載すること。

［加える。］

⑭　公開買付けに係る重要な合意

a　対象者の株主等との間で公開買付けに応募し、又は応募しない旨の合意をしている場合、対象者との間で公開買付けに関する一定の意見を表明する旨の合意をしている場合その他公開買付け又は公開買付関連取引に関連して投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす合意をしている場合には、これらの合意の相手方の氏名又は名称及び合意の内容を記載すること。

b　届出日において対象者の株主等（その所有に係る株券等に係る議決権の数が総株主等の議決権の数の100分の１に相当する数以下である者を除く。）から公開買付けに応募し、又は応募しない旨の意向を表明されている場合には、当該株主等の氏名又は名称及び表明された意向の内容を記載すること。

［加える。］

⑮　その他公開買付けに関する重要な事項

公開買付関連取引（スクイーズアウト手続を除く。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容を記載すること。公開買付者、公開買付け又は公開買付関連取引に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。

［加える。］

⑯　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a　「買付け等の期間」欄には、公開買付期間を記載すること。ただし、法第27条の10第３項の規定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。

⑹　［同左］

a　「届出当初の期間」欄には、届出日現在における公開買付期間を記載すること。

b　「対象者の請求に基づく延長の可能性の有無」欄には、法第27条の10第３項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「法第27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は○年○月○日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「該当事項なし」と記載すること。

b　「対象者の請求に基づく延長の可能性の有無」欄には、法第27条の10第３項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「法第27条の10第３項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は○月○日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「当該事項なし」と記載すること。

c　［略］

c　［同左］

d　「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券の受託有価証券の種類及び株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「１　株券等の所有状況」欄において同じ。）。

d　「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「１　株券等の所有状況」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」及び「新株予約権付社債券」の欄の記載を省略し、「投資証券」及び「新投資口予約権証券」欄を設けて記載すること（「第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「１　株券等の所有状況」欄において同じ。）。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「６　買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「１　株券等の所有状況」欄において同じ。）。

［削る。］

［削る。］

e　［略］

f　「買付予定数の下限」欄には、買付予定数の下限を記載すること。

g　「買付予定数の上限」欄には、買付予定数の上限を記載すること。

⑰　買付け等を行った後における株券等所有割合

a　「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

届出日現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

なお、株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」及び「新投資口予約権証券」欄を設けて記載すること（「第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「１　株券等の所有状況」欄において同じ。）。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「５　買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「１　株券等の所有状況」欄において同じ。）。

e　「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を具体的に記載し、買付価格が時価と異なる場合や当該買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。

株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。

f　「算定の経緯」欄には、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社その他の法人である場合であって、買付価格の公正性を担保するためのその他の措置を講じているときは、その具体的内容も記載すること。

g　［同左］

h　「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第４項第１号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。

i　「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第４項第２号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限を記載すること。

⑺　［同左］

a　「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の２第７項第１号に掲げる者については、第３条第２項各号に掲げる者を除く。⑶1のａ、⑶3及び⑶4において同じ。）の所有する株券等（令第７条第２項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の５第２号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。⑴7及び⑶1において同じ。）の数が総株主等の議決権の数の100分の１に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

ｂ　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。⑶8において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

［(a)・(b)　略］

ｃ　［略］

ｄ　各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債等振替法第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を社債等振替法第228条第１項において準用する場合を含む。）、社債等振替法第181条第１項若しくは第182条第１項（これらの規定を社債等振替法第247条の３第１項において準用する場合を含む。）、第212条第１項又は第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（⑶1のａにおいて同じ。）。

⑴8　株券等の取得に関する許可等

ａ　令第14条第１項第４号に規定する許可等（以下「許可等」という。）について記載すること。

ｂ　許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されている場合には、「⑶　許可等の日付及び番号」にその内容を注記すること。

ｃ　届出日までに許可等がない場合には、「⑶　許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

⑴9　［略］

⑵0　買付け等に要する資金

ａ　「買付代金」欄には、株券等の種類ごとに買付け等の価格に買付予定数を乗じて得た金額の合計額を記載すること。

なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

［ｂ～ｆ　略］

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の２第７項第１号に掲げる者については、第３条第２項で定める者を除く。⑵1のａ、⑵3及び⑵4において同じ。）の所有する株券等（令第７条第１項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の５第２号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下⑺及び⑵1において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の４第２項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の１に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

ｂ　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。⑵7において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

［(a)・(b)　同左］

ｃ　［同左］

ｄ　各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を同法第228条第１項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第１項、第182条第１項、第212条第１項若しくは第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（⑵1のａにおいて同じ。）。

⑻　［同左］

届出日までに許可等がない場合には、「⑶　許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。

⑼　［同左］

⑽　［同左］

ａ　「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数を乗じて得た金額を記載すること。

なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

［ｂ～ｆ　同左］

g　「届出日以後に借入れを予定している資金」欄には、届出日以後に買付け等に要する資金の借入れを予定している場合にその内容を記載すること。

当該借入れを行うための条件が付されている場合には、当該条件の内容を欄外に注記すること。ただし、当該条件の内容が第13条第１項第７号に掲げる書類に記載されている場合には、その旨を記載しても差し支えない。

借入先が金融機関以外の者である場合には、当該借入先が資金を有すること又は調達することができることを確認した結果及びその確認の方法を欄外に注記すること。

h～k　［略］

l　「その他資金調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

当該調達を行うための条件が付されている場合には、当該条件の内容を欄外に注記すること。ただし、当該条件の内容が第13条第１項第７号に掲げる書類に記載されている場合には、その旨を記載しても差し支えない。

調達先が金融機関以外の者である場合には、当該調達先が資金を有すること又は調達することができることを確認した結果及びその確認の方法を欄外に注記すること。

m　［略］

⑵1)～⑵4)　［略］

⑵5)　会社の概要

［a～d　略］

e　「⑤　役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員（監査役を含む。）について記載すること。なお、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を、「職歴」欄に簡単な沿革を記載すること。

なお、届出日以後に当該役員のうち代表者に変更があった場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。

⑵6)　経理の状況

a　次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところにより記載すること。

(a)　［略］

(b)　(a)に掲げる場合以外の場合

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第２条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

［b・c　略］

［加える。］

g～j　［同左］

k　「その他資金調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

l　［同左］

⑴1)～⑴4)　［同左］

⑴5)　［同左］

［a～d　同左］

e　「⑤　役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員（監査役を含む。）について記載すること。なお、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を、「職歴」欄に簡単な沿革を記載すること。

⑴6)　［同左］

a　［同左］

(a)　［同左］

(b)　［同左］

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第２条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

［b・c　同左］

⑵⑺～⑶⓪　［略］

⑶① 株券等の所有状況

ａ　株券等の数は、第８条の規定による議決権の数を記載すること。また、公開買付開始公告を行った日において公開買付者及び特別関係者が所有する株券等（令第７条第２項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権の数が総株主等の議決権の数の100分の１以上に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

ｂ　［略］

ｃ　「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する（令第７条第２項第１号及び第４号から第６号までに掲げる場合を含む。）株券等の数を記載すること。

ｄ　「令第７条第２項第２号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）の数を記載すること。

ｅ　「令第７条第２項第３号に該当する株券等の数」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

⑶② 株券等の取引状況

ａ　［略］

ｂ　取引所金融商品市場外における株券等の取引（相続及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。ただし、当該取引が店頭売買有価証券の店頭売買取引又は法第２条第８項第10号に掲げる行為による株券等の売買取引である場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。

⑶③ ［略］

⑶④ 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約

公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行っている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションにあっては、オプションの行使日）について記載すること。公開買付者及びその特別関係者が届出日前に第２条の２第１号に規定する社債券を取得している場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うことになる株券等がある場合には、当該社債券の内容、発行者、当該社債券の償還により交付される株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（償還を受ける日）について記載すること。

⑴⑺～⑵⓪　［同左］

⑵① ［同左］

ａ　株券等の数は、第８条の規定による議決権の数を記載すること。また、公開買付開始公告を行った日において公開買付者及び特別関係者が所有する株券等（令第７条第１項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権の数が総株主等の議決権の100分の１以上に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

ｂ　［同左］

ｃ　「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する（令第７条第１項第１号及び第４号から第６号までに掲げる場合を含む。）株券等の数を記載すること。

ｄ　「令第７条第１項第２号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）の数を記載すること。

ｅ　「令第７条第１項第３号に該当する株券等の数」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

⑵② ［同左］

ａ　［同左］

ｂ　相対売買（相続及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。

⑵③ ［同左］

⑵④ ［同左］

公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行っている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションにあっては、オプションの行使日）について記載すること。公開買付者及びその特別関係者が届出日前に第２条の２に規定する社債券を取得している場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うことになる株券等がある場合には、当該社債券の内容、発行者、当該社債券の償還により交付される株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（償還を受ける日）について記載すること。

株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を締結している場合には、当該契約があること及びその内容を記載すること。

㉟　大量保有報告書等の提出状況

公開買付者又はその特別関係者が、対象者の株券等に係る大量保有報告書（法第27条の23第１項又は第27条の26第１項に規定する大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第27条の25第１項又は第27条の26第２項に規定する変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書を提出している場合（提出すべきであったこれらの書類を提出しなかった場合を含む。）には、これらの書類の名称、提出者及び提出年月日（これらの書類を提出していない場合にあっては、その旨）を記載すること。ただし、これらの書類を提出した日又はこれらの書類の提出義務の原因となる事実が生じた日が届出日の５年前の日より前である場合には、この限りでない。

㊱　［略］

㊲　公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

公開買付者又はその特別関係者（法第27条の５第２号に規定する申出を行った者を除く。）が対象者の役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

㊳～㊷　［略］

㊸　対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、㉘に準じて記載すること。

［ａ～ｃ　略］

㊹　［略］

㊺　その他

対象者に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】　別途買付け禁止の特例を受けるための申出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【申出者の氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【申出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を締結している場合には、当該契約があること及びその内容を記載すること。

［加える。］

㉕　［同左］

㉖　公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合には、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載すること。利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容も記載すること。

㉗～㉛　［同左］

㉜　［同左］

次に掲げるものを除き、⑱に準じて記載すること。

［ａ～ｃ　同左］

㉝　［同左］

㉞　［同左］

投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】　別途買付け禁止の特例を受けるための申出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【申出者の氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【申出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
金融商品取引法第27条の５第２号の規定により、下記のとおり申出をいたします。
記
［１～６　略］
（記載上の注意）
⑴　公開買付者との関係
公開買付者と申出者との間の法第27条の２第７項第１号に規定する特別の関係の内容（例えば、公開買付者が総株主等の議決権の数の20％に相当する数の議決権を所有する会社である旨）について具体的に記載すること。
［⑵～⑸　略］

第四号様式

【表紙】
【提出書類】　意見表明報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【報告者の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【報告者の所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑴　名称
（所在地）
［１・２　略］
３【買付け等の概要】⑵

公開買付けの目的	
買付け等の期間	年　月　日から　　年　月　日まで（　営業日）
買付け等の価格	
買付予定数の上限	（株）
買付予定数の下限	（株）

４【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】
⑴【意見の内容】⑶
⑵【意見の根拠及び理由】⑷
⑶【公開買付けの公正性を担保するための措置】⑸
⑷【公開買付け後の組織再編等の方針】⑹

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
金融商品取引法第27条の５第２号の規定により、下記のとおり申出をいたします。
記
［１～６　同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
公開買付者と申出者との間の法第27条の２第７項第１号に規定する特別の関係の内容（例えば、公開買付者が総株主等の議決権（法第29条の４第２項に規定する総株主等の議決権をいう。）の20％の議決権を所有する会社の監査役である旨）について具体的に記載すること。
［⑵～⑸　同左］

第四号様式

【表紙】
【提出書類】　意見表明報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【報告者の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【報告者の所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑴　名称
（所在地）
［１・２　同左］
［加える。］

３【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】⑵
［加える。］
［加える。］
［加える。］
［加える。］

⑸【上場廃止等となる見込み及びその事由】⑺	［加える。］
⑹【公開買付けに係る重要な合意】⑻	［加える。］
⑺【その他公開買付けに関する重要な事項】⑼	［加える。］
5【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】⑽	4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】⑶
6【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】⑾	5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】⑷
7【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】⑿	6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】⑸
8【公開買付者に対する質問】⒀	7【公開買付者に対する質問】⑹
9【公開買付期間の延長請求】⒁	8【公開買付期間の延長請求】⑺
（記載上の注意）	（記載上の注意）
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　買付け等の概要 第二号様式記載上の注意⑸に準じて記載すること。	［加える。］
⑶　意見の内容 公開買付けに関する意見について、例えば「公開買付けに応募することを推奨する。」、「公開買付けに反対する。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。	⑵　当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 a　意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。 b　根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。 c　意見の理由については、賛否・中立を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。 d　公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合であって、利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容を記載すること。
⑷　意見の根拠及び理由 a　公開買付けに関する意見に係る意思決定に至った過程を具体的に記載すること。 b　公開買付けに関する意見を留保する場合には、その時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。 c　買付け等の価格の合理性について判断した場合には、その内容及び根拠を具体的に記載すること。⑸のｃに規定する算定書等を取得した場合には、当該算定書等の内容を踏まえて当該根拠を記載すること。 d　公開買付けについて法第27条の13第４項第２号に掲げる条件が付されている場合であって、当該公開買付けに反対する意見を表明しないときには、公開買付け後に公開買付者以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合にはその理由について記載すること。	［加える。］
⑸　公開買付けの公正性を担保するための措置 a　公開買付者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかった場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において公開買付者が実施した措置の有無及び内容が分からない場合には、その旨を記載すること。	［加える。］

b　公開買付者が実施した措置等については、第二号様式記載上の注意⑾のｂ及びｄに準じて記載すること。

c　対象者又はｄに規定する特別委員会が買付け等の価格の合理性の判断に当たり参考とするために第三者（⑸において「算定機関」という。）から対象者の株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの（⑸において「算定書等」という。）を取得した場合には、次に掲げる事項を記載すること。

⑻　算定機関の氏名又は名称

⑼　算定機関の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項（例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該算定機関から算定書等を取得した理由）

⑽　算定機関の報酬体系（公開買付けの成立等を条件として報酬の全部又は一部が支払われる場合には、当該報酬体系を採用した理由）

⑾　算定書等の内容（例えば、具体的な算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法の算定結果の数値又は範囲及び各算定方法の重要な前提条件）

d　対象者が公開買付けに関する意見を検討し、又は公開買付者との間で公開買付け若しくは公開買付関連取引に関する協議・交渉を行うために任意に委員会（以下「特別委員会」という。）を設置した場合には、次に掲げる事項を記載すること。

⑻　委員の氏名（対象者の社外取締役（社外役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。⑻において同じ。）に該当する会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。）である者についてはその旨、それ以外の者については当該者の職業（事務所又は勤務先を含む。）及び当該者を特別委員会の委員とした理由を含む。）

⑼　委員の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項（例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該者を特別委員会の委員とした理由）

⑽　委員の報酬体系（公開買付けの成立等を条件として報酬の全部又は一部が支払われる場合には、当該報酬体系を採用した理由）

⑾　特別委員会に諮問又は委嘱した事項（特別委員会に付与した権限を含む。）

⑿　特別委員会の開催状況及び特別委員会が検討した事項

⒀　特別委員会の意見の内容（委員が異議をとどめた場合には当該委員の氏名及び当該異議の内容）

e　公開買付けについて利害関係を有する対象者の取締役又は監査役を、公開買付けに関する審議又は決定を行う対象者の取締役会における審議又は議決に加わらせないこととした場合には、その旨、当該取締役又は監査役の氏名及び当該利害関係の内容を記載すること。また、公開買付けについて利害関係を有する取締役又は監査役を、当該審議又は議決に加わらせた場合には、その理由、当該取締役又は監査役の氏名及び当該利害関係の内容を記載すること。

f　公開買付者以外の者による対抗提案（公開買付者による公開買付けその他これに準じる対象者の株券等の取得に係る提案をいう。）を行おうとする者との接触を制限する旨の合意を公開買付者との間でしている場合には、その旨、当該合意の内容及び当該合意が公開買付けの公正性に与える影響を記載すること。

g　ＭＢＯ（対象者の役員又は当該役員の依頼に基づき当該役員と利益を共通にする者により行われる買収をいう。⑸において同じ。）を行う対象者の役員又はＭＢＯにおいて公開買付者と利益を共通にする取締役が対象者における公開買付けに関する意見に係る審議又は決定に関与していたこと、その他公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載すること。

⑹　公開買付け後の組織再編等の方針

第二号様式記載上の注意⑿に準じて記載すること。

⑺　上場廃止等となる見込み及びその事由

第二号様式記載上の注意⒀に準じて記載すること。

⑻　公開買付けに係る重要な合意

第二号様式記載上の注意⒁に準じて記載すること。

⑼　その他公開買付けに関する重要な事項

第二号様式記載上の注意⒂及び⒅に準じて記載すること。

⑽　役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権

役員が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権を記載すること。

この場合の議決権には、社債等振替法第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を社債等振替法第228条第１項において準用する場合を含む。）、社債等振替法第181条第１項若しくは第182条第１項（これらの規定を社債等振替法第247条の３第１項において準用する場合を含む。）、第212条第１項又は第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

⑾　公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

公開買付者又はその特別関係者（法第27条の５第２号に規定する申出を行った者を除く。）が対象者の役員に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。

⑿～⒁　［略］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付撤回届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の氏名又は名称】⑴　＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

⑶　［同左］

役員が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権を記載すること。

この場合の議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を同法第228条第１項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第１項、第182条第１項、第212条第１項若しくは第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

⑷　［同左］

公開買付者又はその特別関係者（法第27条の５第２号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が報告者の役員に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。

⑸～⑺　［同左］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付撤回届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の氏名又は名称】⑴　＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑶　名称
（所在地）

［１～４　略］

（記載上の注意）

⑴　［略］

⑵　代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

［⑶・⑷　略］

⑸　撤回等の理由

公開買付届出書において記載した撤回等の条件となる事情の発生を具体的に記載するとともに、当該事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。

当該撤回等の条件となる事情について第26条に規定する軽微基準が存在する場合には、当該軽微基準に該当しないことについて具体的に記載すること。

令第14条第１項第２号に掲げる事由により撤回等を行う場合には、同号イ又はロに定める決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

第26条第４項第１号に掲げる事由により撤回する場合には、同号の決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

同項第７号に掲げる事由により撤回する場合には、同号の承認を受けた旨、その年月日及び同条第５項第２号に定める理由を記載すること。

⑹　［略］

第六号様式

【表紙】
【提出書類】　公開買付報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【報告者の氏名又は名称】⑴　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【報告者の住所又は所在地】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑶　名称
（所在地）

［１～４　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

⑵　［同左］

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

［⑶・⑷　同左］

⑸　［同左］

公開買付届出書において記載した撤回等の条件となる事情の発生を具体的に記載するとともに、当該事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。

当該撤回等の条件となる事情について第26条に規定する軽微基準が存在する場合には、当該軽微基準に該当しないことについて具体的に記載すること。

令第14条第１項第２号に掲げる事由により撤回等を行う場合には、同号イ又はロに定める決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

第26条第４項に定める事由により撤回する場合には、同項の決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

⑹　［同左］

第六号様式

【表紙】
【提出書類】　公開買付報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【報告者の氏名又は名称】⑴　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【報告者の住所又は所在地】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】	――――――――――――――
【電話番号】	――――――――――――――
【事務連絡者氏名】	――――――――――――――
【縦覧に供する場所】(3)	名称 （所在地）

［１・２　略］

（記載上の注意）

あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

(1)　［略］

(2)　代理人の氏名又は名称

非居住者が報告をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

［(3)・(4)　略］

(5)　買付け等を行った株券等の数

［ａ・ｂ　略］

ｃ　「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券の受託有価証券の種類及び株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の種類を記載すること。

［ｄ・ｅ　略］

(6)　買付け等を行った後における株券等所有割合

ａ　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

［(a)・(b)　略］

ｂ　［略］

ｃ　各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債等振替法第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を社債等振替法第228条第１項において準用する場合を含む。）、社債等振替法第181条第１項若しくは第182条第１項（これらの規定を社債等振替法第247条の３第１項において準用する場合を含む。）、第212条第１項又は第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

(7)　［略］

【最寄りの連絡場所】	――――――――――――――
【電話番号】	――――――――――――――
【事務連絡者氏名】	――――――――――――――
【縦覧に供する場所】(3)	名称 （所在地）

［１・２　同左］

（記載上の注意）

［同左］

(1)　［同左］

(2)　［同左］

非居住者が報告をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

［(3)・(4)　同左］

(5)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。

［ｄ・ｅ　同左］

(6)　［同左］

ａ　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（法第29条の４第２項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

［(a)・(b)　同左］

ｂ　［同左］

ｃ　各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を同法第228条第１項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第１項、第182条第１項、第212条第１項若しくは第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする。

(7)　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］ 二の二　有価証券信託受益証券　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。 二の三　預託証券　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券をいう。 ［三～十五　略］ （上場株券等の数） **第三条の六**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。 一　投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下この条において同じ。）については、投資口（同法第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の数 二　有価証券信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数 イ　株券　当該有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数 ロ　投資証券　当該有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数 三　預託証券については、次に掲げる当該預託証券において表示される権利に係る有価証券（法第二条第一項又は第二項に規定する有価証券をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数 イ　株券　当該預託証券において表示される権利の目的である株式の数 ロ　投資証券　当該預託証券において表示される権利の目的である投資口の数 （日曜日等） **第七条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項ただし書及び法第二十七条の十三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。 ［一・二　略］ （買付条件等の変更の公告の掲載事項） **第十条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　略］	（定義） **第一条**　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ 二の二　株券預託証券　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四条の三第二項に規定する有価証券をいう。 ［三～十五　同上］ ［条を加える。］ （日曜日その他の日） **第七条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。 ［一・二　同上］ （買付条件等の変更の公告の掲載事項） **第十条**　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　同上］

（訂正届出書又は訂正報告書の提出）

第十二条　［略］

2　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第二項に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一　公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下この項、次条、第十四条、第十五条第六項及び第二十二条第一項において同じ。）を提出した日前に発生した当該公開買付届出書に記載すべき重要な事実で、当該公開買付届出書を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

二　［略］

（公開買付説明書の作成等）

第十五条　［略］

［2・3　略］

4　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、公開買付届出書について令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されるファイルに記録されている事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものその他の投資者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項（第七項において「閲覧方法」という。）とする。

5　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、上場株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

6　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第四項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付届出書に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合とする。

7　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項の規定により公開買付届出書を参照すべき旨を記載した公開買付説明書を同条第四項の規定により訂正する場合には、当該公開買付届出書の訂正届出書を提出した旨及び当該訂正届出書に係る閲覧方法を当該訂正する公開買付説明書に記載しなければならない。

8　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

（あん分比例の方式）

第二十一条　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちに占める買付け等をする上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

［2～4　略］

（訂正届出書又は訂正報告書の提出）

第十二条　［同上］

2　［同上］

一　公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下この項、次条、第十四条及び第二十二条において同じ。）を提出した日前に発生した当該公開買付届出書に記載すべき重要な事実で、当該公開買付届出書を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

二　［同上］

（公開買付説明書の作成等）

第十五条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

4　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、上場株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

［項を加える。］

5　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

（あん分比例の方式）

第二十一条　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうちに占める買付け等をする上場株券等の数の合計の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位を含む。以下同じ。）未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

［2～4　同上］

（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）

第二十五条の二　［略］

2　公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3　［略］

4　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があった者（同条第六項の規定による請求があった場合を除く。）に対しては、第十五条第八項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

年　月　日

＿＿＿＿＿＿殿

公開買付者　名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［1～4　略］

（記載上の注意）

(1)　公開買付けの状況

上場株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

(2)～(4)　略

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の名称】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出者の所在地】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）

第二十五条の二　［同上］

2　公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該公開買付説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

3　［同上］

4　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、当該訂正をした公開買付説明書について第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者及び同項第二号の規定による告知があった者（同条第六項の規定による請求があった場合を除く。）に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

年　月　日

＿＿＿＿＿＿殿

公開買付者　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［1～4　同左］

（記載上の注意）

(1)　［同左］

株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

(2)～(4)　同左

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の名称】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出者の所在地】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】⑵
【代理人の住所又は所在地】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑶　名称
（所在地）

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　［略］

ｂ　買付け等をする上場株券等が有価証券信託受益証券又は預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

⑵　代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

［⑶～⑺　略］

⑻　応募及び契約の解除の方法

ａ　［略］

ｂ　「⑵　契約の解除の方法」には、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の12第１項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の３の９で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［⑼～⑿　略］

⒀　経理の状況

ａ　次のⓐからⓒまでに掲げる場合の区分に応じ、当該ⓐからⓒまでに定めるところにより記載すること。

［ⓐ・ⓑ　略］

ⓒ　ⓐ及びⓑに掲げる場合以外の場合

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表を記載すること。ただし、同規則第２条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

［ｂ～ｄ　略］

［⒁～⒄　略］

【代理人の氏名又は名称】⑵
【代理人の住所又は所在地】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑶　名称
（所在地）

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　買付け等をする上場株券等が株券預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

⑵　［同左］

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

［⑶～⑺　同左］

⑻　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　「⑵　契約の解除の方法」には、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の12第１項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の３の８で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［⑼～⑿　同左］

⒀　［同左］

ａ　［同左］

［ⓐ・ⓑ　同左］

ⓒ　［同左］

財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表を記載すること。ただし、同規則第２条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

［ｂ～ｄ　同左］

［⒁～⒄　同左］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付撤回届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【届出者の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出者の所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(2)　名称
（所在地）

［１～４　略］

（記載上の注意）

(1)　代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（(1)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

［(2)～(5)　略］

第四号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【報告者の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【報告者の所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第三号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付撤回届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【届出者の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(2)　名称
（所在地）

［１～４　同左］

（記載上の注意）

(1)　［同左］

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(1)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

［(2)～(5)　同左］

第四号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【報告者の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【報告者の所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

改正後	改正前
【事務連絡者氏名】 【縦覧に供する場所】(3)　名称 （所在地） ［1・2　略］ （記載上の注意） (1)　一般的事項 ［a・b　略］ c　買付け等をする上場株券等が有価証券信託受益証券又は預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。 (2)　代理人の氏名又は名称 非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。 ［(3)～(5)　略］	【事務連絡者氏名】 【縦覧に供する場所】(3)　名称 （所在地） ［1・2　同左］ （記載上の注意） (1)　［同左］ ［a・b　同左］ c　買付け等をする上場株券等が株券預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。 (2)　［同左］ 非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。 ［(3)～(5)　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　対象有価証券カバードワラント　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（同号に規定するオプションをいう。以下同じ。）（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。 二　［略］ 三　株券預託証券　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券、外国の者が発行者である証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）に係る権利を表示するものをいう。 四　［略］ 五　対象有価証券信託受益証券　有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）で、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が対象有価証券であるものをいう。	（定義） **第一条**　［同上］ 一　対象有価証券カバードワラント　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。 二　［同上］ 三　株券預託証券　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものをいう。 四　［同上］ 五　対象有価証券信託受益証券　有価証券信託受益証券（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の三第三号に掲げる有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）で、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が対象有価証券であるものをいう。

六　株券信託受益証券　有価証券信託受益証券で、株券、外国の者が発行者である証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等が受託有価証券であるものをいう。

七　［略］

八　対象有価証券償還社債　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社以外の会社（外国会社を含む。以下同じ。）が発行した対象有価証券により償還されるもの（当該社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し当該対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）をいう。

（大量保有報告書を提出する必要がない場合）

第三条　法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第五条第一項第二号に掲げる株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合において、当該市場価額その他の指標の変動のみによって保有株券等の総数が増加するとき。

三　新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第三項第六号及び第九条第三号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第三項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合

（デリバティブ取引の原資産である株券等の数の計算方法）

第三条の三　法第二十七条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める計算方法は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める計算方法とする。

一　株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）のうち、現実数値（同号に規定する現実数値をいう。以下この条において同じ。）が約定数値（同号に規定する約定数値をいい、外国市場デリバティブ取引にあっては、これに相当するものをいう。以下この条において同じ。）を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引　約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

二　株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所（同条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った

六　株券信託受益証券　有価証券信託受益証券で、株券が受託有価証券であるものをいう。

七　［同上］

八　対象有価証券償還社債　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社以外の会社が発行した対象有価証券により償還されるもの（当該社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し当該対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）をいう。

（大量保有報告書を提出する必要がない場合）

第三条　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第一項第六号及び第九条第二号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第一項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合

（権限を有することを知った有価証券）

第三条の三　法第二十七条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくはこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるもの又はこれらに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引　約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

三　株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（株券等に係る金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいい、同項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の利率等（同条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。以下この条において同じ。）又は金融指標（同号に規定する金融指標をいう。以下この条において同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（これらの金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に限る。次号において同じ。）に係るもののうち、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあっては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法　［号を加える。］

四　株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあっては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法　［号を加える。］

五　株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引のうち、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する取引　約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法　［号を加える。］

六　株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引　約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法　［号を加える。］

七　株券等に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引　当該あらかじめ約定する数値と現実の当該株券等の価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

八　株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいい、同項第三号、第三号の三及び第五号に掲げるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（これらの金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に限る。同号において同じ。）に係るもの又はこれに類似するもののうち、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあっては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

九　株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引又はこれに類似するものに係る同項第三号に掲げる取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあっては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

十　前各号に掲げる取引以外のデリバティブ取引（法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）零とする方法（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）

第四条　法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一　信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む者が信託財産として保有する株券等（その者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

二　有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五条の二の二第一号において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあっては当該株券等の

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）

第四条　［同上］

一　信託業を営む者が信託財産として保有する株券等（その者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

二　有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十一条第一号において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあっては当該株券等の払込期

払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあっては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあっては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）

［イ・ロ　略］

［三～五　略］

六　金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券（令第十四条の六第二項各号に掲げる目的で保有するものを除く。）

［七～九　略］

十　会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号及び第五条の三第二号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けていた株券以外の株券等を買い付けたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一　外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条及び第十六条第四号において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理業者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号（社債等振替法第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百二十七条の四第二項第二号、第百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であって、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

（株券等の数）

第五条　法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式の数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　株式（次号に掲げるものを除く。）　当該株式の

日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあっては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあっては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）

［イ・ロ　同上］

［三～五　同上］

六　金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第二十一条において同じ。）で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券（当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後保有するものを除く。）

［七～九　同上］

十　会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一　外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理業者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号（社債等振替法第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百二十七条の四第二項第二号、第百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であって、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

（新株予約権証券等の換算）

第五条　法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一　新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ　株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

二　発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨又は発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式（当該株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等に係る議決権の数（株券については株式に係る議決権の数を、その他のものについては第三項各号に規定する株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この号において同じ。）が当該株式に係る議決権の数よりも大きいものに限る。）　当該交付される株券等に係る議決権の数が最も多い株券等の数

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

ロ　当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。第六号ハにおいて同じ。）が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二　新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

三　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五　投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口の数

六　新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

イ　株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間（同法第八十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

七　対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる株式の数

［号を削る。］

［号を削る。］

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の目的である投資口の数

八‖　対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

九‖　対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

［号を削る。］

２　前項第二号の規定により特定の日における株式の数を計算する場合において、交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該特定の日に交付されたものとみなして計算した数とする。

３　法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一　新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ　株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。第六号ハにおいて同じ。）が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二　新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

三　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五　投資証券等については、投資口の数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

十　対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該償還を受ける株式の数

ロ　新株予約権証券　当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　償還を受ける株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該償還を受ける投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

［項を加える。］

［項を加える。］

六　新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

イ　株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ　当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間（同法第八十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ　その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

七　対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

八　対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

九　対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ロ　新株予約権証券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

十　対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ　株券　当該償還を受ける株式の数

ロ　新株予約権証券　当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ　新株予約権付社債券　当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ　外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの　償還を受ける株式の数

ホ　外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの　内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ　投資証券等　当該償還を受ける投資口の数

ト　新投資口予約権証券等　当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

５‖４‖第一項及び第二項の規定は、前項各号に掲げる数について準用する。

［略］

２‖［項を加える。］

［同上］

（株券等保有割合に加算しない有価証券）

第五条の二　法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　株券（前条第一項第二号に掲げる株式に係る株券のうち、同号に定める数が当該株式の数を超える部分に係るものを除く。）

［二・三　略］

四　株券預託証券（株券に係る権利を表示するものにあっては、第一号に掲げる株券に係る権利を表示するものに限る。）

五　株券信託受益証券（受託有価証券が株券であるものにあっては、第一号に掲げる株券を受託有価証券とするものに限る。）

六　共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する株券等（前各号に掲げるものを除く。）であって、保有者及び共同保有者の間で令第十四条の六の二各号に掲げる権利が存在するもの（共同保有者から除外される金融商品取引業者等の者）

第五条の二の二　法第二十七条の二十三第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号及び第十一条第二号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為を行う業務に限る。次号及び第十一条第二号において同じ。）を行う者に限る。同条第一号において同じ。）、銀行、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。同号において同じ。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

二　外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業、投資運用業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者であって前号に掲げる者以外の者

（特別の関係）

第五条の三　令第十四条の七第一項第三号に規定する内閣府令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

一　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（組合に限る。）と同項に規定する親会社との関係

二　会社（前条各号に掲げる者（その保有する株券等について法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行うことを保有の目的としない者に限る。）を除く。次号において同じ。）と当該会社の代表者等（当該会社を代表する役員及び当該会社による株券等の取得、処分又は管理に係る業務を執行する役員をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社に対しこれらの役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。同号において同じ。）との関係

三　会社の代表者等が他の会社の代表者等である場合における当該会社と当該他の会社との関係

（株券等保有割合に加算しない有価証券）

第五条の二　［同上］

一　株券

［二・三　同上］

四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券、投資証券等又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

五　有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券、投資証券等又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの

［号を加える。］

［条を加える。］

（特別の関係）

第五条の三　令第十四条の七第一項第四号に規定する内閣府令で定める関係は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（組合に限る。）と同項に規定する親会社の関係とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

四　株券等を取得するための資金を供与した者と当該資金の供与を受けた者との関係（当該資金を供与した者が、当該資金の供与を受けた者に対し、当該資金を充ててその保有する株券等の発行者が発行する株券等を取得することの要請（次に掲げるものを除く。）をした場合に限る。）

イ　法第二十七条の二十三第三項第二号に規定する権限に基づく指図に係るもの

ロ　金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。ロ及びホにおいて同じ。）を行う者に限る。）をいう。）、特例業務届出者（法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。）又は海外投資家等特例業務届出者（法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。）に対して投資運用業として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ハ　令第一条の八の六第一項各号に掲げる行為として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ニ　信託会社等（法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。）に対して信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。）として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ホ　外国の法令に準拠して外国において投資運用業又は信託業を営む者に対して投資運用業又は信託業として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ヘ　令第一条の三の三第五号又は第六号に掲げる権利を有する者が当該権利に係る契約に基づく買付けとして当該株券等の取得を行うことを要請するもの

五　株券等を取得することの要請（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この号において同じ。）を行う者に限る。）又は外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者に対して第一種金融商品取引業又はこれと同種類の業務として当該株券等の取得を行うことを要請するものを除く。）をした者と当該者に当該株券等を譲渡する目的をもって当該要請に基づいて当該株券等を取得した者との関係

六　法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行うことの要請（法第二十七条の二十三第三項第一号又は第二号に規定する権限に基づく指図に係るものを除く。）をした者と当該要請に基づいて当該重要提案行為等を行った者との関係

（変更報告書を提出する必要がない場合）

第九条　法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第五条第一項第二号に掲げる株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合において、当該市場価額その他の指標の変動のみによって保有株券等の総数が増加し又は減少するとき。

三　［略］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（変更報告書を提出する必要がない場合）

第九条　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二　令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（次項第一号において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2　令第十四条の七の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　株券等の保有者若しくはその共同保有者の氏名若しくは名称若しくは住所若しくは所在地又は当該保有者若しくは共同保有者が法人である場合におけるその代表者の変更であって、当該変更の内容が国内においてインターネットの利用その他の方法により周知されているもの

三　第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更

3　令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）

第十一条　法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引業者、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

［二～四　略］

（保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合）

第十三条　法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　金融商品取引業者等が株券等の取得（共同保有者による取得を含む。以下この号において同じ。）の後における当該金融商品取引業者等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十を超えることとなる株券等の取得を行う目的を有する場合

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二　令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（以下この条において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更（前号に掲げるものを除く。）

3　令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　新株予約権付社債券

二　新株予約権証券

三　外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四　新投資口予約権証券等

（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）

第十一条　［同上］

一　金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

［二～四　同上］

（保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合）

第十三条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

（重要提案行為等となるもの）

第十六条　令第十四条の八の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　資本政策に関する重要な変更（令第十四条の八の二第一項第九号に掲げるものを除く。）

［二・三　略］

四　発行者が発行する株券等の発行者以外の者による取得であって、当該取得の後に当該発行者以外の者及び当該発行者以外の者と令第十四条の七第一項各号に掲げる関係にある者（同条第二項に規定する場合に該当することにより当該関係にあることとなる者を含む。）が合わせて当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の数の百分の五十を超える数の議決権（社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口を所有することとなるもの

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【根拠条文】　法第27条の　第　項

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【氏名又は名称】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【住所又は本店所在地】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告義務発生日】(4)　年　月　日

【提出日】　年　月　日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出形態】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【変更報告書提出事由】(6)

第１　［略］

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】(8)

［(1)～(3)　略］

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】(12)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	—	I	P

（重要提案行為等となるもの）

第十六条　令第十四条の八の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　資本政策に関する重要な変更（令第十四条の八の二第一項第十号に掲げるものを除く。）

［二・三　同上］

［号を加える。］

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【根拠条文】　法第27条の　第　項

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【氏名又は名称】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【住所又は本店所在地】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告義務発生日】(4)　年　月　日

【提出日】　年　月　日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出形態】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【変更報告書提出事由】(6)

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　［同左］

①　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I

対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF

対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）（O＋P＋Q－R－S）	T		
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N）	U		

②　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（%）（T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

上記提出者の株券等保有割合（％） （AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

［(5)・(6)　略］

(7)【保有株券等の取得資金】(15)

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円） （AG＋AH＋AI）	

［②・③　略］

第３【共同保有者に関する事項】(16)

１【共同保有者／１】(17)

(1)　［略］

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	―	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S

［(5)・(6)　同左］

(7)　［同左］

①　［同左］

自己資金額(W)（千円）	
借入金額計(X)（千円）	
その他金額計(Y)（千円）	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計（千円） （W＋X＋Y）	

［②・③　同左］

第３　［同左］

１　［同左］

(1)　［同左］

(2)　［同左］

①　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H
新株予約権付社債券（株）	B	―	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L

対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記共同保有者の株券等保有割合（%）（AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１　［略］

対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）（O＋P＋Q－R－S）	T		
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N）	U		

②　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（%）（T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

第４　［同左］

１　［同左］

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(21)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等(株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	—	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）				

2 ［同左］

(1) ［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）（O＋P＋Q－R－S）	T		
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N）	U		

⑵【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

⑶　［略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ・ｂ　略］

ｃ　会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。⑭において同じ。）以内にこの報告書を提出すること。

［ｄ・ｅ　略］

［⑵～⑼　略］

⑽　保有目的

ａ　「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

ｂ　重要提案行為等（法第27条の26第１項に規定する重要提案行為等をいう。ｂ、⑾及び⑭ａにおいて同じ。）を現に行い、又は行うことを予定している場合（当該重要提案行為等が、報告書の提出者が第16条第４号に掲げる事項を行うことを提案するものである場合を除く。）には、その内容（例えば、当該重要提案行為等の具体的な内容、当該重要提案行為等を行う時期、当該重要提案行為等を行う条件、当該重要提案行為等の目的）について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

ｃ　株券等保有割合を100分の５を超える割合増加させる行為（保有株券等の総数を増加させない行為及び法第２条第９項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）を行う者に限る。）又は外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が株券等の流通の

⑵　［同左］

発行済株式等総数（株・口） （　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（％） （T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

⑶　［同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　会社の株券等が新たに金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）以内にこの報告書を提出すること。

［ｄ・ｅ　同左］

［⑵～⑼　同左］

⑽　［同左］

「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

円滑を図るために顧客から行う株券等の取得であって、当該株券等の取得により取得した株券等を当該株券等の取得の後直ちに譲渡することとするものを除く。ｃにおいて同じ。）を行うことについての決定（報告書の提出者が法人である場合にあっては、その業務執行を決定する機関の決定）をしている場合には、その内容（例えば、取得を行う株券等の種類、取得の時期、取得価格、取得を行う株券等の数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載すること。大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であって、これらの報告書の提出義務が発生した日から３月以内に株券等保有割合を100分の５を超える割合増加させる行為を行うことを予定している場合も、同様とする。

⑾　［略］

⑿　上記提出者の保有株券等の内訳

ａ　保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については第５条に規定するところにより計算した株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第５条に規定する数を記載すること。ただし、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。

なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。

ｂ　［略］

ｃ　「法第27条の23第３項第１号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（ｂ及びｄに掲げるものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

ｄ　「法第27条の23第３項第２号」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（ｂに掲げるものを除く。）の数を記載すること。

ｅ　「法第27条の23第３項第３号」欄には、法第27条の23第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定により、株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者が保有者となるものとみなされる株券等（ｂからｄまでに掲げるものを除く。）の数を記載すること。

ｆ～ｋ　［略］

ｌ　信用取引において、顧客（金融商品取引業者（法第２条第９項に規定する金融商品取引業者をいう。ｌにおいて同じ。）を含む。）が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。

⑾　［同左］

⑿　［同左］

ａ　保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第５条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。

なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。

ｂ　［同左］

ｃ　「法第27条の23第３項第１号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

ｄ　「法第27条の23第３項第２号」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

［加える。］

ｅ～ｊ　［同左］

ｋ　信用取引において、顧客（金融商品取引業者（第４条第３号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）を含む。）が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。

m　保有者が共同保有者に対して令第14条の６の２各号に掲げる権利を有する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄に記載すること。	l　法第27条の23第４項の規定により保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の令第14条の６の２各号で定める権利が存在する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄に記載すること。
n　保有する株券、株券預託証券において表示される権利に係る株券又は株券信託受益証券の受託有価証券である株券が第５条第１項第２号に掲げる株式に係る株券である場合において、同号に定める数から当該株式の数を控除した数を「株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数」欄に記載すること。	［加える。］
o　提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数の合計を「提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数」欄に記載すること。	［加える。］
p　提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数に含まれる株券等であって、令第14条の６の２各号に掲げる権利を保有者が共同保有者に対して有し、又は共同保有者が保有者若しくは他の共同保有者に対して有するものがある場合には、当該株券等の数の合計を「保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数」欄に記載すること。	［加える。］
q　株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。q及び⑭において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。	m　株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。以下このm及び⑭において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。
r　［略］	n　［同左］
⑬　当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況	⑬　［同左］
［ａ～ｃ　略］	［ａ～ｃ　同左］
ｄ　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の発行済株式等総数と提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数を合計した数から保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数を控除した数で除して得た割合を記載すること。	ｄ　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株券等の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。
［ｅ・ｆ　略］	［ｅ・ｆ　同左］
⑭　当該株券等に関する担保契約等重要な契約	⑭　［同左］
ａ　株券等に関する売買契約（契約を締結した日から５日以内に受渡しを行うものを除く。）、貸借契約、担保契約（提出者が担保権者であるものを除く。）、オプションに係る契約、売戻し契約、売り予約、買戻し契約、買い予約、次に掲げる合意その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類（貸借契約の場合には、貸借の別を含む。）、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。なお、当該契約の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第９条の２第１項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が100分の１未満である場合における当該契約の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。また、第11条第４号に規定する金融商品取引業者等（重	保有株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を組合又は社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

要提案行為等を行うことを保有の目的とする者を除く。）がその業務に関して顧客との間で締結する契約の記載に当たっては、その契約の種類ごとに、契約の相手方の数、契約の対象となっている株券等の数量の合計のみを記載しても差し支えない。

(a)　当該提出者による株券等の譲渡その他の処分について当該契約の相手方の事前の承諾を要する旨の合意

(b)　当該提出者が一定の株券等保有割合を超えて株券等を保有することを制限する旨の合意

(c)　株券等の発行その他の行為が当該提出者の株券等保有割合の減少を伴うものである場合に、当該提出者がその株券等保有割合に応じて当該株券等を引き受けることができる旨の合意

(d)　契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を当該契約の相手方（当該契約の相手方が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を当該提出者（当該提出者が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

(e)　契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を買い取ることを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を買い取ることを請求することができる旨の合意

b　報告書の提出者が、法第27条の23第３項第３号に該当する者である場合には、当該デリバティブ取引の種類、相手方、決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容を記載すること。なお、当該取引の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第９条の２第１項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が100分の１未満である場合における当該取引の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。

c　報告書の提出者が、発行者が発行する株券等の他の保有者（提出者と令第14条の７第１項各号に掲げる関係にある者を除く。）と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合（法第27条の23第５項各号に掲げる要件の全てに該当する場合を除く。）には、当該合意の内容を記載すること。

d　報告書の提出者（発行者の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。）と発行者（当該発行者が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該発行者又はその連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第４号に規定する連結子会社をいう。）。ｄにおいて同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日及び当該合意の内容を含む。）及び当該合意の目的を具体的に記載すること。

(a)　当該発行者の役員について候補者を指名する権利を当該提出者が有する旨の合意

(b)　当該提出者による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c)　当該発行者の株主総会又は取締役会（当該発行者が投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第12項に規定する投資法人をいい、同条第25項に規定する外国投資法人を含む。）の場合にあっては、投資主総会又は役員会）において決議すべき事項について当該提出者の事前の承諾を要する旨の合意

e　株券等を組合若しくは社団等の業務執行組合員等として保有している場合又は共有している場合等には、その旨記載すること。

⑮　保有株券等の取得資金

ａ　取得資金の内訳

報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「上記（AI）の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成２年12月１日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。

［ｂ・ｃ　略］

［⑯～⑱　略］

⑲　上記共同保有者の保有株券等の内訳

ａ　共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第２　提出者に関する事項」の「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

ｂ　この場合において、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄には、共同保有者が保有者又は他の共同保有者に対して令第14条の６の２各号に掲げる権利を有する株券等の数を記載すること。

［⑳～㉒　略］

第二号様式

⑸　［略］

（記載上の注意）

この様式は、法第27条の25第２項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第２　提出者に関する事項」の「⑸　当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。

［ａ～ｃ　略］

ｄ　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第２　提出者に関する事項」の「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の発行済株式等総数と提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数を合計した数から保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数を控除した数で除して得た割合を記載すること。

［ｅ～ｈ　略］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【根拠条文】　法第27条の26第＿＿項

【提出先】　＿＿＿財務（支）局長

【氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【住所又は本店所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告義務発生日】　年　月　日

【提出日】　年　月　日

⑮　［同左］

ａ　［同左］

報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「上記㈠の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成２年12月１日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。

［ｂ・ｃ　同左］

［⑯～⑱　同左］

⑲　［同左］

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第２　提出者に関する事項」の「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

［⑳～㉒　同左］

第二号様式

⑸　［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第２　提出者に関する事項」の「⑷　上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株券等の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。

［ｅ～ｈ　同左］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【根拠条文】　法第27条の26第＿＿項

【提出先】　＿＿＿財務（支）局長

【氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【住所又は本店所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告義務発生日】　年　月　日

【提出日】　年　月　日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出形態】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【変更報告書提出事由】

第１　［略］

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

［⑴・⑵　略］

⑶【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等(株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	―	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（Ｖ＋Ｗ＋Ｘ＋Ｙ－Ｚ－AA）	AB			

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出形態】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【変更報告書提出事由】

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

①　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H
新株予約権付社債券（株）	B	―	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）（Ｏ＋Ｐ＋Ｑ－Ｒ－Ｓ）	T		

株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）	

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（%）（AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

⑷　［略］

第３【共同保有者に関する事項】

１【共同保有者／１】

⑴　［略］

⑵【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等(株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	—	I	P

保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N）	U

②　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（%）（T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

⑷　［同左］

第３　［同左］

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

①　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I

対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB			
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF

対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）（O＋P＋Q－R－S）	T		
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N）	U		

②　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記共同保有者の株券等保有割合（%）（T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	

上記共同保有者の株券等保有割合（％） （AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１　［略］

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

⑴【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等(株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	―	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数）（V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB			

第４　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	―	H
新株予約権付社債券（株）	B	―	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）（O＋P＋Q－R－S）	T		

株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC
保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋Ⅰ＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）	

⑵【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％）（AB／（AD＋AE－AF）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

⑶　［略］

（記載上の注意）

［⑴・⑵　略］

保有潜在株券等の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋Ⅰ＋J＋K＋L＋M＋N）	U

⑵　［同左］

発行済株式等総数（株・口）（　　年　月　日現在）	V
上記提出者の株券等保有割合（％）（T／（U＋V）×100）	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	

⑶　［同左］

（記載上の注意）

［⑴・⑵　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（臨時報告書の記載内容等） **第十九条**　［略］	（臨時報告書の記載内容等） **第十九条**　［同上］

2　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合（当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。）　次に掲げる事項

［イ～ヲ　略］

ワ　当該有価証券の募集又は売出しが当該有価証券をもつて対価とする海外公開買付け（令第十二条第八号に規定する海外公開買付けをいう。次号ヘにおいて同じ。）のために行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号の六様式第二部の第１の４から６までに掲げる事項

［二～二十一　略］

［3～11　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
2　［同上］	2　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。
一　［同上］	一　提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合（当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。）　次に掲げる事項
［イ～ヲ　同上］	［イ～ヲ　略］
ワ　当該有価証券の募集又は売出しが当該有価証券をもつて対価とする海外公開買付け（令第十二条第七号に規定する海外公開買付けをいう。次号ヘにおいて同じ。）のために行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号の六様式第二部の第１の４から６までに掲げる事項	ワ　当該有価証券の募集又は売出しが当該有価証券をもつて対価とする海外公開買付け（令第十二条第八号に規定する海外公開買付けをいう。次号ヘにおいて同じ。）のために行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号の六様式第二部の第１の４から６までに掲げる事項
［二～二十一　同上］	［二～二十一　略］
［3～11　同上］	［3～11　略］
（業務管理体制の整備）	（業務管理体制の整備）
第七十条の二　［同上］	**第七十条の二**　［略］
［2～6　同上］	［2～6　略］
7　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会又は立会によらないものに限る。）若しくはこれらの取引の委託の取	7　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会又は立会によらないものに限る。）若しくはこれらの取引の委託の取

次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第七条第五項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）における有価証券の売買若しくは当該売買の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）であって社内取引システム（当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格、当該市場における有価証券の売買の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システム又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（法第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。）による有価証券の売買を行う市場を除く。以下同じ。）を使用して行うものを業として行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

［一・二　略］

［８～10　略］

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～二十一　略］

二十二　令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券、時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券及び時価又は時価に近い一定の価格により投資証券が発行される新投資口予約権を表示する新投資口予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新投資口予約権証券」という。）以外の新投資口予約権証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（時価新投資口予約権証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には投資証券又は時価新投資口予約権証券）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）における有価証券の売買若しくは当該売買の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）であって社内取引システム（当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格、当該市場における有価証券の売買の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システム又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（法第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。）による有価証券の売買を行う市場を除く。以下同じ。）を使用して行うものを業として行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

［一・二　同上］

［８～10　同上］

（禁止行為）

第百十七条　［同上］

［一～二十一　同上］

二十二　［同上］

イ　自己の計算による買付け（有価証券関連デリバティブ取引（法第二十八条第八項第三号ハ（同号ハ(1)に係る取引に限る。）又は同項第四号ハ（同号ハ(1)に係る取引に限る。）に掲げる取引に限る。以下この号において同じ。）により取得し、又は付与した権利が行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第七条第一項第十六号に規定する買付け等（買付けに限る。）、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち同条から令第二十五条までの規定に従い行うもの（ハを除き、以下「安定操作取引」という。）、金融商品取引所の定める規則（法第百四十九条第一項の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められているもの並びに認可金融商品取引業協会の定める規則（法第六十七条の十二の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該認可金融商品取引業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められているものを除く。）をする行為

［ロ～ホ　略］

［二十三～五十二　略］

［2～56　略］

（取引日記帳）

第百五十九条　［略］

2　前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

［一～四　略］

五　クロス取引（取引所金融商品市場において行う売付け若しくは買付け（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める方法により行うものに限る。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第七条第五項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）において行う売付け若しくは買付けであって、同一の会員等又は顧客が対当する売付け若しくは買付けを同時に成立させるものをいう。）については、その旨を表示すること。

［六～九　略］

［3・4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第六条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの） **第十条**　令第二十六条の二の二第七項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、次に掲げる方法とする。 ［一・二　略］	（取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの） **第十条**　［同上］ ［一・二　同上］

三　法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第七条第五項第二号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）において用いられる方法	三　法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）において用いられる方法

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二条の五第二項、第二条の七、第三条第二項及び第三項、第五条第三項第三号及び第五項、第六条第一号、第七条第一項第十三号、第二十二条並びに第二十六条第一項第七号、第四項及び第五項の規定並びに同令第一号様式から第六号様式までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（附則第四条及び第五条において「新金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項に規定する株券等の同項に規定する買付け等について適用し、施行日前に開始した改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（附則第四条及び第五条において「旧金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項に規定する株券等の同項に規定する買付け等については、なお従前の例による。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第一号様式から第四号様式までは、施行日以後に開始する上場株券等（金融商品取引法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この条において同じ。）の買付け等（同法第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した上場株券等の買付け等については、なお従前の例による。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この府令の施行の際における第三条の規定による改正後の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（次条及び附則第六条において「新令」という。）第四条第六号、第五条又は第五条の二の規定を適用して計算する新金融商品取引法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合（以下この条において「新株券等保有割合」という。）とこの府令の施行の際に第三条の規定による改正前の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第四条第六号、第五条又は第五条の二の規定を適用した場合において旧金融商品取引法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合となるべき割合（以下この条において「旧株券等保有割合」という。）が異なる場合は、この府令の施行の際に新株券等保有割合と旧株券等保有割合との差に相当する割合の新株券等保有割合が増加又は減少をしたものとみなす。

第五条　株券等（金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の保有者（旧金融商品取引法第二十七条の二十三第三項に規定する保有者をいう。以下この条において同じ。）と当該株券等の発行者（金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する発行者をいう。）が発行する株券等の他の保有者（この府令の施行の際現に旧金融商品取引法第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者（同条第六項の規定により共同保有者とみなされる者を含む。）である者を除く。）が、この府令の施行の際現に新令第五条の三各号（第一号を除く。）に掲げる関係にある場合には、この府令の施行の時に当該他の保有者が当該保有者の新金融商品取引法第二十七条の二十三第六項の規定により同条第五項に規定する共同保有者とみなされる者になったものとみなす。ただし、同条第六項ただし書に規定する場合においては、この限りでない。

第六条　施行日前に次の各号に掲げる規定により当該各号に定める書類を提出しなければならないこととなった場合における当該書類の提出については、新令第九条の二、第十三条第三号及び第十六条第四号の規定並びに新令第一号様式から第三号様式までにかかわらず、なお従前の例による。

一　金融商品取引法第二十七条の二十三第一項　同項に規定する大量保有報告書

二　金融商品取引法第二十七条の二十五第一項　同項に規定する変更報告書

三　金融商品取引法第二十七条の二十六第一項　同項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書

四　金融商品取引法第二十七条の二十六第二項　同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書

五　金融商品取引法第二十七条の二十六第四項　同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書

六　金融商品取引法第二十七条の二十六第五項　同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十五号）の施行に伴い、及び関連法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月四日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（個人番号の提供を行う者が国外転出者である場合の本人確認の措置）	（個人番号の提供を行う者が国外転出者である場合の本人確認の措置）
第一条の二　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の提供を行う者が国外転出者（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）である場合には、令第十二条第一項第一号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。	**第一条の二**　［同上］
一　法第十四条第二項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報（同項に規定する機構保存本人確認情報をいう。次条第一項第一号及び第九条第六項第一号において同じ。）に記録されている個人番号及び機構保存附票本人確認情報（法第十四条第二項に規定する機構保存附票本人確認情報をいう。第九条第六項第一号において同じ。）の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。	一　法第十四条第二項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報（同項に規定する機構保存本人確認情報をいう。次条第一項第一号及び第九条第五項第一号において同じ。）に記録されている個人番号及び機構保存附票本人確認情報（法第十四条第二項に規定する機構保存附票本人確認情報をいう。第九条第五項第一号において同じ。）の提供を受けること（個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。
［二～五　略］	［二～五　同上］
［2　略］	［2　同上］
（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）	（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　個人番号利用事務実施者である財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）（法令の規定により法別表二十四の項、二十五の項、三十六の項、五十七の項又は百三十三の項の下欄に掲げる事務（以下この項及び第九条第三項において「租税に関する事務」という。）の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下この項及び第九条第三項において「財務大臣等」という。）は、租税に関す	4　個人番号利用事務実施者である財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）（法令の規定により法別表二十四の項、二十五の項、三十六の項、五十七の項又は百三十三の項の下欄に掲げる事務（以下この項及び第九条第二項において「租税に関する事務」という。）の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下この項及び第九条第二項において「財務大臣等」という。）は、租税に関す

る事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類（当該提供を行う者が国外転出者である場合にあっては、住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し。第六項において同じ。）に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

［一～五　略］

5　個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合（国外転出者にあっては、提供を受ける個人番号並びに当該個人番号に係る氏名及び出生の年月日について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報に記録されている当該個人番号並びに都道府県知事保存附票本人確認情報に記録されている当該氏名及び出生の年月日を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合。第九条第四項及び第六項第五号において同じ。）であって、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（第九条第四項において「個人番号利用事務等」という。）を処理するに当たって当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者と同一の者であることを確認しなければならない。

［6　略］

（交付市町村長等が個人番号カードの交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類）

第四条　令第十三条の二第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

［一～三　略］

四　前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付市町村長等が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（以下この条及び第十三条において単に「回答書」という。）（交付市町村長等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。以下この条及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（前号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあっては回答書及び前号ロに掲げる書類、交付申請者が特定年齢未満申請者であって、交付市町村長等が特に認める場合にあっては口に掲げる書類）

［イ・ロ　略］

［五・六　略］

る事務の処理に関して個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとることにより当該提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類（当該提供を行う者が国外転出者である場合にあっては、住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し。第六項及び第九条第四項において同じ。）に記載されている個人識別事項又は第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

［一～五　同上］

5　個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合（国外転出者にあっては、提供を受ける個人番号並びに当該個人番号に係る氏名及び出生の年月日について、過去に本人若しくはその代理人若しくは法第十四条第二項の規定により機構からその提供を受け、又は都道府県知事保存本人確認情報に記録されている当該個人番号並びに都道府県知事保存附票本人確認情報に記録されている当該氏名及び出生の年月日を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合。第九条第三項及び第五項第五号において同じ。）であって、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（第九条第三項において「個人番号利用事務等」という。）を処理するに当たって当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記録されている者と同一の者であることを確認しなければならない。

［6　同上］

（交付市町村長等が個人番号カードの交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類）

第四条　令第十三条の二第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

［一～三　同上］

四　前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付市町村長等が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（以下この条及び第十三条において単に「回答書」という。）（交付市町村長等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。以下この条及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（前号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあっては、回答書及び前号ロに掲げる書類）

［イ・ロ　同上］

［五・六　同上］

（代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第九条　［略］

2　個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合において、当該代理人から法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下この項及び第十五条の二において同じ。）と同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を行うことにより、令第十二条第二項第一号に掲げる書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することをもって、同項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

3　財務大臣等は、租税に関する事務の処理に関して、本人の代理人であって税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合には、令第十二条第二項第一号に掲げる書類又は第六条第二項の書類に記載された当該代理人の個人識別事項又は商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この項において「個人識別事項等」という。）について、同法第十九条第一項の税理士名簿若しくは同法第四十八条の十第二項の税理士法人の名簿又は税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第二十六条第一項の書面に記録されている当該個人識別事項等を確認することをもって、第七条第二項又は第一項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

4～7　［略］

（電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十条　個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。

［一・二　略］

三　次に掲げるいずれかの措置により、本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること。

イ　前条第六項第一号から第五号までに掲げるいずれかの措置

［ロ　略］

（書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十一条　個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第一条の二第一項（第五号に係る部分に限る。）若しくは第二項、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第六項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

（代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第九条　［同上］

［新設］

2　財務大臣等は、租税に関する事務の処理に関して、本人の代理人であって税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合には、令第十二条第二項第一号に掲げる書類又は第六条第二項の書類に記載された当該代理人の個人識別事項又は商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この項において「個人識別事項等」という。）について、同法第十九条第一項の税理士名簿若しくは同法第四十八条の十第二項の税理士法人の名簿又は税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第二十六条第一項の書面に記録されている当該個人識別事項等を確認することをもって、第七条第二項又は前項の規定による書類の提示を受けることに代えることができる。

3～6　［同上］

（電子情報処理組織を使用して本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十条　［同上］

［一・二　同上］

三　次に掲げるいずれかの措置により、本人の個人番号及び個人識別事項を確認すること。

イ　前条第五項第一号から第五号までに掲げるいずれかの措置

［ロ　同上］

（書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第十一条　個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第一条の二第一項（第五号に係る部分に限る。）若しくは第二項、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

２　第一条の二第一項及び第二条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一条の二第二項並びに第二条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第三項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第六項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条　［略］

２　令第三条第七項において準用する令第十二条第二項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第六条から第八条まで、第九条第一項及び第六項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）、第十条（第三号ロを除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第六条第一項第三号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長」と、第七条第一項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第二項中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第九条第一項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第十条第一号及び第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第三号イ中「前条第六項第一号から第五号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第二項において準用する前条第六項第四号に掲げる」と読み替えるものとする。

［３　略］

４　第一項において準用する第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第二条第三項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第六項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

２　第一条の二第一項及び第二条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一条の二第二項、第二条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条　［同上］

２　令第三条第七項において準用する令第十二条第二項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第六条から第八条まで、第九条第一項及び第五項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）、第十条（第三号ロを除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第六条第一項第三号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長」と、第七条第一項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第二項中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第九条第一項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第十条第一号及び第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第三号イ中「前条第五項第一号から第五号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第二項において準用する前条第五項第四号に掲げる」と読み替えるものとする。

［３　同上］

４　第一項において準用する第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第二条第三項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類）

第十五条　令第十三条第七項第二号イの主務省令で定める書類は、第四条第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同条中第一号から第三号までの規定の適用については、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

（交付申請者の代理人に対して求める措置）

第十五条の二　令第十三条第七項第二号ロの主務省令で定める措置は、当該代理人から法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を行うこととする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条　［略］

［２・３　略］

４　令第十三条第四項第二号の主務省令で定める書類は、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、交付市町村長等が適当と認める書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）とする。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

第二十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］	［略］
第十二条第二項	［略］	［略］	［略］
	第十条第一号	同条第六項第四号中「備える市町村の長」とあるのは「作成した区長（総合区長を含む。）」と、第十条第一号	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類）

第十五条　令第十三条第七項第二号の主務省令で定める書類は、第四条第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同条中第一号から第三号までの規定の適用については、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

［新設］

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条　［同上］

［２・３　同上］

４　令第十三条第四項ただし書の主務省令で定める書類は、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、交付市町村長等が適当と認める書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）とする。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

第二十二条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第十二条第二項	［同上］	［同上］	［同上］
	第十条第一号	同条第五項第四号中「備える市町村の長」とあるのは「作成した区長（総合区長を含む。）」と、第十条第一号	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（署名利用者確認の際に提出する書類） **第五条**　［略］ ２　住所地市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするときは、次の各号のいずれかの措置をとるものとする。 一　当該代理人に対し次に掲げる書類の提示又は提出を求めること。 イ　申請者本人の署名又は記名押印がある委任状（当該代理人が法定代理人の場合にあっては、法定代理人であることを示す書類） ロ　旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの ハ　個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類（当該代理人が法定代理人であるとき及び当該署名利用者確認が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条第一項の規定による届出、同法第二十三条の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四条の規定による届出と併せて行われる場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者であるときにあっては、住所地市町村長が適当と認める書類） 二　当該代理人に対し前号イ及びハに掲げる書類の提示又は提出を求め、並びに当該代理人から番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）と同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を行うこと。 ［３～11　略］	（署名利用者確認の際に提出する書類） **第五条**　［同上］ ２　住所地市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類（当該代理人が法定代理人の場合にあっては、法定代理人であることを示す書類及び当該次の各号に掲げる書類）の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該署名利用者確認が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条第一項の規定による届出、同法第二十三条の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四条の規定による届出と併せて行われる場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。 一　旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの 二　個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類 ［３～11　同上］

（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）

第十四条　法第七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

２　法第七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

（移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項）

第二十四条の十　法第十六条の六第一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

２　法第十六条の六第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

（法第十八条第三項に規定する署名利用者の同意の方法等）

第三十五条の二　［略］

２　署名検証者等は、署名利用者が、前項の規定による送信を行うに当たり、同項の同意のうち法第七条第一項第三号に掲げる事項の提供に係るものについて、当該事項ごとに行うことができるようにしなければならない。

［3～6　略］

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条　［略］

２　住所地市町村長は、法第二十二条第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

一　当該代理人に対し、次に掲げる書類の提示又は提出を求めること。

イ　申請者本人の署名又は記名押印がある委任状（当該代理人が法定代理人の場合にあっては、法定代理人であることを示す書類）

ロ　旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）

第十四条　法第七条第二号に規定する主務省令で定める事項は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

２　法第七条第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

（移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項）

第二十四条の十　法第十六条の六第二号に規定する主務省令で定める事項は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

２　法第十六条の六第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

（法第十八条第三項に規定する署名利用者の同意の方法等）

第三十五条の二　［同上］

２　署名検証者等は、署名利用者が、前項の規定による送信を行うに当たり、同項の同意のうち法第七条第三号に掲げる事項の提供に係るものについて、当該事項ごとに行うことができるようにしなければならない。

［3～6　同上］

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条　［同上］

２　住所地市町村長は、法第二十二条第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類（当該代理人が法定代理人の場合にあっては、法定代理人であることを示す書類及び当該次の各号に掲げる書類）の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該利用者証明利用者確認が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出、同法第二十三条の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四条の規定による届出と併せて行われる場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

一　旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、個人番号カード又は官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって代理人が当該代理人本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

ハ　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類（当該代理人が法定代理人であるとき及び当該利用者証明利用者確認が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出、同法第二十三条の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四条の規定による届出と併せて行われる場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者であるときにあっては、住所地市町村長が適当と認める書類）

二　当該代理人に対し前号イ及びハに掲げる書類の提示又は提出を求め、並びに当該代理人から番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を行うこと。

［3～11　略］

（申請書の内容等の通知の方法）

第四十七条　［略］

2　前項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

3　第一項の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第八項（第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

4　第一項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第八項の規定による届出書の内容の通知について準用する。

5　第一項の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第八項の規定による届出書の内容の通知について準用する。

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　［略］

2　委任市町村長（前項の規定により機構に認証業務関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、認証業務関連事務（同項第四号から第六号までに掲げる事務を除く。）を行わないものとする。

［3　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

二　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類

［3～11　同上］

（申請書の内容等の通知の方法）

第四十七条　［同上］

2　前項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

3　第一項の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第五項（第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

4　第一項の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。

5　第一項の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の機構への通知について準用する。

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　［同上］

2　委任市町村長（前項の規定により機構に認証業務関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、認証業務関連事務（同項第四号及び第五号に掲げる事務を除く。）を行わないものとする。

［3　同上］

省令

○厚生労働省令第七十四号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第三項及び第百十条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十七条第一項及び第三十三条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第三十五条第一項並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第三十七条の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（裁定の請求）	（裁定の請求）
第三十一条　（略）	**第三十一条**　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類	十二　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百七十六万千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書	ハ　受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百七十万四千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書
ニ　（略）	ニ　（略）
十三　（略）	十三　（略）
3　前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。	3　前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　前年の所得が三百七十六万千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書	一　前年の所得が三百七十万四千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書
二　前年の所得が三百七十六万千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類	二　前年の所得が三百七十万四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
4～9　（略）	4～9　（略）

様式第三号（第三十一条関係）

（表　　面）

様式第三号を次のように改める。

国民年金　障害基礎年金　所得状況届

日本年金機構　殿

令和　　年　　月　　日提出

受給権者		個人番号(又は基礎年金番号)　　年金コード
		氏名
		住所
所得状況 / 扶養親族等・控除		所得状況
①	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数　　人) (うち特定扶養親族の数　　人) (うち控除対象扶養親族の数（19歳未満の者に限る。）　　人)
	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無	有（70歳以上・70歳未満）　・無
②	前年の所得額	円
③控除	雑損	円
	医療費	円
	社会保険料	円
	小規模企業共済等掛金	円
	配偶者特別	円
	障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人
	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人
	寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡婦・ひとり親・勤労学生
	地方税法附則第６条第１項の免除に係る所得額	円
※	控除後の所得額	円
※	審査	

※　上記のとおり、相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　市区町村長　　㊞

公的年金受給状況	・受けている ・申請中 ・受けていない

※　送　付
令和　年　月　日 第　　号

◎　裏面の注意をよく読んでからご記入ください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は楷書(かい)ではっきりとご記入ください。

備考　１．用紙の寸法は、A列４番とする。
　　２．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

（裏　　面）

注　意

①の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（注）をご記入ください。

なお、所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数を（ ）内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無をご記入ください。

②の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

③の欄

１　「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。

２　「障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。

３　「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。

４　「寡婦・ひとり親・勤労学生の別」は、地方税法に定める寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを〇で囲んでください。

５　「地方税法附則第６条第１項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第６条第１項（肉用牛の売却による農業所得の免除）の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、これらの書類をこの届の提出先の市町村長から受けることができるとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

(1)　あなたの前年の所得の額が、376万千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書

(2)　あなたの前年の所得の額が、376万千円より多いとき、次の書類

イ　前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書

ロ　③の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書

注）扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。

(1)　年齢16歳以上30歳未満の者

(2)　年齢70歳以上の者

(3)　年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者

①　留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

②　障害者

③　その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求）	（認定の請求）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一～九　（略）	一～九　（略）
九の二　請求者（前年の所得（令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号、次項並びに第七条の四第二項第一号及び第二号において同じ。）が三百七十六万千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。次項において同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書	九の二　請求者（前年の所得（令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号、次項並びに第七条の四第二項第一号及び第二号において同じ。）が三百七十万四千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。次項において同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書
九の三　請求者（前年の所得が三百七十六万千円を超える者に限る。）が法第十条第一項の規定に該当するときは、特別障害給付金被災状況届（様式第二号）	九の三　請求者（前年の所得が三百七十万四千円を超える者に限る。）が法第十条第一項の規定に該当するときは、特別障害給付金被災状況届（様式第二号）
十　（略）	十　（略）
3　前項第九号の特別障害給付金所得状況届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。	3　前項第九号の特別障害給付金所得状況届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。
一　前年の所得が三百七十六万千円を超えない請求者　請求者の前年の所得が三百七十六万千円を超えない事実についての市町村長の証明書	一　前年の所得が三百七十万四千円を超えない請求者　請求者の前年の所得が三百七十万四千円を超えない事実についての市町村長の証明書
二　前年の所得が三百七十六万千円を超える請求者　次に掲げる書類	二　前年の所得が三百七十万四千円を超える請求者　次に掲げる書類
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
4　（略）	4　（略）

様式第一号（第一条、第四条及び第七条の四関係）

様式第一号を次のように改める。

（表　面）

特別障害給付金所得状況届

日本年金機構　殿

令和　年　月　日提出

受給資格者		個人番号(又は受給資格者番号)
		氏名
		住所
所得状況 / 扶養親族等・控除		所得状況
①	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数　人) (うち特定扶養親族の数　人) (うち控除対象扶養親族の数（19歳未満の者に限る。）　人)
	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無	有（70歳以上・70歳未満）・無
②	前年の所得額	円
③控除	雑損	円
	医療費	円
	社会保険料	円
	小規模企業共済等掛金	円
	配偶者特別	円
	障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人
	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人
	寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡婦・ひとり親・勤労学生
	地方税法附則第６条第１項の免除に係る所得額	円
※	控除後の所得額	円
※	審査	

※　上記のとおり、相違ありません。

令和　年　月　日　　市区町村長　㊞

公的年金受給状況	・受けている ・申請中 ・受けていない

※　送付
令和　年　月　日 第　号

◎　裏面の注意をよく読んでからご記入ください。

◎　※印の欄は、記入しないでください。

◎　字は楷書(かいしょ)ではっきりとご記入ください。

備考　１．用紙の寸法は、A列４番とする。

２．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

（裏　　面）

注　意

①の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（注）をご記入ください。

なお、特別障害給付金の受給資格者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数を（ ）内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無をご記入ください。

②の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

③の欄

１　「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」及び「配偶者特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除に相当する控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。

２　「障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。

３　「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。

４　「寡婦・ひとり親・勤労学生の別」は、地方税法に定める寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを〇で囲んでください。

５　「地方税法附則第６条第１項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第６条第１項（肉用牛の売却による農業所得の免除）の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、これらの書類をこの届の提出先の市町村長から受けることができるとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

１　あなたの前年の所得の額が、376万千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書

２　あなたの前年の所得の額が、376万千円より多いときは、次の書類

(1)　前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書

(2)　控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

(3)　③の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書

(4)　本年に災害のため損害を受け、その損害金額が自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の住宅、家財その他の財産の価格のおおむね2分の1以上であるときは、特別障害給付金被災状況届

注）扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。

(1)　年齢16歳以上30歳未満の者

(2)　年齢70歳以上の者

(3)　年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者

①　留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

②　障害者

③　その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第二条**　法第五条の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一～四　（略） 2～5　（略） 6　市町村（特別区を含む。以下同じ。）から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第五条の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。 （認定の請求） **第十七条**　法第十二条の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一～四　（略） 2～5　（略） 6　市町村から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第十二条の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。 （認定の請求） **第三十二条**　法第十七条の規定による障害年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一～四　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得（令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。）が四百七十九万四千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 四・五　（略）	（認定の請求） **第二条**　法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一～四　（略） 2～5　（略） 6　市町村（特別区を含む。以下同じ。）から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。 （認定の請求） **第十七条**　法第十二条第一項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一～四　（略） 2～5　（略） 6　市町村から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第十二条第一項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。 （認定の請求） **第三十二条**　法第十七条第一項の規定による障害年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一～四　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得（令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。）が四百七十二万千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 四・五　（略）

3　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年の所得が四百七十九万四千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書

二　前年の所得が四百七十九万四千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

4・5　（略）

6　市町村から提供を受けた所得の情報その他の情報により厚生労働大臣が障害年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第十七条の規定による障害年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

（認定の請求）

第四十七条　法第二十二条の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～三　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～三　（略）

三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得が四百七十九万四千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

四　（略）

3　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年の所得が四百七十九万四千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書

二　前年の所得が四百七十九万四千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

4・5　（略）

6　市町村から提供を受けた所得の情報その他の情報により厚生労働大臣が遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第二十二条の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

3　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年の所得が四百七十二万千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書

二　前年の所得が四百七十二万千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

4・5　（略）

6　市町村から提供を受けた所得の情報その他の情報により厚生労働大臣が障害年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第十七条第一項の規定による障害年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

（認定の請求）

第四十七条　法第二十二条第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～三　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～三　（略）

三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得が四百七十二万千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

四　（略）

3　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年の所得が四百七十二万千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書

二　前年の所得が四百七十二万千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

4・5　（略）

6　市町村から提供を受けた所得の情報その他の情報により厚生労働大臣が遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第二十条第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、第一項の規定にかかわらず、氏名を記載した請求書を機構に提出することによって行うことができる。この場合において、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第三条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第二条第一項及び第六項、第十七条第一項及び第六項、第三十二条第一項及び第六項並びに第四十七条第一項及び第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

（国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第三十一条の規定は、令和七年十月以後の月分に係る国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金についての同法第十六条の規定による裁定の請求、同法第二十条第二項の規定による支給停止解除の申請、同法第二十条の二第三項の規定による支給停止の申出の撤回及び国民年金法施行規則第三十六条の五の規定による所得状況の届出（以下この条において「請求等」という。）について適用し、同年九月以前の月分に係る当該請求等については、なお従前の例による。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求について適用し、同年九月以前の月分に係る当該請求については、なお従前の例による。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第三十二条第二項及び第三項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定は、令和七年十月以後の月分に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律第十七条又は第二十二条の規定による認定の請求について適用し、同年九月以前の月分に係る当該請求については、なお従前の例による。

２　令和五年以前の年の所得に係る障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届に添えるべき書類については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

第五条　令和五年以前の年の所得に係る障害基礎年金所得状況届及び特別障害給付金所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第八十一号

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）及び港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十九号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三第二項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第五十五条の三第二項の国土交通省令で定める港湾施設） **第十八条の二**　法第五十五条の三第二項の国土交通省令で定める港湾施設は、次に掲げるものとする。 一　水域施設 二　防波堤、防砂堤、導流堤、水門、閘門、護岸及び突堤 三　係留施設 四　臨港交通施設 五　荷さばき施設 六　旅客乗降用固定施設及び待合所 七　倉庫、野積場及び貯木場 八　廃棄物埋立護岸 九　海浜、緑地及び広場 十　港湾管理事務所及び港湾管理用資材倉庫	（新設）

（港湾施設を使用して行う広域災害応急対策）

第十八条の三　法第五十五条の二第一項の国土交通省令で定める災害応急対策は、非常災害が発生した場合において、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長が実施する災害応急対策のうち、緊急輸送の確保、施設及び設備の応急復旧その他災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策とする。

（港湾広域防災施設）

第十八条の四　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の二十六第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項）

第十八条の五　法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣が管理する港湾広域防災施設（以下この条において「大臣管理施設」という。）が設置されている港湾の名称

二　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称

三　大臣管理施設の種類、名称及び所在地

（法第五十五条の三の三第三項の国土交通省令で定める事項）

第十八条の六　法第五十五条の三の三第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣が管理する港湾施設（以下この条において「大臣管理施設」という。）が設置されている港湾の名称

二　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称

三　大臣管理施設の種類、名称及び所在地

四　国土交通大臣が大臣管理施設について行う管理の内容

（開発保全航路内の物件の使用等ができる区域）

第十八条の七　法第五十五条の三の四の国土交通省令で定める区域は、別表第二のとおりとする。

（緊急確保航路内における放置等禁止物件）

第十八条の八　法第五十五条の三の五第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一　船舶

二　土石

三　いかだ

四　竹木

五　車両

六　前各号に掲げるもののほか、緊急確保航路における非常災害が発生した場合の船舶の交通又は沈没物その他の物件の除去に支障を与える程度においてこれらの物件に類するもの

（港湾施設を使用して行う広域災害応急対策）

第十八条の二　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める災害応急対策は、非常災害が発生した場合において、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長が実施する災害応急対策のうち、緊急輸送の確保、施設及び設備の応急復旧その他災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策とする。

（港湾広域防災施設）

第十八条の三　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の二十六第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項）

第十八条の四　法第五十五条の三の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣が管理する港湾広域防災施設（以下この条において「大臣管理施設」という。）が設置されている港湾の名称

二　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称

三　大臣管理施設の種類、名称及び所在地

（法第五十五条の三の三第二項の国土交通省令で定める事項）

第十八条の五　法第五十五条の三の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　国土交通大臣が管理する港湾施設（以下この条において「大臣管理施設」という。）が設置されている港湾の名称

二　大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称

三　大臣管理施設の種類、名称及び所在地

四　国土交通大臣が大臣管理施設について行う管理の内容

（開発保全航路内の物件の使用等ができる区域）

第十八条の六　法第五十五条の三の四の国土交通省令で定める区域は、別表第二のとおりとする。

（緊急確保航路内における放置等禁止物件）

第十八条の七　法第五十五条の三の五第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一　船舶

二　土石

三　いかだ

四　竹木

五　車両

六　前各号に掲げるもののほか、緊急確保航路における非常災害が発生した場合の船舶の交通又は沈没物その他の物件の除去に支障を与える程度においてこれらの物件に類するもの

（緊急確保航路内における技術基準対象施設の建設等の許可）

第十八条の九　法第五十五条の三の五第二項の国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を国土交通大臣に提出するものとする。

一　次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能

ロ　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ハ　イ及びロの照査方法

二　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める書類

2　前項の規定は、法第五十五条の三の五第四項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により国土交通大臣と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは「国土交通大臣と協議し」と読み替えるものとする。

附　則

1～3　（略）

4　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～五　（略）

六　令附則第九項第一号の承認を受けている工事実施計画を有する者であることを証する書類

七　令附則第十項の同意を得ている者であることを証する書類

八　（略）

5　国土交通大臣は、附則第三項の申請をした者が令附則第九項の基準に適合すると認めるときは、当該申請をした者及び当該港湾施設に係る港湾管理者に対し、その旨を通知するものとする。

6～9　（略）

別表第二（第十八条の七関係）

一　令別表第二第一号に規定する東京湾中央航路の区域のうち同号(3)から(6)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び同号(3)に掲げる地点と同号(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域及び次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

(1)　横浜大黒防波堤東灯台から一四〇度六、八〇〇メートルの地点

(2)　第二海堡灯台から一三度三〇分一一、〇六〇メートルの地点

(3)　第二海堡灯台から〇度四、〇三〇メートルの地点

(4)　第二海堡灯台から三二〇度二、六〇〇メートルの地点

(5)　横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から八七度四五分五、四三〇メートルの地点

(6)　横浜本牧防波堤灯台から一四一度四五分五、九二〇メートルの地点

二　令別表第二第二号に規定する中山水道航路の区域

三　令別表第二第三号に規定する備讃瀬戸航路の区域

四　令別表第二第五号に規定する来島海峡航路の区域

五　令別表第二第十号に規定する関門航路の区域

（緊急確保航路内における技術基準対象施設の建設等の許可）

第十八条の八　法第五十五条の三の五第二項の国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を国土交通大臣に提出するものとする。

一　次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能

ロ　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ハ　イ及びロの照査方法

二　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める書類

2　前項の規定は、法第五十五条の三の五第四項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により国土交通大臣と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは「国土交通大臣と協議し」と読み替えるものとする。

附　則

1～3　（略）

4　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～五　（略）

六　令附則第八項第一号の承認を受けている工事実施計画を有する者であることを証する書類

七　令附則第九項の同意を得ている者であることを証する書類

八　（略）

5　国土交通大臣は、附則第三項の申請をした者が令附則第八項の基準に適合すると認めるときは、当該申請をした者及び当該港湾施設に係る港湾管理者に対し、その旨を通知するものとする。

6～9　（略）

別表第二（第十八条の六関係）

一　令別表第二第一号に規定する東京湾中央航路の区域のうち同号(3)から(6)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び同号(3)に掲げる地点と同号(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域及び次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

(1)　横浜大黒防波堤東灯台から一四〇度六、八〇〇メートルの地点

(2)　第二海堡灯台から一三度三〇分一一、〇六〇メートルの地点

(3)　第二海堡灯台から〇度四、〇三〇メートルの地点

(4)　第二海堡灯台から三二〇度二、六〇〇メートルの地点

(5)　横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から八七度四五分五、四三〇メートルの地点

(6)　横浜本牧防波堤灯台から一四一度四五分五、九二〇メートルの地点

二　令別表第二第二号に規定する中山水道航路の区域

三　令別表第二第三号に規定する備讃瀬戸航路の区域

四　令別表第二第五号に規定する来島海峡航路の区域

五　令別表第二第十号に規定する関門航路の区域

附　則

この省令は、港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月二十二日）から施行する。

法規的告示

○国税庁告示第十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年七月四日から施行する。

令和七年七月四日

国税庁長官　江島　一彦

改正後		
○別表		
第一欄	第二欄	第三欄
［略］		
規則第九条第四項	（略）	（略）
規則第九条第五項	（略）	（略）
規則第九条第六項第六号	（略）	（略）
［略］		

改正前		
○別表		
第一欄	第二欄	第三欄
［同上］		
規則第九条第三項	（略）	（略）
規則第九条第四項	（略）	（略）
規則第九条第五項第六号	（略）	（略）
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第百九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１	**別表第１**
１～1213　（略）	１～1213　（略）
1214　経皮的三尖弁接合不全修復システム	（新設）
1215　吸収性軟骨再生用材料	（新設）

○厚生労働省告示第百九十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

○厚生労働省告示第百九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第四百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214及び1215に掲げる高度管理医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208及び1210に掲げる高度管理医療機器

○国土交通省告示第五百九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二の四第一項第七号ロの規定に基づき、準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する特定医療機器は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九　心臓弁接合不全修復器具 (1)　（略） (2)　経皮的三尖弁接合不全修復システム	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する特定医療機器は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九　心臓弁接合不全修復器具 (1)　（略） （新設）

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の四第一項第七号ロの国土交通大臣が定める数値は、第二第一項に規定する場合を除き、次の表に掲げる給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ同表に定める数値とする。 （表　略）	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の二の四第一項第七号ロの規定に基づき国土交通大臣が定める準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の外径は、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値とする。 （表　略）

第二　硬質塩化ビニルで造られた内管（日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｋ六七四一（硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するＶＰ、ＨＩＶＰ若しくはＶＵ、ＪＩＳ　Ｋ六七四二（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するＶＰ若しくはＨＩＶＰ、ＪＩＳ　Ｋ六七七六（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するＨＴ若しくはＪＩＳ　Ｋ九七九八（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管）又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）と繊維モルタル（有機物の量が重量の八パーセント以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造とした給水管等（以下この項において「耐火二層管」という。）が耐火二層管貫通部二時間耐火構造、耐火二層管貫通部一時間耐火構造、耐火二層管貫通部一時間準耐火構造又は耐火二層管貫通部四十五分間準耐火構造（以下この項において「耐火二層管貫通部構造」という。）の床又は壁を貫通する場合における令第百二十九条の二の四第一項第七号ロの国土交通大臣が定める数値は、次の表に掲げる外管の肉厚及び外径並びに内管の肉厚（以下この項において「外管肉厚等」という。）の区分に応じ、それぞれ同表の内管の外径の欄に定める数値とする。

（新設）

外管		内管	
肉厚	外径	肉厚	外径
六・〇ミリメートル以上	四十五・五ミリメートル以上	三・〇ミリメートル以上	二十七ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	四十五・五ミリメートル以上	三・五ミリメートル以上	三十三ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	五十一・五ミリメートル以上	三・五ミリメートル以上	三十九ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	六十一ミリメートル以上	一・八ミリメートル以上	四十九ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	七十三ミリメートル以上	一・八ミリメートル以上	六十一ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	八十九ミリメートル以上	二・二ミリメートル以上	七十七ミリメートル
六・〇ミリメートル以上	百二ミリメートル以上	二・七ミリメートル以上	九十ミリメートル
六・五ミリメートル以上	百二十九ミリメートル以上	三・一ミリメートル以上	百十五ミリメートル

七・〇ミリメートル以上	百五十六ミリメートル以上	四・一ミリメートル以上	百四十一ミリメートル
七・五ミリメートル以上	百八十三ミリメートル以上	五・一ミリメートル以上	百六十六ミリメートル

一　給水管等の外管肉厚等がこの表に掲げる二以上の区分に該当する場合においては、これらの区分のそれぞれに対応する同表の内管の外径の欄に定める数値のうち、いずれか大きい数値とすること。

二　内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該管の先端を密閉してあること。

三　給水管等の耐火二層管貫通部構造の床又は壁を貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分が耐火二層管であること。

2　前項の「耐火二層管貫通部二時間耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一　次に掲げる基準に適合すること。

イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める基準に適合すること。

(1)　給水管等が床を貫通する場合　当該床が鉄筋コンクリート造（令第七十九条第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないもの（平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の規定を適用するものに限る。）にあっては、防火上支障のないものに限る。以下同じ。）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（令第七十九条の三第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないもの（同告示第二項の規定を適用するものに限る。）にあっては、防火上支障のないものに限る。以下同じ。）であること。

(2)　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル未満のものを除く。以下同じ。）であること。

ロ　床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚（内部に中空部を有する床又は壁にあっては当該床又は壁の厚さから当該中空部の厚さを差し引いた厚さをいい、内部に中空部を有しない床又は壁にあっては当該床又は壁の厚さをいう。以下同じ。）が百ミリメートル以上であること。

二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第七号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚が百ミリメートル以上であること。

イ　床又は壁（耐力壁に限る。）に通常の火災による火熱が二時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ロ　令第百七条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合すること。

3　第一項の「耐火二層管貫通部一時間耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ　給水管等が床を貫通する場合　当該床が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること。

(1)　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が七十ミリメートル以上のもの

(2)　軽量気泡コンクリートパネルを用いたもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が百ミリメートル以上のもの

(3)　デッキプレート版（平板状又は波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったものにコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）をいう。以下同じ。）を用いたもので、給水管等が貫通する部分のコンクリート厚さ（コンクリートの表面から鋼板の上面までの距離の最小値をいう。）が七十ミリメートル以上のもの

ロ　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造のもの又は軽量気泡コンクリートパネルを用いたもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が七十五ミリメートル以上のものであること。

二　法第二条第七号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚が、床にあっては百ミリメートル以上、壁にあっては七十五ミリメートル以上であること。

イ　床又は壁（耐力壁に限る。）に通常の火災による火熱が一時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ロ　令第百七条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合すること。

4　第一項の「耐火二層管貫通部一時間準耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ　給水管等が床を貫通する場合　当該床が次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　床根太及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2)　表側の部分に厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（次項第一号イ(2)において「合板等」という。）の上に厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートパネルを張ったものを張ること。

(3)　裏側の部分又は直下の天井に厚さが十二・五ミリメートル以上の強化せっこうボードを二枚以上張ること。

ロ　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁が次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　間柱及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2)　両側に厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボードを二枚以上張ること。

二　令第百十二条第二項の国土交通大臣の認定を受けたもの（内部に中空部を有するものに限る。）であり、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ　給水管等が床を貫通する場合　当該床の中空部を区画する部分のうち表側の部分の厚さが二十四・五ミリメートル以上であり、かつ、当該床を区画する部分のうち裏側の部分又は直下の天井の厚さが二十五ミリメートル以上であること。

ロ　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁の中空部を区画する部分のいずれかの厚さの最小値が二十五ミリメートル以上であること。

5　第一項の「耐火二層管貫通部四十五分間準耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ　給水管等が床を貫通する場合　当該床が次に掲げる基準に適合すること。

(1)　床根太及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2)　表側の部分に厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さが九・五ミリメートル以上のせっこうボード又は軽量気泡コンクリートパネルを張ったものを張ること。

(3)　裏側の部分又は直下の天井に厚さが十五ミリメートル以上の強化せっこうボードを張ること。

ロ　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁が次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　間柱及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2)　両側に厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが九・五ミリメートル以上のせっこうボード若しくは難燃合板を張ったものを張るか、又は両側に厚さが九・五ミリメートル以上のせっこうボード若しくは難燃合板の上に厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボードを張ったものを張ること。

二　法第二条第七号の二の国土交通大臣の認定を受けたもの（中空部を有するものに限る。）のうち令第百七条の二第一号から第三号までに掲げる技術的基準に適合するものであり、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ　給水管等が床を貫通する場合　当該床の中空部を区画する部分のうち表側の部分の厚さが二十一・五ミリメートル以上であり、かつ、当該床を区画する部分のうち裏側の部分又は直下の天井の厚さが十五ミリメートル以上であること。

ロ　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁の中空部を区画する部分のいずれかの厚さの最小値が二十二ミリメートル以上であること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（壁等の構造方法を定める件等の一部改正）

2　次に掲げる告示の規定中「平成十二年建設省告示第千四百二十二号」の下に「第一」を加える。

一　壁等の構造方法を定める件（令和六年国土交通省告示第二百二十七号）第八第二項第三号

二　主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件（令和六年国土交通省告示第二百三十一号）第四第二項第三号

三　建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件（令和六年国土交通省告示第二百八十四号）第一第二号リ(3)

その他告示

○外務省告示第二百六十五号

令和六年二月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約について、ウクライナは、同条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国はこれを令和六年七月二日に受領した。我が国は、令和七年七月二日に同条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、ウクライナはこれを同日に受領した。よって、同条約は、その第二十八条一の規定に従い、令和七年八月一日に効力を生ずる。

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

官庁報告

国家試験

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第３項において準用する法第６条の規定により、第38回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和７年７月４日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年１月25日（日曜日）

2　試験地　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

ただし、試験地の事情により、近隣の試験地に変更することがある。

3　試験科目

パート	試験科目	領域
A	人間の尊厳と自立	人間と社会
	介護の基本	介護
	社会の理解	人間と社会
	人間関係とコミュニケーション	人間と社会
	コミュニケーション技術	介護
	生活支援技術	介護
B	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ
	発達と老化の理解	こころとからだのしくみ
	認知症の理解	こころとからだのしくみ
	障害の理解	こころとからだのしくみ
	医療的ケア	医療的ケア
C	介護過程	介護
	総合問題	全領域の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題

4　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

ア　障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ　インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者（以下「ＥＰＡ介護福祉士候補者」という。）については、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長を行う。

ウ　外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者については、その申請により、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、問題に図表等を用いることがある。出題数は125問、総試験時間数は220分間とする。

⑶　出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格

⑴　次のいずれかに該当する者

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（このアの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において２年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

イ　学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において１年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

ウ　学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（このウの厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において１年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑵　次に該当する者として、介護等の業務に３年以上従事した者（令和８年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）であって、法第40条第２項第５号に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う実務者研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者（令和８年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）

ア　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第５条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）及び指定発達支援医療機関の利用者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者（障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の２第１項第１号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第２号に規定する精神障害者授産施設及び同項第４号に規定する精神障害者福祉工場をいう。）、障害者総合支援法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の６に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の７に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の８に規定する知的障害者通勤寮をいう。）、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年７月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年５月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第５条第28項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館（「隣保館の設置及び運営について」（平成14年８月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙１（隣保館デイサービス事業実施要領）に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものを含む。）

ウ　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員

エ　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

オ　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第２条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

カ　障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

キ　整備法第３条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

ク　指定訪問介護（介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第８条第２項に規定する訪問介護をいう。）若しくは指定介護予防訪問介護（同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第５条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）又は第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の６第１号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）の訪問介護員等

ケ　指定訪問看護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第４項に規定する訪問看護をいう。）又は指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービスに該当する介護保険法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護をいう。）において看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

コ　指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第７項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第９項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員

サ　指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第３項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員

シ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第42条の２に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第８条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の訪問介護員等

ス　指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）の訪問介護員

セ　指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第８条の２第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）の介護職員

ソ　指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第８条の２第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者

タ　指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第８条の２第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の介護従業者

チ　指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第23項に規定する複合型サービスをいう。）の介護従業者

ツ　指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第８項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第６項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第８条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設の介護職員

テ　指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第８条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設の介護職員

ト　指定介護老人福祉施設（指定施設サービス等に該当する介護保険法第８条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する同法第８条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）（特別養護老人ホームを除く。）の介護職員

ナ　老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ニ　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヌ　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第８条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所（以下「病棟等」という。）における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ネ　介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ノ　老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成６年３月厚生省告示第72号）別表第１（老人医科診療報酬点数表）において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（１から４）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。）において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

ハ　医療法第１条の５に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヒ　健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する訪問看護事業において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

フ　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第２条第２項に規定する国立ハンセン病療養所等における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

ヘ　職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第４項に規定する家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者

ホ　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第１項第２号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

マ　「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）

ミ　「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年８月６日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ム　「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」（昭和54年４月11日付け児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

メ　「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」（平成26年３月31日付け障発0331第１号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年８月１日付け障発第0801002号）別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記11⑶に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11⑺に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

モ　「地域生活支援事業の実施について」別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記１―９に基づく「移動支援事業」、別記１―11⑷に基づく「日中一時支援」又は別記１―14⑵に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記１―11⑵に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員（「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」（平成19年６月18日付け障発第0618001号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」の別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記６⑿に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものを含む。）

ヤ　「地域福祉センターの設置運営について」（平成６年６月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ユ　「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

ヨ　「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」（平成５年７月15日付け健医発第765号）に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」（平成５年７月15日付け健医発第766号）に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

ラ　「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」（昭和50年９月19日付け衛発第547号）別添（原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱）に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

リ　介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

なお、「介護等の便宜を供与する事業」は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和６年７月３日付け社援発0703第１号）に掲げるものを除き、次のような事業であること。

(ｱ)　地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等の業務を行っているもの

(ｲ)　介護保険法第42条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）又は同法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業

(ｳ)　障害者総合支援法第30条第１項第２号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

(ｴ)　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、介護保険法第41条第１項に規定する指定居宅サービス若しくは同法第42条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス、同法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス、同法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）又は第一号通所事業（同法第115条の45第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）に準ずるもの

(ｵ)　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの

⑶　次のいずれかに該当する者

ア　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて３年以上（専攻科において２年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

イ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて、社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第５に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者

ウ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校（専攻科及び別科を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第１条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）別表第１に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者

エ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第１に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者

オ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科（修業年限２年以上のものに限る。）において旧施行規則別表第２に定める科目及び単位数を修めて卒業した者

カ　平成26年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において３年以上（専攻科において２年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、５の⑵の介護等の業務に９月以上従事した者（令和８年３月31日までに９月以上従事する見込みの者を含む。）

キ　平成28年４月１日から平成31年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において３年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者（クに掲げる者を除く。）であって、５の⑵の介護等の業務に９月以上従事した者（令和８年３月31日までに９月以上従事する見込みの者を含む。）

ク　平成28年４月１日から令和２年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科（修業年限が２年以上であるものに限る。）において２年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、５の⑵の介護等の業務に９月以上従事した者（令和８年３月31日までに９月以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　ＥＰＡ介護福祉士候補者であって、５の⑵の介護等の業務に３年以上従事した者（令和８年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）

⑸　５の⑵の介護等の業務に３年以上従事した者（令和８年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する介護職員基礎研修課程（以下「介護職員基礎研修課程」という。）を修了した者であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）施行規則附則第13条第３号の喀痰吸引等研修（別表第３第１号の基本研修及び同表第２号の実地研修を除く。以下「喀痰吸引等研修」という。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの（令和８年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

(ｱ)　受験申込書　施行規則様式第５により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

⑷　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影したパスポート（旅券）サイズ（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）のものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ　５の⑴に該当する者が提出する書類

学校長の発行に係る卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに卒業証明書を提出すること。

ウ　５の⑵、⑶のカ、キ若しくはク、⑷又は⑸に該当する者が提出する書類

勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

エ　５の⑵に該当する者が提出する書類

受験申込書提出の際にすでに実務者研修を修了している者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了証明書、受験申込書提出後に実務者研修を修了予定の者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了見込証明書

なお、実務者研修修了見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに、実務者研修修了証明書を提出すること。

オ　５の⑶に該当する者が提出する書類

学校長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）又は卒業見込証明書（平成20年度以前に入学した者については、卒業証明書及び履修証明書）

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに卒業証明書を提出すること。

カ　５の⑸に該当する者が提出する書類

㋐　介護職員基礎研修課程の実施者が交付する介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類

㋑　受験申込書提出の際にすでに喀痰吸引等研修を修了している者にあっては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類、受験申込書提出後に喀痰吸引等研修を修了予定の者にあっては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類

なお、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

キ　第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書及び履修証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、実務経験証明書、卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあっては、これを証する書面）及び履修証明書の提出に代えることができる。

ク　過去の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、実務者研修修了証明書又は介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類及び喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出したものについては、当該受験票の提出をもって実務者研修修了証明書又は介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類及び喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、６の⑴において別に定めるものを除き、令和７年８月６日（水曜日）から令和７年９月５日（金曜日）までの間に、試験センターに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便により、令和７年９月５日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　過去の介護福祉士国家試験で受験票の交付を受けた者であって、受験資格を証する書類を提出した者は、インターネットによる受験申込みをすることができる。インターネットによる受験申込みは、令和７年８月６日（水曜日）から令和７年９月５日（金曜日）までの間に、試験センターのホームページより申込手続きを行ったものに限り受け付ける。

なお、初めて試験を受けようとする者は、受験資格を証する書類の提出が必要であるため、インターネットによる受験申込みをすることができない。

オ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、18,380円とし、受験手数料の額を試験センターにコンビニエンスストア等から納付すること。この場合において、コンビニエンスストア等に支払う手数料は受験申込者の負担とする。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

受験票は、令和７年12月12日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

７　合格基準の考え方

⑴　全パート受験した者

ア　次の㋐、㋑の条件を満たした者を合格者とする。

㋐　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数（以下、合格基準点という。）以上の得点の者。

㋑　㋐を満たした者のうち、以下の11試験科目群すべてにおいて得点があった者。

①人間の尊厳と自立、介護の基本　②社会の理解　③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術　④生活支援技術　⑤こころとからだのしくみ　⑥発達と老化の理解　⑦認知症の理解　⑧障害の理解　⑨医療的ケア　⑩介護過程　⑪総合問題

イ　アの条件を満たさない者でも、次の条件によりパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

次のパート別内訳表のすべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

（パート別内訳表）

パート	試験科目群
A	①人間の尊厳と自立、介護の基本
	②社会の理解
	③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
	④生活支援技術
B	⑤こころとからだのしくみ
	⑥発達と老化の理解
	⑦認知症の理解
	⑧障害の理解
	⑨医療的ケア
C	⑩介護過程
	⑪総合問題

⑵　一部のパートのみ受験した者

次により、パート別内訳表のうち、受験したパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

すべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートごとを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

（注１）　パート合格は、パート合格した試験の翌々年まで有効である。

（注２）　不合格となった者についても、７⑴イの条件によりパートごとの判定を行う。

８　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、令和８年３月16日（月曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

⑵　合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を令和８年３月19日（木曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　５の⑴に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したものについては、６の⑴のイに示した期日までに卒業証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑷　５の⑵、⑶のカ、キ若しくはク、⑷又は⑸に該当する者で、実務経験見込証明書を提出したものについては、６の⑴のウに示した期日までに実務経験証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑸　５の⑵に該当する者で、実務者研修修了見込証明書を提出したものについては、６の⑴のエに示した期日までに実務者研修修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑹　５の⑶に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したものについては、６の⑴のオに示した期日までに卒業証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑺　５の⑸に該当する者で、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出したものについては、６の⑴のカの㈠に示した期日までに喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の提出がないときは、当該受験を無効とする。

９　受験の申込みに必要な書類の請求

受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「介護福祉士受験の手引○人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申込むことができる。

10　その他

⑴　試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

⑶　受験に際し、外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者のうち、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙の配布及び試験時間の延長等を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　ＳＥＭＰＯＳビル　郵便番号150―0002　電話番号03（3486）7521（平日午前９時30分から午後５時）　試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声案内）　ホームページ　https://www.sssc.or.jp/

介護福祉士試験委員の公告

第38回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和７年７月４日

厚生労働大臣　福岡　資麿

試験委員長　臼井　正樹

副委員長

小澤　温　川井太加子　小池　竜司
白井　孝子　鈴木　智敦　武田　卓也
中村　朗　八木　裕子

委員

石川　由美　伊藤　明代　井藤　佳恵
伊藤　健次　江口　賀子　小野内智子
小山　晶子　金子　英司　木村　あい
工藤　雄行　久保　由佳　午頭　潤子
小林　理　坂本　毅啓　佐藤　真弓
志水　幸　鈴木　俊文　関　勝
曽根　直樹　髙木　憲司　田村　綾子
辻　泰代　出村　早苗　徳田　良英
中里　和弘　中西　正人　二瓶さやか
野方　円　原野かおり　東森　由香
平野　啓介　廣瀬　圭子　廣野　正子
藤井　徹也　藤田　秀剛　二渡　努
古川　和稔　堀口美奈子　松本　望
水谷なおみ　森　千佐子　矢吹　拓
山根　友絵　吉田　輝美　吉藤　郁
若林美佐子

令和７年不動産鑑定士試験短答式試験合格者

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第９号）第５条第２項の規定により令和７年不動産鑑定士試験の短答式による試験に合格した者の受験番号を次のとおり公告する。

令和７年７月４日

国土交通省土地鑑定委員会委員長

横山　美夏

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
（試験地　北海道）			
1002	1003	1016	1020
1023	1024	1026	1028
1029	1032	1034	1038
1040			
（試験地　宮城県）			
1101	1108	1109	1112
1113	1115	1116	1119
1122	1132	1137	1145
1146	1147	1148	1151
1152	1153	1159	1160
1162	1164	1165	1166
1167	1168	1172	1175
1186	1189	1192	1204
（試験地　東京都）			
1301	1303	1304	1307
1309	1316	1320	1321
1322	1326	1328	1330
1331	1333	1336	1337
1339	1340	1342	1349
1355	1356	1357	1362
1363	1367	1370	1372
1374	1379	1382	1383
1389	1391	1392	1393
1398	1399	1403	1404
1407	1410	1414	1415
1417	1419	1420	1422
1423	1427	1428	1440
1446	1448	1450	1451
1452	1453	1454	1456
1458	1459	1460	1464
1466	1469	1470	1472
1474	1476	1477	1480
1485	1488	1492	1494
1501	1505	1509	1510
1511	1512	1513	1521
1522	1525	1526	1527
1529	1530	1536	1537
1544	1546	1548	1549
1553	1554	1562	1572
1576	1579	1583	1590
1591	1592	1593	1595

1608 1611 1613 1614
1617 1622 1623 1624
1627 1634 1638 1639
1643 1646 1651 1652
1654 1662 1667 1679
1685 1686 1691 1694
1696 1707 1715 1716
1717 1723 1724 1725
1737 1743 1745 1746
1749 1752 1765 1771
1772 1785 1786 1792
1793 1804 1817 1835
1837 1848 1850 1852
1860 1864 1873 1878
1880 1881 1883 1885
1887 1889 1890 1895
1898 1901 1902 1905
1906 1907 1909 1910
1913 1915 1916 1919
1922 1923 1924 1929
1930 1932 1933 1939
1940 1941 1944 1948
1950 1951 1953 1954
1955 1956 1957 1960
1962 1963 1966 1968
1970 1972 1973 1974
1976 1978 1979 1981
1982 1983 1985 1987
1990 1991 1992 1993
1994 1996 1997 2000
2003 2005 2006 2011
2015 2017 2018 2021
2022 2024 2027 2028
2030 2032 2033 2034
2039 2041 2043 2044
2047 2049 2053 2057
2058 2060 2063 2064
2066 2068 2073 2074
2077 2078 2079 2080
2081 2089 2092 2093
2099 2103 2104 2107
2110 2113 2117 2121

2125 2127 2128 2131
2132 2136 2142 2143
2144 2146 2147 2149
2150 2152 2155 2162
2163 2169 2170 2175
2180 2181 2182 2186
2189 2195 2203 2204
2206 2209 2210 2215
2217 2221 2223 2229
2230 2231 2232 2234
2236 2240 2241 2243
2245 2246 2248 2249
2251 2252 2254 2255
2259 2261 2262 2264
2265 2271 2272 2273
2274 2275 2276 2281
2282 2283 2288 2291
2298 2300 2303 2314
2318 2323 2327 2328
2329 2332 2334 2346
2348 2351 2355 2356
2357 2358 2359 2360
2366 2368 2369 2377
2380 2381 2384 2386
2390 2391 2395 2399
2401 2403 2405 2424
2426 2432 2433 2434
2438 2439 2440 2447
2448 2453 2458 2460
2461 2464 2470 2471
2473 2475 2476 2478
2489 2496 2500 2510
2520 2525 2536 2538
2543 2549 2555 2564
2568 2570 2571 2572
2575 2577 2583 2587
2601 2602 2620 2629
2640 2646 2652 2665
2667 2676 2679 2681
2685 2686 2694 2710
2715 2731 2779 2784
2787 2788 2796 2810
2814 2845 2846 2848

（試験地　新潟県）
2901 2904 2907 2911
2919 2920
（試験地　愛知県）
3002 3003 3004 3005
3007 3008 3015 3017
3020 3021 3024 3026
3028 3030 3034 3042
3046 3047 3048 3051
3053 3054 3077 3078
3085 3089 3094 3096
3100 3101 3102 3104
3105 3115 3124 3128
3132 3135 3142 3150
3151 3162 3164
（試験地　大阪府）
3202 3203 3206 3211
3213 3214 3215 3217
3219 3220 3221 3226
3227 3230 3232 3236
3237 3238 3239 3241
3242 3244 3247 3249
3253 3255 3258 3264
3265 3269 3270 3271
3277 3278 3288 3289
3294 3297 3304 3311
3313 3314 3315 3318
3325 3338 3348 3351
3359 3375 3388 3392
3393 3396 3398 3399
3401 3406 3409 3412
3415 3416 3418 3421
3424 3426 3427 3429
3430 3433 3434 3437
3440 3444 3447 3450
3454 3459 3468 3471
3472 3475 3476 3477
3479 3480 3482 3483
3484 3486 3487 3490
3491 3492 3495 3498
3503 3504 3506 3508

3509 3512 3513 3514
3516 3521 3523 3543
3546 3547 3548 3549
3551 3553 3556 3559
3561 3563 3567 3571
3572 3574 3575 3576
3577 3580 3585 3586
3588 3589 3595 3597
3598 3599 3603 3606
3611 3621 3626 3627
3631 3636 3637 3654
3657
（試験地　広島県）
3703 3704 3706 3713
3714 3719 3728 3730
3733 3736 3738 3740
（試験地　香川県）
3802 3807 3814 3815
3820 3823 3824 3825
3826 3827 3831 3833
3839 3843
（試験地　福岡県）
3902 3903 3909 3910
3911 3912 3916 3923
3924 3925 3927 3929
3933 3934 3946 3948
3962 3964 3968 3971
3973 3974 3980 3981
3991 3992 3994 3997
4001 4002 4003 4007
4008 4011 4013 4014
4018 4020 4021 4023
4025 4026 4027 4029
4030 4032 4036 4037
4040 4046 4050 4055
4060 4064 4071 4074
4086 4103
（試験地　沖縄県）
4202 4204 4206 4211
4213 4214 4227 4232

以上　779名